

令和4年 第4回定例会

屋久島町議会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月16日 閉会

屋久島町議会

令和4年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月6日・至12月16日（11日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月6日	火	本会議	○開 会
7日	水	本会議	○一般質問
8日	木	本会議	○一般質問
9日	金	本会議	○一般質問
10日	⊕	休 会	
11日	⊕	休 会	
12日	月	委員会	○各常任委員会
13日	火	委員会	○各常任委員会
14日	水	休 会	
15日	木	休 会	
16日	金	本会議	○最終本会議

令和4年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和4年12月6日

令和4年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 認定第1号 令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第98号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第16 議案第99号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第17 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 議案第101号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分について
- 日程第19 議案第102号 屋久島町情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第103号 屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第21 議案第104号 屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第22 議案第105号 屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止について

- 日程第23 議案第106号 屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第107号 屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第108号 屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第109号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第110号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第111号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第112号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第113号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第114号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第32 議案第115号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第116号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第117号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第118号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第119号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第120号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第121号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第39 議案第122号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第41 屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願の撤回について

○日程第42 令和4年陳情第10号 安定した介護サービスの体制整備への取り組みについて

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和4年第4回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、大角利成君、1番、岩川卓誉君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの11日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、配付してあるとおりでございます。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和4年第4回屋久島町議会定例会の開会にあたり、第3回定例会後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症防止関係について御報告いたします。

9月20日から鹿児島県における感染者数の把握方法が変更されたことにより、町内での感染者情報の公表を中止することとなりました。

また、10月6日からは本町の警戒レベルの指標を5段階から3段階に変更し運用しているところです。

これは本町においても社会活動の制限を行わず感染対策を行う方針とするためであります。現在、熊毛郡内での感染者が100人未満のレベル2に該当し、100人を超えた場合は最も警戒体制を強化するレベル3に移行することとなります。しかし全国的には感染が急激に拡大しており、年末に向けて移動や飲食の機会が多くなるシーズンとなりますので、引き続き積極的なワクチン接種とマスク着用など自分と家族を守る基本的な感染対策に御協力をお願いします。

次に、離島振興事業の推進について御報告いたします。

10月1日から2日に公明党離島振興対策本部の皆様が来島し、町内視察と関係者との意見交換を行いました。

意見交換では、離島活性化交付金のメニュー拡大、屋久島空港の早期整備、危険空き家解体の促進、全国旅行支援の継続、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金のメニュー拡大、事業継承の円滑促進、物価・燃油高騰対策、国有林の有効活用等に係る課題解決に尽力いただけるよう訴える機会となりました。

議員団には、11月4日に関係省庁の担当者を参集させ、制度改善の要請をいただいたところです。

今後とも、事業化、事業拡充に続けていただくよう取り組んでまいります。

次に、職員採用について御報告いたします。

10月16日及び30日に屋久島町職員採用試験を実施しました。

町内外から13名の申込みがありましたが、残念ながら土木職や口永良部島勤務職員の申込みはありませんでした。

11月1日には11名の合格を決定したところであり、意向確認後、4月に任用することとなります。

次に、鹿児島県知事、口永良部島視察について御報告いたします。

11月15日及び16日に、お忙しい中、塩田知事が口永良部島を視察されました。

口永良部島に宿泊し調査いただくのは初めての機会であり、新岳噴火及び自然災害による被災状況と、島民が直面する課題を直接確認いただく機会となりました。

次に、口永良部島簡易水道事業に係る住民訴訟の経緯について御報告いたします。

11月2日に鹿児島地方裁判所において、住民から提訴された口永良部島簡易水道事業国庫補助金返還に係る損害賠償請求の第1回口頭弁論が行われました。当日は提出された書類の確認がなされ、第2回口頭弁論を12月21日に設定されたところです。

次に、改正離島振興法の成立について御報告いたします。

11月18日に離島振興法の一部を改正する法律案が原案どおり全会一致で可決され、令和15年3月31日まで10年間延長されることとなりました。

今回の改正法では、公共事業の補助率かさ上げ等の継続のほか、都道府県に離島市町村への支援の努力義務や感染症発生時の住民生活の配慮規定、高齢化が進む小規模離島について、日常生活に必要な環境維持が図られるよう配慮する規定が新設をされています。

全国離島振興協議会長として、316島141名の市町村長と連携をし、関係の国会議員の御協力を得て、法案が形となり、10年間は国策として保障されたことは、ひとまず役割を果たせたと考えているところです。

今後は実情に合った具体的なメニューと予算確保をいただけるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

- △ 日程第5 認定第1号 令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第6 認定第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計決算認定について
- △ 日程第7 認定第3号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第8 認定第4号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第9 認定第5号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第10 認定第6号 令和3年度屋久島町診療所事業特別

会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第11 認定第7号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第12 認定第8号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第13 認定第9号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第14 認定第10号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第14、認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

この10件につきましては、決算審査特別委員会への付託案件であり、これから決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

おはようございます。

少し長くなりますけれども、せっかく貴重な委員の皆さん方からの御意見でしたので、できるだけ反映をさせたいという気持ちで取りまとめてみましたのでよろしくお願ひいたします。

令和3年度屋久島町議会決算審査特別委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された案件は、認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件でありました。

当委員会は、去る9月20日水曜日、本会議終了後、議会第1委員会室において、審査日程、現地調査、審査方法等についての協議を行い、10月17日月曜日より4日間の日程で議案審査を開始いたしました。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業効果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長、事務局長、ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告をいたします。

まず、電気課については、台風等による停電の復旧作業について、4事業所で作業内

容が違っていると聞いているが統一した対処はできないのかとの質疑に対し、課長より、強風による断線や引込み線等の破損があるが、中でも九州電力は厳しい基準を定めており、一定の風速を超えたら修理は行わない。役場電気課では少しでも停電の範囲を狭くするための作業を行っているが高所作業車による修繕は風の状況により判断している。また末端に行くほど復旧に時間がかかり事務所も1人で電話対応等をしております。苦情も結構あり、さらに内容を検討していきたいが自然災害であるということも理解をしていただきたいとの回答でありました。

次に、福祉支援課では、高齢者バスの利用について、利用者は何名か。また、南部は利便性がよく北部は悪いと聞くがどのような対策をしているのかとの質疑に対し、利用者は477名である。北部については朝便が宮之浦港からのため事業者に要望しているが、以前は前向きであったものの、なかなか進んでいないとの回答でありました。

次に、ヤングケアラーについて、その線引きは難しいと思うが子供の日常生活に支障が出ている。実態はどうかとの質疑に対し、教育委員会で調査をしているが、まだ集計が届いていない。精神疾患の親を持つ子供や高学年で料理をするなどはヤングケアラーと言えるのではないか。児童相談所とも連携しているので、今後示される指針等に基づき対応していくとの回答がなされました。

これに対し委員より、教育委員会とも連携し対応していただきたいとの要望が出されました。

次に、生活環境課では、自動車リサイクル補助金について、口永良部島の廃車処理状況と今後の対応について、どのように考えているのかとの質疑に対し、担当職員より、以前からすれば減っているが口永良部島に処理事業者がなく、著しく減っているとは言えない。鉄の景気がよい時期は随分減った時期もあったが、町としてはこれ以上増やさないという努力をするしかないとの回答であった。

また、委員より、上水道事業特別会計について、税については、自主納付、口座振込が浸透しているが水道会計はいつまで集金体制を続けるのかとの質疑に対し、担当課長より、現在7,000件中4,000件が口座振替である。コンビニ収納等も導入されており、徴収員制度については今後廃止の方向で検討しているとの回答でありました。

健康長寿課では、健康づくり推進事業の中で健診の受診率の低下や防護対策事業が2分の1以下となっているがとの質疑に対し、健診については、台風の影響などで健診日が5月から11月に延びたことや観光客が島内で濃厚接触者となり滞在を余儀なくした場合、また町民が濃厚接触者となり家族から隔離するための宿泊所を利用した場合の予算であったが見込みより少なかったことが要因であるとの回答がなされました。

また、国保事業の中で、レセプト点検に関連し、セカンドオピニオンの対策についての質疑がなされ、担当課長より、複雑多剤服薬対策として、1か月の間に2つの病院に

かかり、同じような薬や多くの薬を処方されている人には、一定の基準を設け通知もしており、あまりにも極端な人には、本人の意思も尊重しながら指導しているとの回答であった。

このほか、介護保険事業や診療所事業についても審議を行いました。

会計課では、一時借入金が6億円とあるが入札の結果か。また、現在指定金融機関はJAであるが、他の金融機関からの要望はないのかとの質疑に対し、借入れは現在の指定金融機関である種子屋久農協と特別貸越契約書を締結しており、農協と契約をした。また、指定金融機関は毎年年度末に意思確認をしているが、他の機関からの要望は特になく、JAとの契約更新をしているとの回答でありました。

産業振興課では、堆肥センターの補修の内容と一湊の漁村センターの耐震の基準は満たしているのかとの質疑に対し、平野の堆肥センターは、老朽化により雨漏りや廃液が問題視されており、継続して修繕を行い、令和3年度は屋根の補修を行った。漁村センターについては、昭和56年当時、建築基準が見直され、建設課でも構造上特に問題ないとの見解であるとの回答がなされました。

このほか、試験園の活用や、サメの駆除対策、民有林の伐採の方向性や、松くい虫防除対策についても質疑が交わされたところであります。

政策推進課では、コロナ関係の公共交通事業者支援補助金の内容についての質疑が出され、航空会社、船会社にそれぞれ200万円、島内の交通事業者、バス会社、タクシー会社等へ各100万円の合計1,400万円であるとの回答でありました。

また、屋久島空港拡張問題について、議会としては特別委員会を設置しているが、今後の取組についてどのような考えを持っているのかとの質疑に対し、県や国に対するこれまでの要望活動で一定の成果があったと考え、安堵感を持っている。今後、県からどのような対応が示されてくるかは定かではないが、ある程度スムーズに推移していると捉え、特段の要望活動は必要ないと思っているとの見解が示されました。

このほか、春田浜定住促進団地に関する考え方や、奄美・沖縄航路支援事業の見通し、屋久島高校の島外生徒受入れの検討についても意見が交わされました。

次に、教育委員会、社会教育課では、志戸子公民館の改修事業で耐震強度策は出していないが耐震診断はしなくてよかったのかとの質疑に対し、漁村センター同様、昭和56年以前の建物であり対象外であるとの回答があった。

また、尾之間中央公民館の清掃はどのようにしているのかとの質疑に対し、公民館に入っている図書室、包括支援センター、公社へ依頼をしているとの回答でありました。

これに対し委員より、管理が悪いと感じている。階段等もう少し気配りをし、しっかりと管理をしてほしいとの意見も出されました。

教育総務課では、教育支援センターの運営について、北部が12名、南部が5名とある

が、その後、どのような推移かとの質疑に対し、担当課長より、若干増えている傾向にある。通所している子供たちも、毎日行くのではなく体調を見ながら通っており、常時この人数ではないとのことであった。また、支援員はそれぞれ1名であるが、補助的役割として、月に何日か北部では英語を、南部では数学を教える方を雇っているということも明らかにされました。

地域住民課では、全国的にマイナンバーカードのことが言われているが屋久島町の交付率はどの程度かとの質疑に対し、課長より、町民課所管ではあるが、令和4年9月末で64.6%の交付率であり、全国で31番目となっているとの回答がありました。

町民課では、パスポートの申請はどの程度か、また、たばこ消費税は合併当時1億2,000万円程度あったと思うが、現在はどれぐらいかとの質疑に対し、パスポートは令和3年度は34件であったが、今後は増えていく見通しである。また、たばこ消費税は、アイコスの普及等により近年は8,000万円程度となっていることが示されました。

観光まちづくり課では、定住促進事業について、ターゲットや目標があるのかとの質疑に対し、希望としては、ターゲットは若い人であり審査項目も若い人を高く設定しているのもので、可能であれば若い人のほうがよいとの回答があった。

委員より、人材不足が課題となっている。若い人への支援など、めり張りをつけた取組を検討してほしい旨の意見が出されました。

このほか、空き屋バンクの在り方や、総合自然公園、ゆのこの湯の取組についての議論も交わされたが、明確な回答はなく、抜本的な打開策を講ずる必要があると感じたところであります。

総務課では、町ホームページ、LINEなどで広報、伝達をしているが、更新されていない状況もある。職員を増員すべきではないかとの質疑に対し、ホームページとLINEの情報伝達は関連性があるが、確かにホームページの更新が滞る場合がある。まずは、人員増より課内での協力体制を強化したいとの回答であった。

また、アルコールチェッカーの確認について、以前試しにやったところ、職員で匂いのする人がいたとのことがあったがとの質問に対し、集中管理車両の乗車時に確認しているが、今のチェッカーは息を吹き込む機器となっており正常に作動しているとのことでありました。

最後に、建設課では、住宅管理について、多くの空き家住宅があるにもかかわらず募集が年3回となっているが、間隔を短くすることはできないのかとの質疑に対し、課長より、空いた段階で畳替えや色々修繕を要する場合があり、職員が調査をし、大工さんに確認や修理をお願いした上で募集をかけるため、随時ということは厳しい状況であるとの回答でありました。

また、住宅使用料の滞納や、高齢入居者への対応策、町道や農道の管理について、台

帳作成業務や地図情報管理システム等についても意見が交わされたところであります。

以上の審査を経て、討論、採決を行った結果、認定第1号から認定第10号までの10件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

また、現地調査についても、去る10月20日午後より、町道永田灯台線、永田いなか浜災害復旧工事、林道屋久島北部線、屋久島総合自然公園、ゆのこの湯の5件について、関係資料、図面等を照合しながら適正に執行されているかどうかを調査いたしました。

最後に、今回の審査においても、その着眼点としては、昨今の厳しい財政状況の中、また新型コロナウイルス感染症予防対策と向き合いながら、いかに効率よく、そして無理無駄のない町民目線に立った行政運営がされているか、町民の生活と福祉の向上につながっているか、どのような行政効果が表れているか等でありましたが、これまで幾度となく指摘したにもかかわらず改善されていない部分や、見直すべき事項も多く見られました。

監査委員による定期監査や、議会議決後の補完的役割としての審査ではあり、法的拘束力はないとしても、職員各位におかれましては、複雑多岐にわたる公務等で多忙なことは理解いたしますが、常に緊張感を保ちながら職務に専念していただきたいと思うところであります。

なお、審査の中で、書類の不備や質問事項等に対する回答がなされず、後日の回答や書類の提出等を求められたものについては、責任を持って対応していただくよう要望いたします。

今回の審査に当たり、御協力いただいた各課、事務局の職員の皆様へお礼を申し上げ、令和3年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、1件ずつ討論・採決を行います。

初めに、認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和3年度屋久島町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第9号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第10号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

- △ 日程第15 議案第98号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第16 議案第99号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第17 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第15、議案第98号、屋久島町道路線の認定についてから、日程第17、議案第100号、損害賠償の額を定めることについてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第4回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、その他案4件、条例案12件、補正予算案9件の計25件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、議案第98号から議案第100号について御説明いたします。

議案第98号、屋久島町道路線の認定につきましては、吉田集落内道路を町道として適切な整備及び管理を行うため認定するものであります。

議案第99号、屋久島町道路線の変更につきましては、道路台帳補正業務委託の実施に伴う永久保第3号幹線の起点及び終点を変更するものであります。

議案第100号、損害賠償の額を定めることにつきましては、町道本村向江浜線、金ヶ迫川橋架工事の掘削時にN T T埋設光ケーブル等を損傷したことに対し、復旧費用の損害賠償を求められたことからその額を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

○14番（渡邊博之君）

まず、議案第98号ですが、吉田地域の町道認定ということになるんですけども、この工事、舗装はされていますよね。これはいつやられたのか、まずお示しをいただきたいと思います。

それから損害賠償について、直接工事を行ったのは業者なのか、それとも町の職員なりであったのか、この別もお示しをいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

議案第98号の屋久島町道路線の認定について説明をいたします。

吉田地区の集落内の道路につきましては、平成28年予算の29繰越しの部分で、舗装まで整備が完了しております。

○生活環境課長（計屋正人君）

議案第100号の件です。

本件につきましては、本町職員が自ら工事を執行してございます。

外部発注等行っておりません。

以上でございます。

○14番（渡邊博之君）

議案第98号の町道について、平成29年、今、令和4年、大分時間がたっているんですけども、ここまでこの認定が延びたというのは何か理由があったのかどうか。

それから損害賠償ですけれども、一般的にですけれども、もし業者がこういうことになった場合の業者の責任というものもあるのかどうか、その存否をお示しいただきたいと思えます。

○建設課長（日高 望君）

平成28年に整備が完了いたしまして、今回提案をしてございますが、町道につきましては、交付税対象路線という形になります。平面図の整備とか、あとは道路敷の数量関係、交付税に関わる資料の整備のために今回の提案となっております。

○生活環境課長（計屋正人君）

工事が橋に絡む水道のかけ替えが含まれている請負工事の中で行われていたならば、当然業者にその責が生じるという形になると思えます。

今回については、橋の架け替えとは別に水道管の切替えを本町の職員が直営でしたというものですので、今回賠償責任が町に生じるというものでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

議案第100号の損害賠償の件ですが、今、内容は分かりました。ただ、職員等あるいは会計年度職員等が重機等を扱う場がかなりあるように私見しているんですが、それらの方々への安全講習というか、そういうのは計画的に年次やられているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

申し訳ございません。私この4月に着任して、安全講習を4月から11月の間には実施を聞いてございません。ちょっとお答えはごめんなさい。私ここではできかねます。失礼いたします。

○15番（大角利成君）

副町長でもいいんですが、いわゆる水道工事等に限らず、先程申し上げましたように、高所作業車とか、色々直営でやる分があると思うんですが、それはやっぱり取扱いあるいは事故等ないように徹底した講習、職員の気構えというか、そういうのをやるべきだと思うんですが、総体的にはどのような今動きになっているんでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

私、安全講習、この11月まで知らないと申し上げましたが、例えば、下草払い機による講習、それからチェーンソーの講習、高所作業車の講習、そういったものは積極的に出させてございます。総括的な水道の工事についてどうかという御質問かと思いましたので、ちょっとお答えできませんでしたが、個別の案件については、各課それぞれが講習等を努めて積極的に行っているという状況でございます。

○15番（大角利成君）

1番大事なことでするので、やはり格安でするために職員がやる。お聞きしていますと口永良部のほうも、工事等を職員がすることも多いというふうに聞いています。職員も大変だと思います。たまたま今回このようなことになって、賠償することには私は何も申し上げるところじゃないんですが、常日頃のそういう体制を今後もしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第98号なんですが、先程説明がありましたけれども、延長は60mということで分かるんですが、幅員はどれぐらいある。一定のあれでなくて、例えば2mから4mとか平均してどれぐらいあるとか、そういう幅員が表示できないのかなということ。これ議案第99号もそうなんですが、幅員がどれだけかというのが出てないんですが、それと議案第99号については、赤と黄色で表示してありますけれども、当初幾らの延長が、変更後見直した結果1,780.3mになったということだと思ってしまうんですが、その延長が分かれば教えてほしいんですけれども。それぞれの延長は。

○建設課長（日高 望君）

吉田の認定路線につきましては、幅員は4m。整備につきましては、集落からの救急

車両等の進入路及びくみ取り車関係の車両の進入ができる形であるということがありましたので4 mを確保してございます。

それと議案第99号の変更の路線につきましては、すみません、もともとの延長をちょっと把握をしてございません。

以上です。（発言する者あり）

幅員につきましては、4 m以上ございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案第100号についてお尋ねします。

先程同僚議員の質問の中から、この件については外部発注をしていないということであつたんですけれども、この件、この当該職員が1人で、その現場で仕事をしていたというふうな事実はなかったでしょうか。詳細な事故当時の状況を教えていただければと思います。

○生活環境課長（計屋正人君）

本工事は今年の1月27日に生じてございます。新金ヶ迫橋が完成して、仮設橋が上流にありましたけれども、仮設橋から新橋へ、水道管を切り替える工事の直営工事でした。期間は26、27、28。2泊3日で、職員が1名、会計年度任用職員が2名、計3名で出張しまして、切替えの作業をいたしてございます。

担当者はN T Tの管等を目視で確認して、ここなら問題ないねということで作業を進めましたが、残念ながら1か所、光ケーブル、ファイバーケーブルを通した50mmのパイプでしたけれども、それがあつたところを抑えておらず、重機で傷つけたというような状況です。直ちにN T Tに連絡を取り、口永良部に滞在されている職員さんが来て確認をして応急的に塞いだというような報告を受けております。

ただ、光ファイバーケーブルの通信状況というのがこのタイミングではまだ分かりませんということでしたので、最近11月になって、ようやくN T Tさんから、こんだけの場所、補修経費がかかりますということで連絡が来て、本日議案として額の決定をお諮りをするものでございます。

以上でございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっています議案第98号から議案第100号までの3件は、会議規則39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りします。議案第98号から議案第100号までの3件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号から議案第100号までの3件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、議案第98号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、議案第99号、屋久島町道路線の変更について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号、屋久島町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、損害賠償の額を定めることについて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号、損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第18 議案第101号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分について
- △ 日程第19 議案第102号 屋久島町情報公開条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第103号 屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- △ 日程第21 議案第104号 屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- △ 日程第22 議案第105号 屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止について

- △ 日程第23 議案第106号 屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第107号 屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第108号 屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第109号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第27 議案第110号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第28 議案第111号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第29 議案第112号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第30 議案第113号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- △ 日程第31 議案第114号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- △ 日程第32 議案第115号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第33 議案第116号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第34 議案第117号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第35 議案第118号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第36 議案第119号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第37 議案第120号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

△ 日程第38 議案第121号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会
計補正予算（第4号）について

△ 日程第39 議案第122号 令和4年度屋久島町電気事業特別会
計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分についてから、日程第39、議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの22件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第101号から議案第122号について御説明いたします。

議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分につきましては、令和3年度決算において生じた欠損金に屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金を処分をし充当するものであります。

議案第102号、屋久島町情報公開条例の一部改正につきましては、公文書の不開示情報の規定を個人情報保護法の規定と整合性を図るよう改正するとともに屋久島町情報公開審査会を屋久島町情報公開・個人情報保護審査会に移行するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第103号、屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律により個人情報の取扱いが令和5年4月から個人情報保護法に統合されることに伴い、既存の屋久島町個人情報保護条例を廃止するとともに個人情報保護法の施行に必要な事項を制定するものであります。

議案第104号、屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、既存の屋久島町個人情報保護条例を廃止したことで別に設置が必要となった審査会について情報公開審査会と統合して事務を行うため、必要な事項を制定するものであります。

議案第105号、屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により再任用制度が廃止されることから、本条例を廃止するものであります。

議案第106号、屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により再任用短時間勤務職員制度を定年前再任用短時間勤務職員制度に移行することで生じる本条例の引用部分を改正

するものであります。

議案第107号、屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により職員の定年年齢60歳を令和5年から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げ、また、管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、他の職への降任、定年前再任用短時間勤務職員の任用について所要の改正をするものであります。

議案第108号、屋久島町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正につきましては、定年引上げに伴う条例及び規則等の整備についての通知により懲戒処分によって減給されている職員が60歳到達後に降給対象となり、その減給額が給料等の10分の1を超える場合は10分の1の範囲ではなく10分の1を超える減額を行えるよう所要の改正をするものであります。

議案第109号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、議案第110号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、再任用短時間勤務職員制度を定年前再任用短時間勤務職員制度に移行するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第111号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、定年前再任用短時間勤務職員制度の制度化に合わせて、60歳を超える職員を降給及び専門員に降格するために所要の改正をしようとするものであります。

議案第112号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、60歳を超える職員の降給と再任用職員制度を定年前再任用短時間勤務職員制度に移行するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第113号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、再任用職員制度を定年前再任用短時間勤務職員制度に移行するため、所要の改正をするものであります。

議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳出予算について、これまでの予算の執行状況に応じた減額調整を行うとともに、物価高騰などの影響を受けて工事請負費や需要費の増額を調整しております。

目的別予算につきましては、総務費では世界自然遺産30周年の検証に係る経費や、だいき寄附金の基金への積立て及び寄附者に対しての返礼に係る経費、移住者で住宅を取得された方への補助金などを、民生費では障害者支援や更生医療給付に係る経費、生活保護費等の令和3年度実績に基づく返還金などを、衛生費では脱炭素社会に向けた計画策定や、ごみ処理施設整備のための施工管理に係る経費、現ごみ処理施設の修繕に要

する経費などを、農林水産業費では物価高騰などの影響による町営牧場の飼料購入に要する経費などを、商工費では国体開催に向けた施設整備として一湊海水浴場施設の改修に要する経費などを、土木費では国の第2号補正予算に対応した道路メンテナンス事業の追加実施や、道路や河川の維持や危険箇所の修繕、町営住宅の維持管理などに要する経費などを、消防費では熊毛地区消防組合への負担金や口永良部出張所の改修に要する経費などを、教育費では学校保健特別対策事業の追加実施や、神山小学校特別支援教室対応改修工事に要する経費などを、災害復旧費では千尋滝頭首工の災害復旧に要する追加経費を計上しました。

財源としましては、国・県支出金や基金からの繰入金及び寄附金などを充て、歳入歳出それぞれ5億941万3,000円を追加し、予算の総額を125億3,929万7,000円にするものであります。

次に、議案第115号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、利益剰余金及び一般会計補助金の精査のため、水道事業収益を1,129万4,000円減額し、予算の総額を4億8,195万3,000円とし、水道事業費用を439万7,000円追加し、予算の総額を4億4,140万円にするものであります。

また、資本的収入及び支出におきまして、鯛之川浄水場薬注室改修工事の不用額調整のため、資本的収入を30万7,000円減額し、予算の増額を2億376万8,000円とし、資本的支出を100万円減額し、予算の総額を2億5,932万1,000円にするものであります。併せて、棚卸資産購入限度額及び債務負担行為を補正するものであります。

次に、議案第116号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰上償還金の確定による公債費の調整及び埋設ケーブル破損に伴う賠償金などの予算措置のため、歳入歳出それぞれ28万8,000円を減額し、予算の総額を6,663万7,000円にするものであります。

次に、議案第117号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、施設修繕費用の増加及び使用料の減少が見込まれるため、収益的収入と資本的収入の組替えを、及び一般会計補助金の調整のため、排水事業収益を260万9,000円追加し、予算の総額を4,354万8,000円とし、排水事業費用を30万円追加し、予算の総額を4,354万8,000円にするものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収益的収入との組替えにより資本的収入を230万9,000円減額し、予算の総額を2,515万6,000円にするものであります。

次に、議案第118号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置が予測より少なく、一般被保険者保険税の増額が見込まれるため、歳入歳出それぞれ977万5,000円を

追加し、予算の総額を19億1,781万3,000円にするものであります。

次に、議案第119号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、口永良部島へき地出張診療所におけるマイナンバー制度に対応したオンライン資格確認システム環境構築のため、歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、予算の総額を1億6,177万8,000円にするものであります。

次に、議案第120号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、滞納繰越額の確定のため、歳入歳出それぞれ37万8,000円を減額し、予算の総額を1億9,575万8,000円にするものであります。

次に、議案第121号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、船舶事業収益的収入は消費税還付金及び基金繰入金など1,129万6,000円を追加し、予算の総額を4億7,457万7,000円とし、船舶事業収益的支出は会計年度任用職員の人件費及び船体の塗装に関する経費など161万4,000円を追加し、予算の総額を4億6,615万2,000円にするものであります。

次に、議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、電柱の建て替え等に係る設計変更による経費の増額を予備費で調整する予算措置を行うので、予算総額の6億7,144万円には変更ありません。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

○10番（緒方健太君）

屋久島町一般会計補正予算、23ページです。

目の3防災対策費、節の14の工事請負費の口永良部出張所の改修工事で、1,800万円の予算が上がっておりますが、これはこれまで設計も含んで3,500万円程度の予算が計上されていたと思います。それに対して追加で1,800万円ということで、どのようなことで、こういう1,800万円という数字が上がってきたのか。

それと財源の中で、その他の財源で1,800万円というふうに上がっていますが、この財源の内容はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今回、工事請負費として1,800万円ほど増額補正をしております。

内容といたしましては、8月に設計が完了しまして、一応9月に完成検査を行っております。設計をする段階で6月に行われた住民懇話会での住民の要望等を聞き入れなが

ら、まず大きく変わったところが、トイレをバリアフリー化、車椅子で入れるトイレを追加しております。

また、外壁補修、当初見込んでないものが入ってきましたので、その分も含めております。

当初の金額3,100万円につきましては、設計前の金額でありますので、おおよそ概算で積算をしたものでありますが、設計が出来た段階で詳細な積算を行った結果の増額となります。

財源につきましては、当初はだいすき基金のほうからの充当を提案をしておりましたが、今回の1,800万円につきましては、職員の住居スペースもあるということで、公共施設整備基金のほうからの充当を考えております。

以上です。

○10番（緒方健太君）

公共施設の整備基金ということですので、委員会のほうでも、設計前の金額が3,100万円だったと、設計後の金額でこのような増額だということ、追加工事もあるということですが、委員会のほうでも、こういった予算の内訳も今聞きましたけれども、委員会の中でしっかり慎重審議をしていただいて、この予算が適当なのかということと、この予算の執行の仕方が適当なのかということは、しっかり委員会の中で議論していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成君）

同じく議案第114号、一般会計補正予算（第9号）であります。ページ数で申し上げますと12ページです。

財産管理費の中で、今回、旧尾之間支所解体工事4,700万円の減額を行っております。ちよくちよく私も足を運んでいるんですが、取壊し作業順調に進んでいるように私は受け止めておりますが、あと基礎部分と浄化槽のタンクの撤去がまだ済んでいない状況であります。

そこでお尋ねします。敷地内のいわゆる建物以外のアスファルト舗装、コンクリ舗装の分は撤去をするのかどうか、それが1点。

それから、中央公民館南側にコンクリートの瓦礫を今埋めておりますが、かなり鉄筋等も入っております、業者さんも苦慮をしているように私は見ております。埋立てが終わった段階で表土を、瓦礫を隠すために表土を入れる計画があるのかないのかということをお尋ねをいたします。

もう1点です。24ページです。

教育費の小学校の学校管理費。工事請負の中で神山小学校の特別支援教室の1,000万円が計上されておりますが、整備の内容について教えてください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの大角議員の御質問にお答えいたします。

尾之間出張所跡の解体につきましては、今回減額をしているのは、当初思っていた基礎部分はかなり簡略化される部分で経費が浮くということで減額しております。

アスファルト舗装等については、本日、来年から工事を発注するであろう業者の方の建築家が来ておまして、その建築家とどの部分をどのように活用するのかという部分を現地に出向いて確認をして、路盤舗装が要るのか要らないのかというような、今後詰めていくような形になっております。

実施設計がある程度出来てきているようですので、その設計に基づきながら、今後の路盤の改修だったりを考えていくというような日程になっております。

今、埋め立てている部分につきましては、駐車場が足りないということも想定しておまして、まずは駐車場敷として活用したいというふうに考えております。

今実際に埋め戻す位置を設定しまして、そこまで、まずリサイクル材で埋め戻すことを計画しておりますが、駐車場として、そのまま活用できるのか、やはり、その上に表土を敷いた方がいいのかというのは、排水の状態等も見極めながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○教育総務課長（長 美佐子君）

先程の質問にお答えいたします。

神山小学校の特別支援教室の件ですが、令和5年度に肢体不自由の児童が入学の予定であります。そちらの肢体不自由児の入学に備えまして、神山小学校に特別支援教室の増室ということで、1,000万円計上しております。

○15番（大角利成君）

まず、尾之間支所跡の件ですが、来年度工事をされる業者というふうに私は受け取ったんですが、業者とはどういうことですか。ちょっと説明してください。

それから教育委員会のほうの神山小学校ですが、教室を新たに増設するのか、今の校舎の中をそういう子供たちの教育のために改修をするのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

今、跡地利活用の優先交渉人となっております杉下先生のほうが委託をしております設計士のほうが現在現地に来ておりまして、その設計士と現地で確認をしながら、今後の復旧だったりという部分を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○教育長（塩川文博君）

神山小学校の特別支援教室の件についてお答えいたします。

今のところ本人が神山小学校への入学を希望しておりますので、そういう方向で検討していくことになるかなと思っておりますが、もし入学してくることになりますと4月からの対応になりますので、準備のための予算を組んだところでございます。

中身としましては、今、校舎の中に新たに教室を設けるスペースはないのではないかなと判断しております。なので、改修で済むのか、それとも建て増し、増設になるのか。ちょっとその辺のところは、どのような施設設備が肢体不自由児を受け入れるのに必要かどうか、本庁のほうとか、色んな特別支援学校にも確認をしながら細かいところはこれから詰めていくことになると思います。

以上です。

○15番（大角利成君）

まず、尾之間支所庁舎の件ですが、跡地を利活用の希望者の設計業者ということですね。私の知る範囲では、屋久島らしいそういう土地利用を考えているようであります。というのは、あそこを一つの森にしたい。そのようなお話も私は伺っておりますので、ぜひ、今、希望者1名1社1団体おりますけれども、あと、活用したいという方々の希望はぜひ酌んでいただいて、跡地を利用する方が負担があまり大きくなるないように、ぜひ、行政のほうで十分と協議をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

教育委員会のほうの神山小学校の施設については理解いたしました。子供たちのために十分な教育設備を整えていただきたいということを再度お願いをして終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（真邊真紀君）

すみません。今の議員の質問に関連することで、今、教育費の中で神山小の特別支援教室の予算が計上されていましたが、今、教育長の御答弁では、これから考慮されるということで、具体的な計画が今のところはないようなんですが、対象の児童は

4月から入学予定ですよ。もし入学されるとしたら。それまで4月に入学されたときにはどういうふうな受入れをされるのか。そこは確認させていただきたいんですけど。

○教育長（塩川文博君）

どのような受入れと言われますと、普通に肢体不自由の児童ですので、必要なものとなれば、当然支援教室、部屋が必要になります。それと障害の程度に応じて畳等のスペースが必要なのか、それからちょっとシャワー的なものが必要なのか、そういった程度に応じた施設等の準備が必要になってきますので、その辺のところも考慮しながら、先程申しましたように入学してくるのであれば、もう4月6日からですので、それまでできる範囲で急いで取りかかることになろうと思います。

ただ、今のところ、まだ保護者のほうと訪問教育をどうするかというところがまだ相談中でございますので、結論が出次第、取りかかるように段取りをしているところでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

一般的になるかもしれませんが、介護問題、介護事業についての質問を質疑させていただきます。

今回、陳情書が出されています。その内容というのは、人手不足による介護事業所が閉鎖や休止に追い込まれるというような状況があります。私も現場の方々からはそういう声を聞いてはいるんですけども、やはり深刻な問題として捉える必要があるのではないかとこのように思うわけです。それで人手不足ということが原因であれば、これは解決の道が開けているのではないかとこのように思いますが、まずは、そういう声が行政側に届いているかどうか。その声はどんな声かをお聞かせいただければと思いますが。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、予算に関する。

○14番（渡邊博之君）

予算に関すると思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ことなので、陳情書が出ていますので、そのときの質問かと思いますが、ちょっと今の件についてはお答えできないと思います。

○14番（渡邊博之君）

とにかく深刻な問題だということを受け止めをしていただいて、はい、分かりました。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○7番（岩山鶴美君）

1点お伺いします。

16ページの目の8、環境対策費になります。地域脱炭素マスタープラン策定業務委託に1,100万円がありますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

地域脱炭素マスタープラン策定業務委託につきましては、屋久島町における脱炭素社会の実現に向けた取組に係る経費を計上させていただいております。

これまで本町では、観光基本計画にありますCO₂フリープロジェクト、フリーの島づくり、それから総合戦略におけるCO₂フリープロジェクトの中で再生可能エネルギー施設や電気自動車導入について位置づけられているものの、思うような事業展開が図られていないところであります。

御承知のとおり国が掲げる2050年カーボンニュートラル実現のために地域脱炭素は必要不可欠なものであります。昨年より、県・町、それから屋久島電工により勉強会などを行いまして、こういった取組に関し検討をしてみました。

この中で環境省において、2025年度までに先行地域としまして、全国で100の団体を選定してあらゆる支援を行うこととされており、既に1回目の応募で26の団体が指定を受けており、全5回のうち2回目の応募までが終了し、審査のほうも徐々に厳しくなっているようでございます。

本町としましては、屋久島電工との協働提案により脱炭素先行地域づくりの事業申請に向けた取組を進めておりますが、3回目の応募には間に合わないことから来年2月の第4回目の応募に向け実施計画を整備してございます。

目的としましては水力発電です。再生可能エネルギーであります水力発電により民需電力の99%以上を賄っているこういったポテンシャルを生かして、クリーンエネルギー、いわゆる再生可能エネルギーであります水力発電などを使って、製造工程においてCO₂を排出せずに作られた水素やアンモニア、こういったクリーンエネルギーの生成を中心といたしまして、小規模電力を、地域のマイクログリッドですね、エネルギーを地産地消する仕組み、そういった地域マイクログリッドの構築。

それからEV電気自動車とあとFCVグリーン水素による燃料、電池自動車を含めた移動手段、特に輸送部門でありますバス・トラック、こういったモビリティの普及へ取り組むこととしまして、2030年度までに脱炭素の先行地域としての道筋を確立をしようとするものであります。

今回1,100万円を業務委託として計上させておりまして、補助のほうは4分の3、採択されれば補助のほうは4分の3ということになります。

今回補助名称等がまだはっきりしておりません。採択後に予算の組替えもしたいと思

いますが、とりあえず歳入のほうでは、雑入のほうで825万円を計上させていただいており、残り275万円が一般財源持ち出しとふうになります。

ただしながら、方向性としましては、まだ、町、屋久電、スタンス定まっていない状況でございますので、まずは先行地域の採択を受け、整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第114号、一般会計補正予算から質問を2点ほどします。

ページで言うと18ページです。

衛生費、ごみ処理施設整備事業費の中に委託料、工事施工管理委託費1,000万円あります。その詳細な説明と、あとその下です。農林水産業費、特産品加工販売施設など管理費の修繕料として49万円、これの具体的な内容をお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

では、まず、委託料、工事施工管理委託の件になります。

屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設の建設工事が令和4年5月9日に総合評価、一般競争入札方式の入札の告示をいたしまして、11月24日に最終の委員会並びにプロゼンテーション等々を行いまして、業者さんの選考が終わりました。

本議会中に契約案件として提示をする予定としてございます。そういたしますと、今度、今回の施工が設計から工事の全般までということになりますので、その施行管理について、私どもの立場に沿った施工管理といったところが必要になります。

今回当予算で1,000万円、令和4年度の支出見込みが生じるであろうところを1,000万円、債務負担行為で1億3,000万円計上いたしてございます。本契約が成立して年を明けて施工管理の委託を一般競争入札で実施したいと考えてございますので、この本予算並びに債務負担行為関係で1億4,000万円、今回計上をさせていただいております。

以上でございます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

特産品加工販売施設等管理費の修繕料の内容について御説明いたします。

1つは、ぽんたん館、浄化槽のブロアーが2基あるんですが、その1基が不調、不具合を起こして修理が必要ということで、その分で29万円。それから安房にあります特産品加工販売施設の照明が、水銀灯が今現在ついているんですけども、今、水銀灯が

製造中止になっておりますので、これをLEDのほうに取り替えるという消防施設の関係の指摘もありまして、その分で20万円予算を計上させていただいております。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

今の特産品加工の修繕料で、安房の水銀灯をLEDに変えるということなんですが、あそこの施設が空調設備なども稼働してない大きな施設がありますけど、あの辺は修繕は今後どうされるんですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

前のヤマモ貯蔵庫の件でしょうか。そこにつきましては、先般利用したいということで、ある業者のほうから申出がありましたけれども、色々検討する中で、その計画は中止になっております。

現在のところ、大きな改修をする予定にはなっておりません。また今後も利用したい業者等を色々情報を収集しながら、必要があれば、当然やっていかなければいけないと思っておりますけれども、今のところでは修繕の予定はございません。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○8番（渡邊千護君）

すみません。1点だけ、すみません。お聞かせください。

一般会計補正予算（第9号）での歳出のほうで、12ページの目の6地域活性対策費の中で、節の18、移住者住宅取得事業の1,000万円が組まれています。新規転入者に対して上限250万円までというふうになっていると思うんです。今現在で私のほうにも2件ほど相談に来ていまして、屋久島で移住したいということで来ているんですけども、探しても探しても家がないということで相談を受けました。町のほうとして、実際、せっかく250万円の上限を出すよというふうになっているのに住む場所がないとなると予算をつけても意味がなくなってしまうので、現状として、今、家がどのくらい探しても調査してもあるのかどうかというのを一緒に手助けして話し合っているのかどうかをお聞きしたいですが。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁求めます。（発言する者あり）

渡邊千護君、同じ委員会の（発言する者あり）なので、「すみませんでした」と発言する者あり）委員会で（「委員会でした」と発言する者あり）御説明をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分についてから議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの22件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ当てます。

△ 日程第40 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第40号、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたします同意案件につきまして御説明申し上げます。

同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で任期満了を迎える市橋六男氏の後任として大門裕一氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第5号は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第41 屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願 の撤回について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第41、屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願の撤回についてを議題とします。

本件については、第3回定例会に提出され、総務文教常任委員会において審議中の請願ですが、請願者から内容を見直したいため撤回したい旨の申出がありました。

お諮りします。ただいま議題となっています屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願の撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町総合図書館及び安房図書室の創設の請願の撤回についてを許可することに決定しました。

△ 日程第42 令和4年陳情第10号 安定した介護サービスの体制整備への取り組みについて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第42、令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備への取り組みについてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月7日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時57分

令和4年第4回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和4年12月7日

令和4年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
13番 岩川俊広	1. 防災対策について		
	(1) 災害時に於ける避難場所が必要です。各集落の避難場所の指定は完了しているのか。又、永田地区の避難場所の指定はどのようになったのかお尋ねします。	町	長
	(2) 台風の襲来は夏場が中心です。避難場所には、クーラーや発電機等の設備が必要ですが、整備状況を明らかにして下さい。	町	長
	(3) 津波発生時に於ける避難経路の整備はどのようになっているか。未整備箇所があれば明らかにして下さい。	町	長
	(4) 災害時に県道が不通になった場合、交通網が遮断されることが考えられます。迂回路が必要だと思いますが、町長の見解を伺います。	町	長
	(5) 永田地区に於いて、北部線の建設が進行中ですが、北部線と集落内にある農道を連結して迂回路を建設すべきと思いますが、町長の見解を伺います。	町	長
	2. 遊休農地対策について		
	(1) 農家の高齢化が進むにつれて、農地の遊休地化が進んでいます。遊休農地解消に向けて取り組む方策はないのか伺います。	町	長
	(2) 遊休農地（水田）を利用して畜産用の飼料用稲藁を生産する仕組みは考えられないか見解を伺います。	町	長
	(3) 農業を希望する移住者に対して、農地を提供するために各集落で農地を集約して貸しつけ	町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
農業委員会長	鎌田秀久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

産業振興課長から発言を求められていますので、許可します。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

皆さんおはようございます。

昨日の一括質疑の中で、中馬議員から出ました質問の中で、私が特産品加工販売施設の修繕の中身をちょっと来年度の当初予算と勘違いをしまして、安房の特産品加工施設の水銀灯の修繕というふうにお答えしたんですけれども、誘導灯の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、13番、岩川俊広君に発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

皆さんおはようございます。

議長に許可を頂きましたので、一般質問を行います。

今年も残り少なくなりましたが、この時期になりますと、屋久島町の特産品の一つでありますポンカンの出荷が始まります。9月に発生した台風14号の影響で、果実の落下や擦り傷等の被害を受けた集落があるとも聞いています。出来具合が気になるころであります。販売状況が悪いと集落全体が活気がなくなりますから、いい年越しができるようになればと祈るだけであります。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

今回は大きく分けて2点であります。

1点目は防災対策について、2点目は遊休農地対策についてであります。

まず、1点目の防災対策についてであります。

温暖化の影響でしょうか、最近の台風は大型化していますし、また線状降水帯等の発生で予想を超える降水量が発生し、災害の発生も多くなってきているように感じます。

危険を感じたらまず避難することですが、いざ避難するとなると、安全な場所、安全な建物でなければなりません。今年の台風14号時には、超大型の予報でしたから、防災無線で町民への避難への呼びかけもありましたし、集落でも区民に対して避難の呼びかけもし、避難対策を行ってきたところでもあります。

これまで各集落の避難場所の指定は進められてきていると思いますが、既に完了しているのか。また、永田地区の避難所の指定はどのようになったのか、お尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。岩川俊広議員にお答えをします。

本町地域防災計画は、平成24年3月に作成し、その後6回の修正を行い、現在の内容となっています。

指定緊急避難場所につきましては、町内全ての地域で指定し、資料編に一覧して掲載をしており、議員お尋ねの永田地区につきましては、本年3月に全戸に配布をいたしました防災マップには、永田小学校を指定避難所として掲載をしておりましたが、令和4年3月の改正において、緊急的避難する指定緊急避難所に永田小学校のほか、永田果樹会館、ふるさと創生会館の2か所を追加して指定しており、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる指定避難所についても、指定緊急避難所と同一の3か所を指定をしております。対象とする事象の現象別では、津波に対する避難場所は3か所全て、地震に対する避難所は永田小学校、ふるさと創生会館の2か所を指定をしております。

○13番（岩川俊広君）

ただいま町長から答弁頂きましたけども、今年始め何月になりますかね、防災マップの配布がありました。その防災マップを一応点検してみたら、各集落は全て避難所が完了しているということで、ただいま答弁ありましたように、永田地区は今、永田小学校1か所のみ避難所の指定でしたけども、その後改正されまして3か所は指定されているということでした。

これまで永田区においては、昨年から防災会議を開くようになりまして、その中で台風時における避難計画、それから地震や津波における避難計画を策定しているところでもありますけども、細部にわたって今検討しています。

その中で、まず避難所について区との話合いが必要だということで、今年の1月7日、町と防災に関する意見交換会を行いました。その中で区より何点か、町に対して要望いたしました。

まず、1点目ですけども、これまで町が指定している永田区の避難所は永田小学校いわゆるこれは体育館ですけども、1か所でした。区として独自に公共施設の果樹会館、

それからふるさと創生会館、民間の施設ですけれどもお寺の普晃寺をお願いしまして、避難所として対応してきたところですが、この3か所について、町のほうに指定はできないかという要望をしましてまいりました。

その回答としまして、町は公共施設である果樹会館、それからふるさと創生会館については問題ないということで、その後指定させていただきました。ただ、民間施設であります普晃寺については、公共施設ではないので指定はできないとの回答でした。

そこで、区としては、お寺を指定できないのであれば、向江地区、いわゆる永田公民館側、永田の場合は永田の川が流れていますから、その一方のほうに3か所の避難所、今指定していますけれども、片方の永田公民館側には1か所も指定された場所がないので、町の空いている町営住宅がありますから、空いている町営住宅を使用することはできないかという要望をいたしました。

それに対して、空いている町営住宅を避難所として指定した例はあります。ただし、その際は調整が必要であると。使用する際には、区長から総務課長に連絡をしまして、総務課長から建設課長、それから総務課長に返事が返ってくると思いますから、区長のほうに連絡来るような仕組みになっているということでした。

そこで、町長にお尋ねしますけれども、今、こういう緊急時ですから、町営住宅が空いている場合に避難所として使用できるのかどうかということを確認しておきたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

ただいまの質問に回答したいと思います。

台風14号でしたか、一度、これは区長さんからではなかったんですが、空いている町営住宅の部分を避難場所としてできないかという形でございました。

うちのほうの町営住宅につきましては、条例とあと規則関係、これにのっとりまして対応しております。特例的な部分はあるんですが、そういう避難場所としての部分が明記をされてございません。今後につきましては、そこら辺も含めまして検討をしていく部分もあろうかと思っています。

以上です。

○13番（岩川俊広君）

ただいま、緊急的なことですから今後検討していくということですが、地域としては、いつ災害が起きるか分かりませんから、そのことはやっぱり、はっきりしていく必要があると思います。

一応、避難所として指定できないということであれば、現在指定されている3か所を

十分に利用せんといかんということになりますけども、そこで小学校の体育館の件です。今、小学校は指定されていますけども、小学校の体育館の使用について、以前台風時に体育館に避難したとき、風が床下から入って床が波打つんです、大きく、風が強いと。それで大変な思いしたことがありますけども、安全面で不安がありまして、近年は全く使用していない。もう多分、二十数年間使用していないと思います。それでまた、トイレも別の棟にありますから、台風時にはトイレを使用することなかなか困難になりますから、何とか改善できないかという要望をいたしました。

その回答としまして、屋久島町指定の避難所は永田小学校としており、体育館に限らない。要するに、校舎も使用可能であるということの答弁でした。しかし、校舎を使用する場合には、教育委員会、学校長との協議が必要であるとの回答でした。

そこで、町長へ伺いますけれども、一応手順を踏むんでしたら、学校の校舎が使えるかどうかということを確認したいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

教室を避難所として使用するというのは、法的には特に問題はないと思いますが、これまで本町では教室に避難した事例が1件だけありまして、その際も校長から相談を受けたのが、教室には子供たちの私物が置いてある。それから教材等も教室にあります。本年度からはタブレット等も教室に、保管庫の中にありますので、本当の意味で緊急の場合、体育館も使えないというような場合の対応としては、先程申しましたように法的には可能ではあると思います。

○13番（岩川俊広君）

この質問は一応、教育長にということで提出したんですけども、町長のほうで一応答弁可能ということで、一応教育長には話しましたが、やっぱり最終的に教育長の答弁でありましたけど、確かにそうだと思います。教室を使うのは、今色々な、教室の中に子供たちの色々な持ち物、保管されているわけですね。

ただ、永田小学校でいいますと、永田の校舎は小中共有でしたから、要するに今現在、中学校の教室を小学校が使用していると。それで空きの教室があって、それを幼児学級が使わせてもらっているということなんですね。そうすると、普通の小学校の子供の教室よりも幼児学級が使っている教室、2つ教室がありますから、そこだったら緊急の場合に使用するのも可能かなということで、そういうような話が行っていると思うんですけど。もうどうしても使用できないということであれば、やはり何だかの対応をせんといかん。今の小学校の体育館のほうを確実に安全に使用できるような体制を整えるということが大事だと思うんですね。実は以前、町長とも話したこともありましたが、

風が入らないように処置をすることができるんじゃないかというようなことも話しましたので、そういうような対応もしていただければと思います。

それで、次に入ります。

2点目ですけども、台風の襲来は夏場が中心です。避難所は閉め切った状態になりますから、クーラーの設置必要ですし、停電に備えて発電機等の設置も必要ですが、指定している避難所の整備状況を明らかにしてください。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

本町は、2か所の福祉避難所を含めると48か所を避難所としており、そのうち公民館等25か所、学校の体育館11か所、町体育館2か所、その他の施設が10か所となっております。

発電機については、各集落に小型発電機の配置が完了しており、体育館や避難所の一部には大型の発電機を備えております。

また、エアコンにつきましては、公民館等は導入しておりますが、体育館等の施設には導入をしておりません。台風の襲来では停電が発生する頻度がかなり高くなりますことから、多くの電力を必要とするエアコンを新たに整備する予定はありませんが、避難所での避難生活における最低限の設備は必要と考えられますので、今後も各施設の状況把握に努め、必要に応じた環境の充実を努めてまいりたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

町長の答弁頂きましたけども、避難所の施設はいざという緊急時の避難でありますし、先程言いましたように、色々環境は悪くなる可能性もありますから、そういう施設等は十分に配慮して逐次進めていっていただきたいと思います。

それで、先程、新たに永田区の避難所を追加していただきましたけども、この避難所というのは、現在も各地区の集会所、それから色々な行事に使用しているところでありますので、避難所ですけども通常使う機会も非常に多いですから、クーラーとか発電機、発電機は多分永田区に何個か配置していると思いますから、それを充当するんだと思いますけれども、クーラー等の設備もやはりつける必要があると思いますけども、そのことについて町長いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

避難所を快適に過ごせるのはそうですけれども、日頃、あくまでも避難施設というのは一時的な場所でございますから、自分の家にいるような快適な空間になるかというのは、なかなかそれは厳しいだろうと思っておるんですが、災害のときの一時期を過ごせるような環境の整備といえますか、今議員がおっしゃられているように、そこら辺は配

慮をしてまいりたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

議長。これに2か所は先程ちょっと言いましたけども、避難所として指定されましたけども、通常、公民館と同様に各地区の集会所ということは、公民館と同等な施設だと思っうんですね。それで、行事等も頻繁にそこでやっておりますし、そういうことを考えるとやはり、避難所ですけども通常の公民館と同等、いわゆる生活館と同等な対応をしていただきたいと申います。ひとつよろしくお願ひしたいと申いますけど、次に進みます。

東北大震災の発生以来、津波に対する防災意識が高まっています。津波が発生し、押し寄せることが予想される地区においては、まず高いところに避難することです。避難のための避難経路の整備状況はどのようになっているのか、また未整備箇所があれば明らかにし、その対応策を示してください。

○町長（荒木耕治君）

各指定避難所までの避難経路につきましても、既存の県道や町道を避難経路として、町地域防災計画に記載をしております。

この避難経路につきましては一湊と永田集落から要望を受けたことから、平成31年度に防護柵整備工事をを行い、避難経路環境を改善をしております。その後、他の集落からの御意見はございませんので、未整備箇所はないものと考えております。

今後も避難経路に関する要望等があれば、集落や関係機関と協議をさせていただき、必要な改善については早急な対応に努めてまいりたいというふうに申っております。

○13番（岩川俊広君）

これまで要望があったところは既に完了しているとのことでした。

一湊地区と永田地区は要望、確かにしまして、そこはもう既に完成されています。ただ、そのほかにまだ未整備地区が若干残っております、実は。それは永田の中でも防災会議をする中で、そういうところを点検したら残っております。

避難する場合、やはり車を使用するときとか、歩いて避難する、そういうことあると思っいますけど、車で避難する道路関係はもうほとんど整備されていると思っうんですね。ただ、歩いて高いところに移動する際、里道、いわゆる狭い道路ですけど、これ通常使っていますけど、ここを利用することは結構あると思っうわけです。これを利用する高齢者等が多いと思っいます。それで舗装とか、やっぱり手すり等をつけてすぐ避難できるような、そういうような体制を取っていく必要があると思っうんですね。

それで言えば2か所くらい永田地区は残っていますけど、この整備をやはり早急にしたいと申ひたいと、財政的なことはありますけど。これは道路造るわけじゃなくて、里道のその道路、通行しやすいような形でちょっと舗装するとか、手すりをつけるということですけど、それについて町長、いかがお思ひですか。

○町長（荒木耕治君）

いきなりここで言われてもちょっと回答はできませんけれども、集落の問題であれば区長さんを通じて、議員も通じて要望を上げていただければ、それは緊急なことですから対応をしてみたいというふうに思っている。

○13番（岩川俊広君）

津波なんかいつ来るか分かりませんが、やはり万全の体制を整えてやっていくことが必要だと思います。そういう意味からも、財政の許す限り、やはり対応していただきたいと思います。

次に入ります。災害時に県道が不通になった場合、交通網は遮断されることが考えられます。迂回路の必要性を感じますが、町長はこのことに対する見解はどうお考えですか、見解をお示してください。

○町長（荒木耕治君）

当然、迂回路は必要だというふうに思っております。県道は島内唯一の周回道路であり、議員がおっしゃるとおり、災害時に県道が不通となれば、交通網が遮断をされ、災害時の対応等が難しくなることが予想され、迂回路の重要性は認識をしております。県道管理者の鹿児島県屋久島事務所建設課においては、過去の実情を踏まえ、定期的のり面等の点検を実施するとともに、道路利用者の安全確保のためにのり面の防災対策を常時実施していただいております。

本町においては、全ての地域の迂回路整備を実施するには多額の費用を伴うことから、非常に厳しいと考えておりますので、現在、災害時に迂回路として機能を持つ町道等の把握に努め、適正な維持管理を実施してまいりたいと思います。

なお、迂回路のない地域については、今後調査を実施し、迂回路建設の可能性を検討してまいりたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

最近是全国的に大きな災害が頻繁に起きています。それで、屋久島町においてもいつ起きるか分かりませんが、町長もその迂回路の必要性というのは十分に理解されていると思います。

数年前でしたけども、新一湊トンネルから一湊集落到り下る県道ののり面が崩壊したということがありました。そのときはたまたま、たまたまというのは旧県道があったから、旧県道を迂回路として事なきに終わったということがありますが。もしこれがこの新一湊トンネルよりも吉田側に崩壊があったら、これは迂回路もなくて大変なことが起きたんだなというのを感じます。

町長が高校時代だと思いますけども、五十数年前にそのトンネルから吉田側のほうへ崩壊しまして、交通が遮断されたことがありますよね。そのときは多分町長と同じく、

永田の高校生は船を使って宮之浦まで行ったと。車を乗り継いで行ったことがありますよね。そういうことで、色々なことが起きる可能性がありますけど、この台風14号においても、永田のいなか浜の入り口ののり面が、普通予想もしなかったところが崩壊したと。たまたま、このときは連絡が早くて、次の日にはすぐ復旧されていましたが、こういうことが度々起こる可能性も十分ありますので、やはり迂回路は必要なのかな。できることであれば、そういうことは、ある程度財政的に少なくても済むようなところあれば、やはりそういうのを考えていく必要があるなというように思います。

それで、次に入りますけれども、永田地区において林道北部線の建設が進行中ですが、北部線と集落にある農道、これ向江線といいますけども、連結して迂回路を建設すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

林道屋久島北部線開設事業の目的には、森林整備の推進や木材生産の推進を図るとともに、地域住民の生活道や観光など、地域社会の振興に寄与するものであるとされております。

事業内容には多様な計画が可能ではありますが、諸条件等もあり、議員が提案する屋久島北部線の支線としての迂回路建設については、今後、事業主体である県と十分に協議をし、検討をしてみたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

この質問、令和2年6月定例会において質問した事項ですけれども、県はこの北部線を作るときに、建設の目的としていわゆる林業振興と、もう一つは災害時における迂回路としての役割を果たすことだというようなことを話していました。

それで、北部線は今現在、農道向江線と連結できるようなちょうどいいところまで工事が進んでいますけれども、またこの近くに中野線とあります。これ中野線というのは、永田から吉田までの間の林道ですけれども、この中野線から北部線に向けて連結するためには工事も進んでいます。北部線というのは、中野線と交差して、それから新たに独自の北部線として建設を進めるというようなことで、吉田まで行くようになっていますけれども、この要するに、永田集落の農道と北部線と中野線が連結してしまえば、いざというときには、永田から北部線を通して中野線を通して吉田まで行ける。もう一つは、北部線から北部線をそのまま集落から北部線を経由して吉田まで行ける、こういうような迂回路ができるようになるわけです。

そうすると、いざというときの対応ができるということになると思いますけれども、この事業主体は県主体、県の事業ですから、町の役割というのは一応土地の買収と立木の補償ですけど、あとは県の事業です。ですから、これは県が主体ですから、県との協議を進めて、やはり継続してやっていかないとなかなか実現しないと思うんですけれども。

町長にお願いしたいのは、やはり県との協議を常にして、この実現に向けてやっていただきたいということでありますが、町長どう思いますか。

○町長（荒木耕治君）

吉田の崩落事故というのは学生時代じゃなくて、もうちょっと私どもが社会人になってからじゃないですかね。いやまあ、それはいいんですけど、まあそういうのがあって、孤立集落をつくらないというのは、私のその当時の記憶、吉田と永田の、旧上屋久町時代に議論をされたことを今思い出しているんですけども、合併をしまして、南部地区には農道、林道が、農道がかなり整備をされていて、これが避難路の代わりになっている。それが無いのが中間・栗生間で、あれ台風時に越波するというので、今もう町単独でやっていますから、なかなか遅々として進まないですけども、そういう道路建設というのは大事だろうというふうに思っておりまして、なかなか今、南部林道もそうですけど、そこにつなげると。

じゃあ北部も北部林道で、要するに一湊もそうですし、じゃあ志戸子も迂回路があるのか。これ、ないわけで、だからこれをどう造っていくかということも、究極の話、私がある頃だったら、屋久島一周国道を造るしかないのかなと。そうすると、今の県道は使えるわけでして、極端に言うと今県道って、国道を造ると補助道路というのを必ず造らなきゃいけないということらしいんですけど、だからそうすると、そういう、まあこれ極端な話ですけど、そういう。

ただ、屋久島の場合は8割が森林で国有地ですから、なかなかの複線化を造るというのは、南部のほうは平らな部分たくさんありますけど、北部のほうはもう崖地みたいなところで、なかなかそういうものもできない。だから、当然山林、要するに今、林道という形で造っていくしかないというふうに今現在思っておりまして。

議員がおっしゃるように、県と粘り強く、そういう面では、孤立の集落をつくらない、永田に要するに物資が届かないようなことがあってはいけないということで。ですから、いうと西部林道をもう少しきちっと、そういう面では、永田集落と栗生集落をつなぐ道として、ある意味はそこを世界遺産の道としてだけでなく生活道路としても整備の在り方も一方ではあるのかなというふうに今思っているところです。

○13番（岩川俊広君）

今の町長の答弁にありましたように、この迂回路の必要性というのは本当に、この温暖化が進んで災害が発生しやすくなっている状況では非常に必要だと思うんですね。それで、今言われましたように、その迂回路がない部分というのは永田から宮之浦までの区間でありまして、この北部線というのは当初計画で永田から一湊まで、一湊から永田までの経路です。それでちょうど今、トンネルから下がる旧県道の中間地点が起点として、それから吉田を経由して永田まで行く。当初の構想はそうでしたけども計画が変

更になりまして、吉田から今、永田までになっていますけども、これは当初の計画どおり一湊からでありますと、永田から一湊までの迂回路はこれで完成する予定だったんですけども、なかなかそうはいかなかったというのがあります。いうようにこの林道も、これは林道ということでやっていますよね。そうすると一湊から宮之浦までも、普通これ第2の県道なんか非常に難しいことで、何らかの事業を入れるかして、それで対応するしかないのかなと思いますけども、今後は町長の力を十分發揮していただければいいのかなと思います。

それでは、次に移ります。

2番目の遊休農地対策です。

農家の高齢化が進むにつれて、農地の遊休地化が進んでいます。遊休農地の解消に向けて取り組む方策はないのか伺います。

○町長（荒木耕治君）

農業委員会において毎年農地の利用状況調査を行い、遊休農地の把握に努めております。簡易な整備で解消可能な遊休農地については、農業委員や農地最適化推進委員により、農地の持ち主に対し、貸借の意思があるのかを確認し、耕作者を探すことで遊休農地解消を図っています。

また、令和4年度から農地中間管理機構、通称農地バンクによる遊休農地解消緊急対策事業が創設をされました。この事業は、農用地区域内の農地のうち、簡易な整備で解消可能な遊休農地に対し、農地バンクに10年以上無償で貸し付けすることを条件に、10a当たり4万3,000円の範囲で農地バンクが農地の整備を行い、耕作者に貸付けるものであります。これにより農地の耕作条件の緩和が図られ、耕作希望者が出てくることで、遊休農地解消が図られるのではないかとというふうに考えております。今後は農業委員や農地最適化推進委員を通じて、情報提供を行っていきたいと考えております。

また、現在、農業委員会としては、遊休農地だけに限らず、貸したい農地件数として750件、面積として55ha、売りたい農地件数として265件、面積として32haの情報を持っており、借地や購入を希望する農家や新規就農者、新規参入者に対し情報提供を行っています。しかしながら、家庭菜園規模の相談はあるものの、大きな面積を借りたい、買いたいという相談は少ない現状であります。

今後も貸したい、売りたいと希望する農家から相談があれば、農地相談員が現地を確認するとともに、地図に落とし、借地を希望する農家や新規就農者、新規参入者に対し、積極的に情報提供を行うことで、遊休農地の発生防止、解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。

現在、鹿児島県園芸振興協議会屋久島支部幹事会でも、今後の屋久島農業の振興について協議を行っています。その中で、果樹の収穫と農作業が競合しない農作物の導入、

ポンカン、タンカンだけでなく前後で収穫できる果樹の検討を行い、実証までの試験も行っております。今後はそれらのデータを活用し最適な作物を見極め、農業振興を図り、遊休農地解消に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○13番（岩川俊広君）

遊休地の解消方策について町長から答弁ありましたけど、色々な形で取り組んでいると、これから取り組むということだと思っんですね。今、農業委員会の会長も来られていますけども、なかなか屋久島町の農業の現状を見ますと、高齢化が進んでいて、急ピッチにこれ進んでいますね。それで後継者もなかなか育ちにくい、新規就農者もなかなか育たないというのが現状、これはもう十分理解しています。じゃあ、そういう現状を交代、まずこれを要するに例えば後継者も増やす、新規就農者も増やすという方法はなかなか難しいと思っんですね。この現状をいかに、現状のまま食い止めるか、私はそうだと思うんですよ。そういうような状況だと思います、屋久島町においては。だから、小さいことでも一つ一つ、やっぱり行政が主導してやっていくということが大事だと思う。

その小さいことの一つですけど、次の2点目に移りますけども、遊休農地を利用して畜産用の飼料米、稲わら等を生産する仕組みは考えられないかということです。町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町では、水田を活用した経営所得安定対策事業はこれまでも継続して実施をしております。

国が実施する水田活用の直接支払交付金は水田を活用して、飼料作物、ホールクroppサイレージ、通称WCSというそうなんですけれども、稲発酵粗飼料を作付すれば交付されます。飼料作物は10a当たり3万5,000円、WCSについては8万円の交付金となります。

ただし、畜産農家と協定を締結する必要があります。また、WCSは飼料を刈取り後、ロールにするための機材が必要となるので、それらの機械を所持した農家との締結が必要となります。農家が経営の中で食料用米を作付するのか、飼料作物を作付するのかは個々の経営で違ってきますので、一概に町がこれを作りなさいということではできませんが、補助の対象になる水田で農家の方々が作付をする意欲があれば、積極的に取り組んでいただき、それに対して町は事務的支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○13番（岩川俊広君）

南部地区では畜産農家が相当数いると思っんですけども、自分の田や借りている田で飼料米を生産しています。また転作等も積極的にやっていると思っんですね。その中で遊休

農地が少ないんじゃないかと思います。ところが、北部のほうで水田があるというのは今、楯川と永田、もう2か所かなと思いますけども、その中で永田地区は非常に遊休水田が増えてきていると思います。この永田地区の水田というのは、中山間総合整備事業計画で、多分平成6年、7年ぐらいだと思いますけども、整備して、今の水田が出来上がりましたけども、その後、米作りを積極的にして遊休農地はありません。

ただ、数年経過した後見ると、遊休農地は増えてきていまして、それでこの遊休農地の解消策として、旧町ですけれども、先程のその貸し借り、農家の貸し借り事業をやりました。それで3年契約ですとか、5年、10年、こういう形で貸し借り事業を行って。金額的には少ないんです。3年が5,000円、これ3年間です。それから5年が8,000円、10年が1万円ということでした。これは金額は少ないと思いますけど、貸すほうにも借りるほうにも、一応こういう事業を町が負担しておりました。要するに負担額というのは、そう大したものじゃないと思いました。永田の水田約10haありますけども、遊休地化されたのは3から4haだと思います。それから計算するとそんな大きい感じはありませんけど、これは、この事業をやったら皆さん作るようになって、ほとんど遊休農地はなくなりました。97%、8%を水田、米作りをしてもらっています。

ところが、最近また、これは遊休の水田が増えてきましてね、この対策をどうするかということなんですけども、まあ、人口も減少しています。高齢化率が進んできますからなかなかですね、今までどおりに米作りはできないというのは、これは大きい問題です。原因です。

2つ目は、米作りをしても販売できないし、学校給食もやっています。それから、民宿とか旅館にもお願いして、その販売していますけれども、なかなか個人の範囲では、作っても売れなくて残ってしまうことがあるみたいですよ。それで、なかなかこの遊休農地の解消は難しくなってくると思いますけれども、これを今までどおりに作ってもらうということが、なかなか不可能かなと。農家が少なくなってきましたよ。

それで、この農場を、昔ながらの田園風景をよみがえらせるために、ここに、要するに畜産業の飼料、稲わら、こういうのを、これを作付して、要するに町は、そういう、町営牧場があるわけですから、ここで利用することができないかということ。

実は、中国から稲わらを輸入しているというのは、相当あったと思いますけれども前、これは農薬関係ですかね。農薬関係の話で輸入はできなくなって、そして旧上屋久町の長峰の牧場の飼料としていますし、今、水田の稲わらをロールして飼料として使ったという経緯もあるわけです。だから、こういうことを一応今までやっているわけでして、今後も大きいことはなかなか難しいと思いますが、こういうその小さいところから徐々にやっていく必要があると思います。もしお考えがあったら。担当課長でよろしいです。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

町の長峰牧場、今、採草地、放牧地ありますけれども、年間を通して、全てを自分とこの採草地で賄うというのは、全然面積が足りておりません。

先程、議員からありましたように、永田の水田をとということなんですけれども、そこには色々課題がありまして、長峰牧場で使っています農機具が、かなり大きいものとなっております。ですから、永田の小さな区画の水田で利用できるのかということのも一つ、それから、水田ですので湿地になりますので、今のトラクターでは、稲を刈り取る際の重量が重たいです。そこら辺の使用が可能なのかということ、それから飼料用米と、先ほど町長が申しましたWCS・ホールクロップサイレージという言葉の省略したWCSなんですけど、これは青刈りのうちにロールに、白いロールがあると思いますけれども、包むものなんですけれども、これは発酵させてしばらく置いてから、餌として給与するものなんですけれども、それを作る場合で品種とか、それから飼料用米を完全に米とバラに分けて作る場合は、屋久島の場合は検査機関とか、収量をちゃんと測る機械等の整備が必要になってきますので、単純に飼料用米と呼ばれるものの作付は非常に難しいと。

そうすると、もうホールクロップサイレージの対応かな、となると、先程申しましたように、農機具の問題とか圃場の大きさの問題等出てきますので、これらは一概に、今すぐやるやらないということの返答はできませんけれども、農地の利用ということでは、少し考える必要があるかなと。ただし永田までの距離もありますし、そういった運送の問題とかもありますので、内部のほうでちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

○13番（岩川俊広君）

色々課題はあると思いますけれども、遊休農地解消といいますか、やはり屋久島町は観光立町といいますか、観光が主ですよ。そうすると、この農村のですね、やっぱりその風景を保ってやるということは、これは観光の一つの魅力でもありますし、そういう中での、農業だけじゃなくて、屋久島町の農業と観光がリンクしたような、そういうのは考え方も、考えながらやっていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、農業を希望する移住者に対して農地を提供するために各集落で農地を集約して貸し付ける仕組みは考えられないかお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

令和2年に各集落の農業者を対象に実施した人・農地プラン検討会においても、高齢化や後継者不足が心配されるとの意見が多く、今後の地域農業の在り方として新規就農者や、新規参入者への受入れ態勢や環境づくりを行うとの意見が多かったようです。

現在、実施したアンケートを基に、貸したい、売りたいと希望する人の農地を地図に落とし、新規就農者、新規参入者をはじめとした農地希望者に対し農業委員会を通じ情

報提供を行っています。

ただ、対象農地がまとまっておらず、集約化までは至っていないのが現状であります。すぐに農地を提供するために各集落で農地を集約して貸し付ける仕組み作りは難しいかもしれませんが、令和6年度末までに地域計画として地域農業の将来の在り方と10年後の農地の目標地図の作成が必要となるため、集落ごとの話し合いが必須となります。この話し合いの中で検討していければというふうに考えております。

○13番（岩川俊広君）

先程の答弁の中で農地バンクとか中間管理機構ですか、この話がありましたけれども、これ、相当登録されているんですね、屋久島町でも。委員長。いや、農地バンクとか中間管理機構に屋久島町内で相当管理、登録されているんですか。概略で。

○産業振興課参事（技術支援・農業委員会担当）（日高 望君）

先程の答弁でもございましたけれども、一応農地バンクのほうに登録をされている方についての把握をしております。その中で農地バンクに登録されている方については、借りる相手が確実な人についての登録というのが、農地バンクの方針となっておりますので、そういう中での登録がされており、実際農地バンクを使った農地の貸し借りなり売却なり等も行っているところですよ。

○13番（岩川俊広君）

国とか県とかがやっている、これ事業だと思いますけれども、これはこれでいいんですよ。一步踏み込んでですね、屋久島町の場合は、例えば移住者が来られるわけですよ。そうすると、この移住者に対して、移住者は色々な職業で来られると思うんですけど、農業で屋久島に移住しようかと、そういう思いを持った人たちですね、やはり移住者に対して補助金もありますけれども、それ以外に基盤となる農地を確保して提供する、その仕組みというのを作らなきゃ、何も進まないと思うわけです。

それで、各集落において、1家族でもいいじゃないですか、ちゃんと2haでも、数があればいいと。しかし施設であれば、そんなになくてもいいと思いますけど。ある程度の、1家族に対してもですね、ちゃんとした仕組みを作っておけば、農業集落がいっぱいありますから、屋久島町内で。10家族に対しての、その対応ができるということになると思うんですね。

実はこういうことがあったんですよ。3年ぐらい前にですね、永田に、愛知県の知多半島です、これは牡蠣生産の地域ですね、ここの家族が来られて、夫婦と子供3人いました。30歳代の前半の方ですね。屋久島町に永田にですね、移住したいと。ただ、自分は農業やっているの、まだやめてなかったみたいですよ。農業をやっているの、農業やるために移住したいと思いますと。それで、どうでしょうかということに来たんですね。僕も実は立ち会いましたんですけども。子供は3人いますから、集落としては学校

のこともありますし、もう非常に来てほしい、3名来たらすごく増えますからね。そういうのもあってもうとにかく来てほしいと思ったんですが、しかし簡単です、あーいやいや、来なさいよというわけにはいかないわけですよ。農業やるわけですから。農業は専業農家として成り立っていくためにはですね、ある程度の基盤を持ってある程度のもを決めてやらんといかんあっちゅうのあると思うんですね。その時点では農地を提供することができなかったわけですよ。いわゆる遊休農地はいっぱいあるんですけども、それを地域でまとめてということはまだできなかったもんだから、やむなく断って、その方にいずれ屋久島に来てほしいです、来てくださいよと。ただし、二、三年したらそのあなたがやりたいという、農業をやってもらうための基盤をちょっと町で何とかしてやらんといかんあ。そういうことやらないと、屋久島にも移住者の人が増えないよなという話もしました。

そういうこともありますので、移住者を増やす、人口を増やす、移住者に来てもらう、そういうことはみんなお互いに考えていると思いますけど、そうであればこういう細かいこともですね、ひとつやっていく必要があるなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひますが。

最後に、災害はいつ起きるかわかりません。町民の安全を確保するためにも早急な対応をお願ひします。それと、農業集落が元気になるように一つ一つ対策をして実施していくことをお願ひして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。4番、中馬慎一郎です。

議長の許可を頂きましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

本日は2点、旧一湊中学校の利活用や管理について、そして山岳部のし尿搬出についてお伺ひします。

まず、1つ目の旧一湊中学校の利活用についてですが、昨年の決算審査特別委員会の中でも、委員から、改善がされていないのではないかという指摘に対し、担当課のほう

から、今後も引き続き指導していくとの回答がございました。

ただ現状は、今現在事業を行っている様子もなく、校舎内や、または周辺の状況も散乱としております。雑草も生い茂っている状態であるという、先々週、見に行つて確認もしました。そういった中で、この事業所の状況、町としてどういう把握をしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員にお答えをします。

旧一湊中学校校舎は、議員も御承知のとおり、中学校統合に伴い閉校となった跡地施設を地域活性化に貢献できる事業者へ貸し付けることで跡地施設の有効利用と地域振興に資することを目的に利活用事業者の公募、選定等を行った結果、菌床シイタケ、白キクラゲ栽培によるまちおこし事業を提案した株式会社DFCと平成27年4月1日に貸付契約を締結をし、その後、運営会社として株式会社農業法人屋久島の杜のめぐみが設立され、同法人と平成28年8月12日に改めて貸付契約を締結し現在に至っております。

事業の現状としましては、コロナ禍以前までは島内外への販売実績を上げており、さらなる販路拡大に向けて増産に取り組むとして、平成29年、30年度には雇用人員も社員、パート合わせて7名程度まで増員し生産が行われておりましたが、コロナ禍で外食産業等への販路の減少により、現在は生産を休止しております。

しかしながら、この休止期間においても貸付料については支払いを続けていただいております。今回の一般質問において、再度会社側へ確認をしたところ、会社としてはこれまでかなりの設備投資してきていることから、投資の回収に向けて事業の再開時期を見極めているとの回答でありました。

町としましては、事業再開に向けて貸付施設の適正管理を引き続きお願いをしたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

事業者のほうからそういう回答があったということですが、昨年も特別決算委員会のほうでは、担当課のほうから大体同じような回答を頂きました。この1年というのは、その事業所にとってどういう進捗状況、また、コロナ禍で外食産業が低迷しているとはいいまでも、新たな販路拡大とかそういう動き、この1年で具体的な何か動きがあったかどうかをお聞かせをお願いします。

○政策推進課長（三角謙二君）

再三にわたり、事業者とは連携を取りながらというか、連絡を取りながら指導してきておりますが、環境整備についても、やはり、その場しのぎの環境整備しかしていただ

いていないことが現状でありまして、ただ、事業者としても、これまでかなりの融資を受けて事業をしてきておりますので、その融資等の関係もありまして、事業については必ず継続していきたいという明確な回答を頂いておりますので、町としてはその事業再開に向けてタイミングを見計らっているということでもありますので、そこに向けて適正な施設管理の指導もさらに進めていければと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

先程の町長の答弁でも貸付料ですかね1年間の、それを支払っていただいているということですが。この契約というのは、一応令和6年までの契約期間と聞いているんですが、それで一応6年までということによろしいんですかね。

○政策推進課長（三角謙二君）

はい、そうです。契約書では平成36年3月31日までという契約をしております。

○4番（中馬慎一郎君）

平成36年、令和6年以降の契約についての話合いというか、協議というのは、今のところ、まだなされていないということによろしいですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今のところは、それ以降のことについては話はまだしていません。

○4番（中馬慎一郎君）

一応この契約が終了する際には、元の状態でその施設を返納するという、多分契約になっていると思うんですが、今の状態で旧一湊中の跡、あの校舎を元にある程度戻して返納できるのかどうかという、ちょっと疑わしいところもあるんですが。その辺は、元の状態に戻すというところの確約はもう間違いないんですよね。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

契約書の中の契約条項にある貸付け前の原状回復を行った後に返還というふうに明確に明記して契約しておりますので、そういう形で企業としてしっかり責任を持っていただくつもりでおります。

○4番（中馬慎一郎君）

事業所が事業を継続していきたいということで、あまり突っ込んだ事業内容の提案とか提言というのはなかなか難しいんでしょうけど、やはり町の土地の上に事業をやっている以上は、町もしっかり監督責任を持って契約期間内は、その契約が終了した後のことも想定して指導していただければなと思っております。

そしてまた、この契約が終了した際の跡地の利用というのは、いまだ、まだ検討されていないということですが、この跡地利用のことについて、平成27年に検討会が実施さ

れて今の状態になっていると思うんですが、また再度、地元との検討会などを開いて行う予定ですか、その辺、お聞かせください。

○政策推進課長（三角謙二君）

跡地利用といいますと校舎の跡地利用ということでしょうか。

校舎の跡地利用については、今のところ契約時期が会社側と継続の意思が明確にあり、生産販売がまた再度軌道に乗った場合、その際に雇用拡大、維持が図られる状態だった場合には、会社側の意向に沿って契約の更新を行いたいというふうに、まず考えております。

ただ、その時点で事業閉鎖となった場合は、先程も申しましたように契約条項に基づいて貸付け前の原状回復をしていただいでから返還を取りたいというふうに考えております。

しかしながら、その後の活用については施設を、現状見ていただくとお分かりだと思うんですが、菌床栽培に水を多用に使用したことであり、施設がかなり老朽化しております。その老朽化に基づいて、ほかのものに転用するのは非常に難しい状態だと思っておりますので、町としては事業の継続がない場合には除却の方向で検討しているところであります。

○4番（中馬慎一郎君）

では、令和6年以降の契約について、もし事業所がそういう希望で、しかも生産が見込め、従業員の拡充なども見込める場合は、そこを第一優先に、その事業を継続していただくという今の町の方針でよろしいんですね。はい、分かりました。

引き続き、まだあと1年弱残っていますが、しっかりその辺、事業の見極めもしていただきながら、やはり有効に利用していただければと思っております。

その次の質問に移ります。

すみません、（2）の契約期間が過ぎた後の町の計画はというのは今の質問で大体分かったので、その次の3つ目の質問にもう入ります。

校舎内ではないんですが、校庭にデイサービス屋久の杜さんがございます。そこが、10月ですかね、今、休止状態となっておりますが、その休止の理由と今後について、町のほうで何か事業者から聞いていることがあればお知らせください。

○町長（荒木耕治君）

デイサービス屋久の杜は、平成25年3月に一湊中学校は閉校し、跡地利用として介護サービス施設を開設し地域を盛り上げてほしいと、地域等から社会福祉法人愛心会に要望をし、旧一湊中学校グラウンドの一角に木造スレートぶき平家建てを建設し、平成28年10月1日からデイサービス事業を開始しております。

開所当初は定員25人の通所型サービス事業を行ってききましたが、事業を行っていく上

では1日当たり15から16名の利用が必要でありましたが、年々利用者が減り、新型コロナウイルスなども影響したことから、損益分岐点である10名ほどの人数となり、令和2年10月1日には定員10名の地域密着型通所介護事業所として運営をしてきましたが赤字解消には至らず、職員の退職等人員不足に陥ったことにより、令和4年9月、これ以上運営を継続していくことが困難として、令和4年11月1日から事業を休止しております。

今後につきましては、現時点での再開は未定と聞いておりますので、迅速な解決を期待し再開できるよう要請をしているところです。

施設につきましては、再開までは機能訓練を目的としたアトリエや展示会場として地域に密着した利用を検討中とのことです。

休止の間の利用者につきましては、28名中15名が縄文の苑のデイサービスや縄文の郷のショートステイなどのほかの事業所に受入れていただいたところですが、受入れられなかった13名の利用者は居宅のヘルパー利用などに切り替えて退去されており、その方々には地域包括支援センターによる定期的な訪問や身体的機能低下を防ぐ高齢者サロン、公民館等で介護予防教室を計画し参加を呼びかけているところです。

町としましても介護職の人員を育成しようと、町社会福祉協議会が企画する訪問看護職員初任者研修に参加者1人当たり4万円を上限として助成を行っており、また、今年度には同協議会が開催した入門的研修にも協力し、来年度は町主催での入門的研修を予定していますので、現在、予算規模などを調査をしているところであります。

○4番（中馬慎一郎君）

まず、休止の理由が、利用者が減り、事業の継続が困難になったとございました。やっぱり民間の事業者ですから、利益をある程度取らないといけないと思いますし、それが事業者の目的というか、事業継続というのが一番必要になってくると思うんですが、その利用者が減った原因というのは、ヘルパーというか人材の確保が難しくなり利用者を受け入れることができなくなったということによろしいんですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

今の質問ですけれども、まず、利用者が少なくなってきた理由というのは、閉校の当初は、要望があって愛心会がその施設を立ち上げた。そこには地域からの要望もすごくありまして、その中で、一湊地域だけじゃなくて永田から志戸子までの地域から要望があって、開設当初は盛り上がっていたようなんですが、そこもしばらくしてからは、だんだん薄れていったと聞いております。

それで、介護職員も人材不足に陥ったということではなくて、ただ、管理者が退職をされた。その後、その方に替わる管理者がいないことから、しばらく休止をするというふうに聞いております。

○4番（中馬慎一郎君）

管理者不在の要因があり、安定した経営ができなくなったと、そこに対する利用者が減ったのも、そういうところにつながってくるのかどうかは分かりませんが。

今言われたように、一湊、志戸子、吉田、永田の方々が多く利用していたというところですが、町の令和3年に出している介護保険の事業計画や高齢者福祉の計画表にも出ていますように、高齢化率というのが非常に高い地域です。令和2年でいうと、一湊が51%、吉田60%、永田が52%、そして志戸子44.9%と、屋久島町内のほかの地域に比べても非常に高い地域で、それだけ高齢化率が高く、そしてまた介護を必要とする方々も非常に多い地域の一つです。

そういった地域に、身近にあるそういう施設がなくなったということは、利用者にとってみれば、家族にとってみれば非常に大きな生活の負担にもつながりますし、心の負担にもつながっていると思います。

今、利用しているデイサービス屋久の杜さんの後に機能別訓練という利用もされていて、それはそれで重要な利活用になっているんでしょうけど、やはりその高齢化率の高い集落の方々が利用していた施設がなくなり、そういった方々が宮之浦に通所するという、負担が大きくなったわけですが。

そういった中で居宅、在宅のケアをしていかなければいけないというところで、この問題について、この議会でも陳情書が上がっておりました。介護の方々からの陳情書が「安定した介護サービスの体制整備に向けての取組について」ということで陳情書が上がっています。これは、産業厚生委員会のほうでまた検討していただいて、結論を出していただけたと思いますが、この中にも同年10月の通所介護サービスの休止というのが書かれております。今起こっている現場での問題点、課題点なども指摘されておりますが、この陳情書を受けて、今の町の率直な意見というのはどういったものか、お聞かせ願いたいと思いますが。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

本年3月31日付で南部方面の居宅のヘルパー事業所が廃業となっております。それに加えて今年の11月1日からの屋久の杜の休止ということもありまして、やはり介護職がどうしても少ないんだと。廃業の理由についても、介護職員が不足している状況の中では経営が困難だということもありましたので、やはり我々としましては、今後こういう事態にならないような形で介護職を育てていく、育成していく必要があるんじゃないかということで、来年度、社協が実施します初任者研修等にも協力し、また、入門的研修も今年は社会福祉協議会が実施をしましたが、来年度からは町が独自で実施をしよう。それは、今年社協が実施したときに定員20名で実施しましたが36名の方が応募があったそうです。その16名については研修を受けられなかったということもありますの

で、町が独自で主催をして、その入門的研修を応募できる限りの方を救い上げていこうということで、来年、町主催で入門的研修を実施したいと考えているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

町のほうでも色々検討していただいているという回答を頂きました。

私も、私なりに色々な地域の福祉の現状とか調べたり勉強する機会もつくって調べておりますが、やはりどの地域も人材確保、人材育成については、なかなかこれといった結論が出ていないというか、答えを導き出せていない地域が多いというのもあります。屋久島町だけじゃなくて、非常に大きな問題であり、長期的にやっぱり考えていかなければいけないのかなと思っております。

そんな中、今回のこの問題の解決にはならないんですが、先週の土曜日、日曜日に、ちょうど屋久島ソサエティというのがありまして、南部でやっておられる杉下先生の話をおオンラインで私も聞かせていただきました。その中で先生が、死生観、死んでいくときの気持ちというか、この島でどうやって死を迎えるかということにも少し触れており、少し共感するところがありました。屋久島町の高齢者福祉計画の中にも、生まれてから老後まで安心して暮らせる仕組みづくりをという文言が書かれています。この中で、もう少し踏み込んで、どういう死を迎えるかというのを深く考える機会にも、私もなりました。

その杉下先生のオンラインの中で、隠岐の島の海士町の介護福祉士の話もあり、みとり看護、自宅で亡くなった方のみとり率というのが数字で出てきて、これ、全国平均が15.7%に対して海士町が33.5%、自宅で亡くなっている方をみとった数が、それに対して屋久島町が11.9%となっております。

一昔前だったら集落で、自分の自宅で亡くなる方をみとるということが私も多かったようなイメージがあるんですけど、意外というか、屋久島町は非常に少ないんだなという感想を受けました。自分もそういう場になりますが、どうやって死を迎えるか、どうやって老後を迎えるか、どうやったら安心した老後を過ごせるかというのは非常に大きな問題だなと深く考えているところです。これを機に、屋久島町内でもそういったことを地域や行政、福祉、医療の方々含めて深く検討していただければなと思います。

もう一つ、旧一湊中学校の利活用について、体育館の解体が11月から行われています。その跡地の利用について、同僚議員からも前回の質問でありましたが、体育館を含めた校庭の跡地利用というのはどうなっているかお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

旧一湊中学校体育館は昭和47年建設の鉄骨造平家建て、延べ床面積が600m²の建物で、建設から49年が経過をしており、現在、取壊しに向けて解体事業を行っております。工事スケジュールとしましては、令和5年2月頃の工事完了を予定しています。

跡地利用については、まずは安全上、衛生上支障のある建物の撤去を優先していることから、現在のところ、具体的な跡地利用の計画はございません。

また、隣接するテニスコートは杜のめぐみへの貸付地となっており、体育館跡地単独では利用方法が限られていることから、隣接のグラウンドとの一体的な利活用策について議論を深める必要があると考えております。

いずれにせよ、既存の学校施設等の老朽化対策など優先すべき課題が山積する中、本町の財政状況を鑑みれば、跡地利用については公費負担の少ない地域や民間活力を活用する方策が望ましいと考えているところであります。

○4番（中馬慎一郎君）

跡地利用、これはやっぱり一湊区との話、協議も進めていかれると思うんですが、今、町長の答弁の中に、テニスコートは杜のめぐみさんが使っていると、これ、どういうふうに使っているんですかね。

○政策推進課長（三角謙二君）

当初、DFCさんから計画の提案があった時点では、テニスコートの地下に地熱利用のシステムを入れて、その地熱を利用した形で菌床栽培をしたいということでありまして、その計画に基づいてテニスコートも契約の中に入っているということです。

○4番（中馬慎一郎君）

菌床栽培が行われていないということは、この地熱利用も今は全く行っていないということですよね。はい、分かりました。

どちらにしても、解体後、体育館及び校庭の跡地利用、一湊区のほうからも要望も上がってきていると思いますので、引き続き、地元にとってどういう方法がいいのか十分検討していただいて、継続して協議を進めていただければと思います。

2つ目の質問に入ります。

山岳部のし尿搬出の課題と処理についてお聞きします。

今年、高塚小屋のトイレのし尿搬出が長期間滞っております。今、高塚小屋のトイレの周辺には90ℓのポリタンクのバケツが約34個から35個ぐらい山積されて残っております。これ、1年近く搬出をしていなかった影響なんですけど、その搬出されなかった原因は何か、そして今後のし尿搬出の在り方について、町の見解を問います。

○町長（荒木耕治君）

まず最初に、最近、私も高塚小屋、新高塚小屋まで行っていませんので、現状をきちんと、どういうものか把握はできておりません。写真等で、確かにそういう実態はあるということは認識をして、その上で答弁をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、高塚小屋、新高塚小屋トイレのし尿搬出については、搬出作業までかなりの時間を要したところであります。これは、搬出に使用するトラックのブ

レーキ部品の故障により、その修繕に時間がかかったことが原因であります。現在搬出に使用しているトロッコは昭和40年代に屋久杉の搬出用に導入されたもので、現在はし尿運搬の許可事業者が所有をしております。

しかしながら、導入から既に50年近く経過しており、今回のように故障時の部品調達などは特注により製作をしてもらう必要があるため、今回も車輪のブレーキ本体のサイズ確認や図面作成などを行い、そこから部品の作製にかかり、再度確認を行うなどの作業を行ったため、多くの時間を要したようであります。

その間、高塚小屋トイレや新高塚小屋トイレのし尿はポリタンクに移し替えながら利用しており、先月末より搬出作業を再開しておりますので、これまで搬出できなかった分については、天候等にもよりますが、委託業者とも連携をし、速やかに搬出作業を行いたいと考えております。

山岳部くみ取式トイレのし尿搬出の在り方につきましては、これまで長い期間、様々な協議がなされ、現在の人力による搬出に至っているところですが、くみ取式トイレのし尿搬出は重労働で不衛生な作業の上、トイレ周辺にし尿を入れたバケツがため置かれていることが常態化し、景観や周辺環境に悪影響を与え、永続的なシステムとは言い難いところであります。

現状では、平成21年度第5回屋久島山岳部利用対策協議会において、平成22年以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針決定を頂き、縦走ルートでの携帯トイレの積極的な利用、縄文ルートでの併用利用は地域の合意を得ていると認識をしております。屋久島町第2次振興計画においても、山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討しますと記述をし、その利用推進を図ることとしております。

また、基本的な方針としましては前段の方針の下で対策を進めますが、本年度作成されました屋久島山岳部ビジョンにおいて、10年という年月を踏まえて、これまでの対策の評価、方針の見直し及び地域合意が必要な段階に来ているとの記述もあることから、今後も継続して屋久島の山岳環境に適したトイレの開発動向を注視していきますが、現時点では携帯トイレの利用比重を徐々に増やすことで、し尿搬出の負担軽減も図ることができると考えております。

現在、山岳部トイレ環境の改善に向けては、今後も実効性のある方策を継続をして、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

御答弁の内容で幾つか質問をさせていただきます。

まず、先月、し尿搬出を行ったと今言いましたけど、担当課長でいいんですが、どれぐらい搬出をされたんですかね、お聞きします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

搬出に、ようやく取りかかったということで聞いておりますが、ちょっと正確な数値は手元資料を持っておりませんので、その辺はまたあともって報告させていただきたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

トロッコの修繕に非常に困難である、トロッコの軌道の維持管理にも多額の費用もかかります。今後、トイレの搬出の在り方を本当に考えていかなければいけません。

ちょっと数字的なことをまた少しお話をしますが、令和3年の屋久島町の宿泊者数、これが先日、県から発表されましたが、宿泊者数が17万8,344人、令和2年が20万6,000人と、若干、やっぱりコロナの影響もあって減っております。

そんな中、縄文杉行きの荒川登山バスの利用者が令和3年で2万8,578人、そして令和2年が2万7,680人と、少し増えているわけですね。観光客全体が減っていても、やはり安定した山の利用というのはございます。そういった方々が山岳保全の利用協力を支払っていただいております、観光客が減っているのに協力金の金額も減っておりますが、それでも昨年は2,100万円の協力を頂いております。そういった協力を頂いており、その協力の使用目的というのが、山の整備、環境保全につながる一番の目的になっていると思っております。

今の高塚のトイレの現状を見ると、やっぱり、そういう協力がうまく使われていないということになります。これ、契約する上で、トイレ搬出の事業者との契約の中において、こういう問題が起きているということは、その事業者に対して何か町からの指導とか色々あったと思うんですが、こういう現状を踏まえて事業者へのペナルティとか、今後の契約について町はどう考えているかお聞かせください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

議員おっしゃるとおり、観光客につきましては、徐々にではありますが回復しているというふうに思っております、山のほうに関しましても、昨年よりも、協力でいきますと750万円ほど10月末では増えております。利用者も1万5,000人ほど増えておりますが、単純に考えれば1,000円ということであれば1,500万円ということでもありますけれども、750万円ほどしか増えておりませんので、大体半分ぐらいが協力を頂いているものと思っております。

今、御指摘のありました業者との委託につきましては、うちのほうも業者からの報告を随時受けておまして、なかなかうまく修繕がされていないということも報告は受けておりました。

契約書やこの仕様書における履行期限につきましては令和5年3月31日までとしておりますので、業務内容におきましても、バケツにし尿を20ℓポリタンクに移し替えまして、直近の登山口よりクリーンセンターへ搬入し、適正処理することとしており、月に

何れ運搬することなどの規定は今のところうたっていないということなんですけども、本契約におきましては、今後、業者のほうが予定量の搬出を実施をすれば可否はないものと思われませんが、また、契約面での責任のほうも追及などは行えないというふうには思っております。

ただ、これまで同様、この委託事業につきましては、許可業者2社より見積りを徴した上で実施をしてまいりたいと思いますが、今回のような状況に陥らないようにトロッコの規定等について、もうちょっと協議をする必要があるというふうには思っているところです。

○4番（中馬慎一郎君）

今も、現在、恐らく三十数個のポリバケツが残っている状態で、この協力金を頂いている中で、この処理をどうするのかというのは、多分1事業者で、もうできない、今年度中にやるとすれば、僕はもうできないと思っているんですよ。かなりの量です。トロッコを使って人力搬出というのは、やはり限界があるのかなと思っているんですが、この辺、この費用を町からもある程度財源出して、ヘリでの搬出とか、そういった検討はされていないですか、お聞かせください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

この期間におきまして、ガイドさんのほうからもお手伝いといいますか、できる限りで協力はしたいという声もありまして、そのことを業者のほうにも伝えてはおりましたが、業者の判断としましては、その許可的なものもありますし、安全面、また、全く無償でそういったことをするということにはならないというような判断から、恐らく協力を判断しなかったというふうに思われるところですけども、議員おっしゃるように、これからの期間を考えますと山のほう、さらに厳しい状況にはなりますので、まだ今の時点においては業者のほうから契約内容どおりできないというふうには聞いておりませんので、うちのほうもそれなりの指導はできる限りしていきたいというふうには思います。

○4番（中馬慎一郎君）

もちろん、ガイドも山岳部を利用していますので、やっぱり困っているときはお互いさまという感じで搬出の協力もしていきたいとは思ってくれると思います。

ただ、やっぱり90ℓのタンク三十数個を、とても今年度中に運ぶというのは、どうしても無理があると思いますので、利用者から協力金というのを頂いている以上は、やっぱりそれなりの数を減らしてトロッコや人力で、無理ならヘリでも使って、とりあえず処理をしていかなければいけないのかなと思います。

もちろん、事業者がやっていくというのであれば、それを徹底的に指導していただいで少しでも減らしていただければと思いますので、その辺は担当課からも町長からも厳しく見張っていただければなと思っております。

先程、今後のトイレの利用の在り方について、町長からも携帯トイレという話がありました。当然、利用者に訴えていく上で、山岳部の事情を考えると携帯トイレというのも1つの手段であると私も思います。ただ、全てを携帯トイレに移行していくというのは、全面的に移行していくというのは、やはり時期が尚早であり、日本全国各地見ても、まだそういう地域はありません。そういった中で先陣切って屋久島町が全てを携帯トイレにというのは現実的ではないと思っております。

その中で、一つ一つ課題をクリアするために、来年度からでも携帯トイレの推移に向けて一つ一つ検証を行っていきながら積み重ねていかなければいけないのかなと思っております。

例えば、この90ℓのポリタンクが30個ほどあると、3,000ℓのし尿を全部、携帯トイレでお客様自身に運んでもらわないといけません。一人一人の負担はそれほどでないのかもしれませんが、携帯トイレを導入するにしても、その携帯トイレをどういうふうに運んでもらうか、処理していくかというのを考えなければいけないんですが、今のし尿処理もそうですが、その携帯トイレを運ぶ手段として、2つ目の質問にあるドローンを活用したし尿搬出などの検討、検証実験は今後見込まれないか、見解をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

ドローンが開発をされたときに私が直感的に思ったことは、これで物を運ぶ時代が来るんじゃないのかなというふうに思っております。屋久島の山岳部も、これ使えないかなと思ったら、今年の5日からですかね、ドローンがかなり人家とか人の多いところの上も飛べるような許可、それは特別な仕様とか許可とかが要るみたいですが、もうそういう時代がそこに来たのかなと。頻りにドローンが飛び交う、今朝のテレビでは郵便物を離島あるいは中山間地域で、配達員がおらないところは郵便物もそれで配達をするような時代になっていくというような報道もされておりました。

し尿搬出につきましては、ドローンの技術が急速に進んでいくというよりその活用方法も、今言いましたように荷物の宅配や防災、農業での利用など、多岐にわたって開発をされてきております。このような中で、議員がおっしゃるドローンを活用したし尿搬出につきましては、技術的な面でも将来的に十分可能となるのではないかと考えております。

また、先程の答弁でも申したように、携帯トイレは山中に回収ボックスを設置し、そこからドローンで搬出するなど、携帯トイレの普及面でも一助となる取組ではないかというふうに考えます。

いずれにしましても、議員がおっしゃられるように現地で実証実験を行い、技術的や安全面で様々な検証を行う必要があると考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

私も山岳部の今後の在り方についてすごく考えることが多いんですが、やっぱりその中でドローンの活用というのをひとつ見いだしていければなと思って、先月もちょっと個人的に事業所のほうに訪問させていただいて、今の現状の話を色々してきたところです。

その事業所は、2025年の大阪万博でドローンを使った有人飛行を国と共同でやっていくというところで、非常に実績もあり、山岳部での資材搬出も行っている会社でした。

ただ、屋久島でそれが実用できるかどうかというのは、やっぱり屋久島で検証してもらわないといけませんし、そういう、屋久島などの現場で検証することで、ドローンの技術もどんどん革新していくと思っております。

今、町長が言われたように法の整備のほうもドローンの規制のほうもどんどん変わっており、技術も日進月歩でどんどん進んでおりますので、早い段階でどこかの事業所と二人三脚で提携を組んで、し尿搬出だけじゃなくて、屋久島の場合、先程、同僚議員からもありました災害時の活用とか、あと、ほかの離島では医薬品をドローンで運ぶとか、そういった活用もされております。色んな多目的な利用方法がドローンにはあると思いますので、ぜひ実証実験、これ予算を伴いますので、前向きに予算を組み立てていただいて実証実験していただければなと思うんですが。

これ、具体的に、まだ予算取りという話にはなかなかならないと思うんですけど、町長の答弁からすると、前向きに来年度からはこれも考えてもらえると思ってよろしいですか。

○町長（荒木耕治君）

現在、本町にもドローンは3機持っています、小型のやつですけども。これは災害時とか、あるいは捜索とか、そういうときに今現在使っている、一番レベルの、多分一番ちっちゃなやつ。今日、私がテレビで見たのは1m50cmある大きなドローンでしたけれども、そういうものにどんどん変わっていつていることをございます。

ですから、そういう時代は近々に来るだろうなということですので、議員がおっしゃるように、この資料も読ませていただきましたけれども、そういうことが可能な時代はもうすぐそこに来て、なかなか人力でというのは、先程からも出ていますように色々な場所で、色んなところで人手不足というのは起きてくるだろうと思っておりますから、前向きに内部で検討をさせていただければというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

令和3年度ですかね、町長の所信表明の中でもグリーン・アンド・デジタルという言葉がたしかありました。ドローンだけじゃなくて、色んなデジタルや技術革新による、そういったものと環境保全というのは屋久島が率先してやっていくべき分野だと思いま

すので、ぜひ前向きにドローンの活用を今後考えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、高橋義友君に発言を許します。

○11番（高橋義友君）

皆さん、お疲れさまです。議長に発言許可を頂きましたので、第4回屋久島町議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

その前に、世界中にジャパン、日本の名誉を届けてくれましたサッカーワールドカップカタール大会での日本選手団の健闘、そしてサポートの皆さん、応援していただきました皆様方に、言っていていいでしょうか、ブラボー。本当に大きな声で感謝の気持ちを伝えたいと思います。勇気と感動を頂きました。ありがとうございました。

気持ちを入れ替えまして、一般質問をしたいと思います。

質問内容は、1点目が屋久島町漁村センターの運営について、2点目が初代太陽丸が就航し50周年を12月に迎えますが、どのような催し等を計画しているのかお示してください。3点目に、一湊小学校校庭の古木、アコウの木の保全についての3問です。

初めに、現在の屋久島町漁村センターの状況は、どうなっているのか、お伺いします。

この施設は、昭和56年に、町内において水産業を営む者及び水産業に従事する者の相互の親睦と生産意欲の向上及び生活環境をつくるための研修や集会等の施設として造られた施設ですが、築後41年経過した現在、漁村センター全体を見回してみたところ、到底、所期の目的を達成していると思えませんが、いかがか、そこらあたりの考えをお示してください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員にお答えをします。

漁村センターは、昭和56年度漁村環境施設整備事業で建設され、翌昭和57年4月1日から供用され、建設から41年が経過しています。これまでは、屋久島漁協が指定管理者として管理をしており、漁協の事務所、漁家の方々の話合いの場や区民の集いの場とし

て、また結婚式の会場としても使用されたと聞いております。

その後、漁家の減少や漁協の事務縮小に伴い、使用回数は激少しておりました。

令和2年に、集落から漁具や漁協の古い書類置場になっているので、整理をしてほしいとの依頼があり、館内の片づけを行いました。現在は、一部集落の祭りの資材を仮置きしている状況であります。

これまで、漁村センターは屋久島漁協を指定管理者として、管理を行ってまいりました。しかし、漁家の減少や漁協の業務縮小に伴い、漁村センターを活用することがほとんどなくなり、長期にわたり閉鎖されたままとなっていたため、令和4年5月1日付で指定管理者を取り消して、現在、管理者がいない状況となっております。

今後、指定管理者を公募したいと考えているところですが、次の質問にも関連しますように、かなりの大規模改修が必要となります。

現在、トイレの使用等ができない状況にありますので、指定管理を公募する際には、ある程度の使用ができる状況を整えた上で公募する必要があると考えております。

一湊区からは、漁村センターを集落活性化のために活用したいとの申出がありました。集落としては、OWS（オープンウォータースイミング）の炊き出し、一湊食堂での利用、集会所、避難所としての利用を考えているようであります。

町は、同施設の耐用年数があと9年程度であるので、施設改修するか取り壊すか検討をしているところです。施設の改修は、浄化槽、トイレ、内装、建具等の大規模な改修が必要で、それには大きな財源が必要となります。今後、取り壊して新たな施設を建設する場合と今の施設を改修する場合の、どちらが効果的なのか、財源をどうするか、利活用をどうするのか、この要望も勘案しなければなりませんので、時間を要しますが、検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（高橋義友君）

私が今から1問、2問、3問と続けて質問しようとする内容の答弁を全てしていただきました。私も、この後、何をしゃべったらいいのか、ちょっとう質問の内容に困っているところでもありますけれども。

築後41年経過したということで、もう、今現在、見たところ到底、所期の目的は達成していないと、それで今までは屋久島漁協を指定管理者としてずっときていたんですけども、今年の5月1日にその指定を取り消したという、そういう説明だったんですけども、この間にも色々と、この漁村センターについては建物自体、不備な点が多々あったと思って、その都度、我々は一般質問等と言ってきていると思いますけれども、なかなか改善されなくて、今に至っているんです。

何で、この今の期間の間に指定管理者に対して、そういう改善事項をしないで、今までずっとこういう状態できたのか、そこあたりの説明はできますか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

私が産業振興課に、課長に就任した際には、もうあそこの活用はほとんどされておりませんでした。で、漁協とも何度か話合いもさせていただいて、今後の活用をどういうふうに漁協は考えているのかということで話もしました。その中で、やはり漁協としては、先程もありましたように業務の縮小等もあって、なかなか向こうの活用ができないと。数年前までは、年に何回か漁民の人たちが話合いをしたりする場に使っていたということでしたが、私が確認に行ったときには、もう2階から1階、空いているところは、全て漁具が入っていたり、それから事務所として使ってたところも古い書類がずっと残っておいりましたので、区からの要望等もありまして、そこをまず片づけてくださいということで、片づけをしていただきました。

町のほうとしても、ある施設をそのまま老朽化させるわけにはいきませんので、色々建築のほうの担当にも話をして、浄化槽の状況とか、そういったものもを見せていただいて、私も実際現場を見て、建具等も確認をしました。窓は、まだしっかりはしてるんですけども、開け閉めにちょっと苦慮するような状況であります。

で、それを改修するとなると、かなりの、先程もありましたように改修費用がかかってまいります。で、町の公共施設の管理計画の中でもどうするかということ、しっかりとした方向性が見えない中で、今、集落からも色々要望もいただいておりますので、当然それを改修するとなると、先程も申しましたように財源等も必要になってきますので、町の全体の色々な施設の改修等、優先順位をつけながら、まずどこを改修しなければいけないのか、どういう改修が必要なのか、どのくらいかかるのかという予算的なものも含めまして、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

その施設の維持管理は、町の裁量ではないですか。維持管理は、責任は、どうですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

令和4年5月1日で、指定管理は取消しをします。5月以降は町が管理をしなければならない立場になっていると思います。

ただ、施設自体が建物だけが残っている状況で、水道、電気、今、使われておりませんので、現在止めている状況です。町としては、手を入れなければ、なかなか先程も申しましたように活用ができない状況ですので、今のところ中も整理を一応されていますので、今のところそれを維持していくというふうな考え方であります。

以上です。

○11番（高橋義友君）

今、聞いたのは、建物の、要するにその修繕箇所とかそういうのですよ。外壁が落ち

たり、その合併浄化槽に変えたり、そういう大まかな修繕は町がするんじゃないのから
ゆう質問なんです。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

そこら辺の改修は、当然、所有は町ですので、町がやるとすれば実施をしなければなら
ないと思います。

○11番（高橋義友君）

それをしないで、今日まで来てるんですよ。トイレなんか使えないちゅうのは、も
う相当前から言われていることなんです。トイレが使えないから、そこで会合とか、色
んな行事等できなかつたんですよ、今までは。そこあたりのことは、屋久島漁協さんの
ほうから何もそういう改善してくださいちゅう、そういうのはなかったですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

漁協のほうからは、特に改修を急いでくれというようなお話はございませんでした。

○11番（高橋義友君）

ないほうが、私から見ておかしいような気がするんですけども。今の答弁の中が、も
う1番から3番まで、私の答弁の内容、全てを言っているような気がして、今後どう進
めていかちよっと分かりませんが、どう重複するか分かりませんが、要す
るに、今の漁村センターは所期の目的を達成していないちゅうことだけは御理解できま
すか。どうですか、そこは。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

事業の計画の中に書かれています活用の指針については、現在のところ活用されてい
ないと認められます。

○11番（高橋義友君）

そしてもう1点、屋久島漁協との管理は5月1日をもって取り消したと、今後はまた
新しくどのようにしていく計画ですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

今のままでは、当然、せつかくの施設ですので活用しなければならないと思いますけ
れども、先程も町長の答弁の中でありましたように、活用するのであれば、それなりの
改修が必要であると。集落からも区のほうで指定管理を受けてもいいということではあ
りますけれども、受けております。

ただし、集落としましても、今、トイレも使えない状況なので、そこら辺の改修はし
ていただきたいという要望は受けております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

そこらあたりの区の要望は酌んでやってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

令和2年8月13日、一湊区から漁村センターの改修工事について要望書を提出し、令和2年9月10日に要望書の回答を頂いております。

一湊区から出された要望書の内容は、漁村センターの状況を見て、いち早く手を打たないと旧一湊中の体育館の二の舞を踏むことになるかと危惧したからです。今、改築したら、まだ長く公共の施設として使用可能であると判断し、水害時の避難所として最適な場所でもあると、そして何よりも地域イベントの中核をなす施設だと思い、要望書を提出しました。要望書を提出したのは、令和2年8月13日です。その回答は令和2年9月10日に頂いております。

回答の内容は、一湊区が期待している内容とは大きな隔たりがあったので、再度お聞きいたします。

回答の内容は、「避難所として指定するには耐震基準を満たす必要があるため、今後、建設当時の状況等を具体的に調査し、使用可能と判断された場合は、一時的な避難場所として有効活用を図るべく検討してまいります」と。

これは、頂いたのが令和2年です。その後、どのような検討したのか教えてください。

○町長（荒木耕治君）

令和2年に要望書を頂きまして、現地に行きました。そして、そのときにたまたま国会議員の先生も屋久島にいましたので、同行をしてもらって、屋上まで上がって、そのときに、その人たちが災害時に、あの上を避難タワーとしてどうかということやっただけ、だけど、あまりにも海が近過ぎて、2階ではなかなかそりゃもう難しいだろうということで、要するにもう一湊は高台がすぐあるので、そこに逃げるほうが良いだろうという判断をしました。

そして、私もそのときに、本当にこの、今、言われる漁村センターが、造った当初のような思いで使われているのか、一湊の漁業集落が本当に漁村として栄えていっているのか、そういうものを根本的に、これ、考え直す一つのターニングポイントじゃないかというふうに、私はそのとき直感的にそう思いました。

今、あの漁協、それはサバやら色んなものでぎわっていた、今、私が思うのは、これを改修をして、じゃあ何に使おうとするのか、集落が言うようにじゃあオープンウォーターとか、そういう食堂をするとか、オープンウォーターのために改修をするのであれば、1年に1回ですよ、そのために多額なお金を入れて改修をするのか。

そういうよりか、私は、今、一湊の集落を、これは私個人の見解だと思ってください。今、思うのは、このコロナ禍で一番お客さん来たのは、私は一湊のダイビングだと思ってるんですよ、実は。ダイビングのお客さんというのは、要するに沖縄にいけないお客さん、海外に行けなかったお客さんは屋久島に来たんです。そして彼らは、1週間10日

滞在するんです。

だから、このコロナ禍でも、あの一湊の矢筈の中にダイビングボートが浮かんでない日は、そんなになかったと私は思います。sonだけダイビングの人たち、で、ダイビングの方がいらしたときに、屋久島の海はやはり魚種も多いし、あそこは前に問題になりましたテーブルサンゴの大きなのが、まだ現在も生きていますので、そういうものが屋久島の海はすばらしいと、だからこれ観光のことにもつながりますけれども、やはり山岳部だけじゃなくて分散をするには、やはり世界自然遺産ってのは、海までつながっての自然遺産だろうという考え方もあります。

ですから、一湊が漁業で栄えた時代、そうじゃなくて、私は、もうこれはマリンスポーツの基地にあそこしたらどうかという思いをすごく持っております。それは、あのかいわいに、そういうものがすごくあるからなんです。今、言うように、ダイビングボートもそうです。ちょっと前に、一ツ浜ではジェットコースターとかバナナボートだとか、夏場になるとそういうものも貸したりしてやりました。

二ツ浜は町指定の海水浴場です。その隣の、元浦、あそこはシュノーケリングには最適なところだと、初心者のダイビングには。

それちょっと行くと、今、私らのいうヒデコ、一湊の人はヒデコって言うんですかな、あそこは。あそこへ、風によってはサーファーがいっぱいいますよ。屋久島の地元の。私は先週の日曜日も、雨の中ちょっと行きましたけど、10人ぐらいのサーファーがあそこで波に乗っていました。

そういう面では、その一連の、そういうものを今、話をするずっとあの漁村センターが、その当初のもう役割を今果たしているのか果たしていないのかというよりも、四十何年もたってんだから、これ、ゼロベースで考えて、一遍解体をして、そしてそういうマリンスポーツ、例えば、今、ダイビングの話もしましたけど、ダイビングの、じゃあ、今、あんだけお客さんが行って、彼らがどこでシャワーをして、どこで着替えをして、どこでやっているのかという、そういうのを考えると、あそこに新たにそういうものを作ったほうが、これから先、将来に、私は個人的にはそう思っているのです。

それともう一つは、一湊公民館が隣にあります。診療所もあります。これ、一湊公民館駐車場が全くない状況です。ですから、あの一湊公民館を中心にやるには、あそこの広場を、今少し、漁村センターの前広場がありますけれども、あそこをそういう一湊の公民館等の駐車場も兼ねた、そういうもので、一遍あの区画をちょっと考え直すのいい時期じゃないのかなという、これ、私の個人的な思いですけれども。

議員がどうおっしゃるか、分かりませんが、議員が思いがあれば、またお聞かせを願えればという。

○11番（高橋義友君）

今、町長が、ちょっとずっと聞いたんですけれども、まだ耐用年数が9年も残っているんですよ。建物自体の。それを取り壊すことは、まず不可能でしょう。そして、不可能じゃないんですか。耐用年数がまだ9年残っているんですよ。そして、耐震基準もまだ満たされているんですよ。

町長、ちょっと首を横に振られていますけれども、決算委員会の中で委員長はそういう耐震基準も、そうそう56年以降に建てた建物だから、耐震基準をクリアしていると、そこまで分かっているんですよ。ですから、壊すの本当にもったいないんですよ。だけど、もうちょっと手を加えたら、あの2階なんかっちゃあ、すばらしいですよ。あの広場でですね。

ですから、トイレと要するに外壁をしていただければ、そんなに、私は難しい問題では、これ、私の考えです。避難所としてもものすごくいい場所になり得ると思うし、今、町長が、さっきおっしゃいましたマリンスポーツの基地としても、そこにシャワーなんかも備えていただければ使えるわけですから、僕は最適な場所だと、私はこう思っているんですよ。そこあたりの考えがあったら、どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

私は、更地で建て替えるっていうのは、あそこ、じゃあ改修して、そういうマリンスポーツのものに造り変える、そういう今までのように集会所にするのかなんとか、そういうんじゃないくて、さらにダイビングショップでもいいですよ。あれも今、時期じゃなく通年ダイビングってやるわけですから、ダイビングショップだとか、レンタルだとか、そういうものをそこでやれるような、そういうものに改修をするのであれば、そういうものに改修をして、避難所はもう公民館があるわけですから。じゃあ、そのときに皆さんが車で来るときに、駐車場があの前はないから、そういう駐車場も含めて、そういうふうに、壊すって言ったのは何もそういう意味で、使える改修をして、そういうことであれば、用途とすれば、私が個人で思うのは、今マリンスポーツのそういうことで、そういうふうに改修をして使うような方向でやったほうがいいんじゃないのかなという、それ、私がそう思っているところです。

○11番（高橋義友君）

町長の考え、分かりました。また、私の考えも今言ったとおりに、耐震基準もまだ大丈夫だと、クリアしていると、それで耐用年数も残っていると、であればやっぱり補修して使わせていただきたい。それが私の願いでもあるし、一湊区の願いでも、私はあると思っております。

○町長（荒木耕治君）

私がダイビングスポット、何でそう言うかという、今度、観光まちづくりの中の事業で海中ごみの清掃をした、だいすき基金を使って、そのとき地元のダイバーを使って

したら、タイヤとか何とか、すごくやっぱり海の中にもごみが大量にあったという話を、そのダイビングの方たちが掃除をした後に、私のところへ寄って、その人たちも屋久島の海ってものを絶賛をしていったんですよ。絶対これいいと思う、ウミガメにも会えなみたいな話をしてて、ですから、そういう話ももらった、よそからの目って、そういう視点で見ると、子どもはそういう気づかない海の中まではというのはありますけど、やはりそういうことも含めて、一湊というのをこれから人が滞留をして、そういう集落の活性化をやっていくには、そういう方向のほうがいいのかなというふうに思っていますので、議員も一湊区の皆さんともそこら辺はまた協議をして、よりよい方向に導いていければというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

町長のおっしゃるのもよく分かるんですけども、この漁村センター、最後になりますけれども、耐震基準はクリアしています。まだ耐用年数も残っています。最後に予算的なことなんですが、そこあたりどうですか。やるとなれば予算的なもの、財政的なものも検討しなきゃいけないと思いますけれども、そこあたりはどうですか。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

一度、補助事業で造ったものは、再度そこに補助事業を入れるということができませんので、改修するとなれば一般財源を用いなければなりません。

前で大まかに見てもらったときに、浄化槽だけでも2,000万円ぐらいはかかるだろうと。あと、壁をやり直したり、トイレが男女別になっておりませんので、昔の造りですから、そういったもろもろ、それから給排水、それから建具等、大規模な改修するとなると、さらに数千万円ほどのお金がかかるのではないかと見ております。

そのような中で、町も毎年振興計画をつくる中で修正をしたりしておりますので、その辺で優先順位がどうなるかということが問題になってきますので、今すぐここでいつ頃やりますということは、なかなか答弁ができないところですが、もう少し精査をして実際に数字がどのくらいになるのかということは、早めに検討してみたいと思います。

以上です。

○11番（高橋義友君）

今言ったとおり、そういうことがあるから、令和2年の早い時期に要望書を上げて回答頂いてるんです。その間に検討しますからちゅうことで、僕は今日、たまたま聞いているんです。2年の間、何していたんですか。この検討は全然なされなかったんですか、今まで。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

その間に検討したのは、浄化槽をまずやらなければいけないということでしたので、それについてのどのくらい金額がかかるのかということは検討しました。さらに浄化槽

だけではなくて、先程も申しましたように、様々なところの改修が必要になっているということで、それを組み込んでも、なかなか財政との協議の中でも優先順位を上げることができませんでしたので、これについてはもうすぐすぐということはなかなか厳しいと思いますけれども、先程申しましたように精査をしていきたいと思っております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

要するに、こちらとしては前向きに捉えていいんですか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

前向きに捉えて結構でございます。

今、言うように、これ1個だけじゃなくて、やっぱりもう一つ、私はダイビングのことも言いましたけど、一湊集落を全体を見て、この建物、この利活用をどうしていくかということも含めて、内部であるいは区ともお話をし、何が一番いいのかということを見いだしていければ、課長は財政的な話できませんから、それが決まれば金は何とでもしますよ。はい。

○11番（高橋義友君）

それこそブラボーですよ。大変、前向きな答えを頂きましたよ。もうこれで終わります。それ以上の、私は回答は要りません。よろしく願いいたします。

2番目の質問に入ります。

町長は今年度の施政方針の中で、口永良部の振興策として次のように述べられております。「昨年3月に、島民の悲願でありました新船フェリー太陽Ⅱが就航し、安全で快適な運航に努めているところであり、本来であれば就航記念のキャンペーン等により利用拡大に取り組むところでしたが、コロナ禍により開催ができない状況にありました。

しかしながら、本年12月には初代太陽丸が就航し50周年を迎える記念すべき年に当たることから、利用者への感謝を伝えかつ利用拡大、口永良部の誘客を図れる機会と捉え、ささやかながら催し等を検討しているところであります」と施政方針の中で述べられていますが、どのような催し等を検討しているのかお示してください。

この件につきましては、私がこの一般質問を出すときには、こういう催し物は全然頭の中になかったものですから、あえてこういう質問をさせていただきました。

○町長（荒木耕治君）

初代太陽丸は、昭和47年12月に就航し、丸50年となります。かつての資料等を読むと、昭和47年3月に民間会社から航路廃止の通知があり、その後、同年5月には町が船舶事業を行う議案が通過し、6月には船舶建造決定、9月には九州運輸局より認可を受け、11月に起工、12月には進水、そして就航と大変な労力、関係各所の御尽力、御協力、何より一刻も早く就航させねばという先輩方の熱意によりこぎつけたものと理解をしてお

ります。

また太陽丸という名前は、公募により決定されたもので、同年10月に開催された鹿児島太陽国体からネーミングされたものです。本町では、登山競技が行われたわけですが、炬火リレーやパレード、おもてなしなどが多くの町民が関わるとともに、大きなインパクトを残したことが推測をされます。

現在のフェリー太陽Ⅱが太陽の名前を引き継ぎ、このたび町営船就航50周年を迎え、来年には再び国体を迎えることは実に感慨深いことでもあります。

さて、催し等の御質問ですが、現在、屋久島フォーラムでは企画展を開催中で、年明け1月6日までの展示となっています。

内容としましては、歴代の町営船の紹介や就航当時の時代背景、太陽丸の由来となった太陽国体の模様、元船長へのインタビュー、個人から借用した三代目フェリー太陽の模型の展示、町営船の思い出の寄せ書きなどです。ここで使用した写真の一部については、フェリー太陽Ⅱの船内、口永良部出張所、金岳小中学校でも見られるようにしています。

そのほか、船内に就航50周年周知看板の設置、オリジナルノベルティを作成してキャンペーン期間中にお客様に配布や、関係各所への挨拶の送付を行ったところです。

また、ノベルティのうちクリアファイルは、屋久島ジュニア検定の参加賞にも使われます。

年明け4月には、島間航路50周年にも当たりますので、南種子町でも写真の展示ができないかと考えています。何より御利用いただいている皆様に感謝の気持ちを伝えるとともに、引き続き安全で確実な運行を努めていきたいというふうに思っております。

○11番（高橋義友君）

私も今日、この企画展を見させていただきました。この企画展のPRはどのようにしていましたか。

○政策推進課長（三角謙二君）

企画展につきましては、町のホームページ等にも載せておりました、あと、防災無線でもお知らせしております。あと、先程、町長の答弁でもありましたように、関係機関へのお礼状の送付の中でも、そういう形で周知を図っているところであります。

○11番（高橋義友君）

ちょっと私が勉強不足で、こういうの、いつ、そういう広報があったのかも全然知りませんでしたけれども、広報紙の中に今月から始まるちゅうことで、これうたってますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

ちょっと今月号だったか先月号だったか、はっきりしておりませんが、広報紙にも載

せるような形で担当のほうに依頼していたと思っております。

○11番（高橋義友君）

載っているとやら、私が見落としていたのかも分かりません。私は全然気づきませんでした。それもあともって確認したいと思います。

やっぱりこういうすばらしい記念式をやるのであれば、やっぱり町民に知らせるのはもちろん、あのマイクを使ったやつも、そのマイクも私は聞いておりません。

ただ、職員には何かネットで知らせたことですのですけれども、町民の方はネットなんか見る人あんまりいないですよ。やっぱり、広報紙とかそういうふうに、こういうすばらしいのをやるのであれば、大いにPRは、やっぱりするべきだったと私は思います。どうですか、そこあたり。

○政策推進課長（三角謙二君）

ホームページでは、トップページですぐに見られるような体制を取って、周知を図っているところであります。職員向けじゃなくて、町民向けもそういう形で取り組んでいます。

○11番（高橋義友君）

町民向けにはそれでいいかも知れませんが、高齢者の方が一々町のホームページ見ますか。

今日は、机の上にこの50周年のパンフレットがあったんですけど、すばらしいこのパンフレットですけども、これ小中学生にあげて、これを宣伝するということはできないですか。これものすごくいいパンフレットで子供たち喜ぶと思いますけど、どうですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

先程の答弁でもありましたように、屋久島ジュニア検定という小中学生の屋久島の問題集の試験がありますので、その参加賞として配ろうというふうには思っておりますが、予算の関係上、全体の数量がありませんでしたので、まずは乗船者にお配りしたいというふうに優先順位としてはしております。

○11番（高橋義友君）

できたら全小中学校の人たちにも、このパンフレット配っていただきたいと思います。それ、要望しておきます。

それと、この企画展は口永良部でもやるんですか。ここだけですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

当初、企画展につきましては、口永良部でもと思ったんですが、会場の関係がありまして、エリアがなかったんで、まず出張所にこれと同じ写真集をファイルにしたものを口永良部出張所と、あと、金岳小中学校でも子供たちの見れるような形でしております。

○11番（高橋義友君）

終わった後、これを全部持って行って口永良部でも展示するちゅうことは不可能ですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今のところ、終わった後は南種子町のほうに持って行って、南種子町で展示展をしたいということで、今、担当者レベルで話をしているところであります。

○11番（高橋義友君）

ですから、南種子町は聞いたんですけど、口永良部ではこれできないのかって聞いているんですよ。口永良部の体育館かどこか、学校でもいいですよ、公民館でも。

○政策推進課長（三角謙二君）

今、見ていただいたスペースが確保できないという判断の下に、ファイルにしまして、同等のものがファイルで見れるような形で準備して、お配りしているところです。

○11番（高橋義友君）

分かりました。

それでは、3番目の質問に入ります。時間もなくなってきましたので。

一湊小学校の古木、アコウの木の保全について伺いますが、この件につきましては9月議会でも質問しましたが、継続して教育長にお伺いいたします。

質問の中で、巨木や古木がある町内の小中学校で、倒木や枝の落下等、リスクの高い樹木は点検が必要だと思われるが、どのような点検をし、どのような結果だったのか、9月議会で教育長から報告を受けました。

内容は、本町では8月18日に教育総務課職員で、屋久島町内小中学校の点検を行い、金岳小中学校におきましては、電話で敷地内に危険樹木がないことを確認いたしました。点検の結果、神山小学校及び岳南中学校で枝の落下のおそれがある樹木が確認され、神山小学校におきましては事務局職員で対応し、岳南中学校においては業者に依頼をし、伐採等の対応いたしましたと2校の報告は受けております。他の学校は、今のところ、倒木、枝の落下などは、点検の結果、異常は見られなかったという答弁でした。間違いありませんね。はい。

そこで、今後の対策といたしまして、町独自で子供たちの安全、樹木の保全のためにも、年に1度は樹木医による点検はできないものかと伺いましたが、教育長はここでやりますというお返事は頂けませんでしたけれども、地元で樹木医で点検できる方がいれば毎年でも可能かもしれませんが、その辺のところも研究させていただいて、検討させていただきたいと答弁を頂いております。

それから3か月が過ぎました。検討の結果はどうかさったんですか、どうするつもりなんですか。

○教育長（塩川文博君）

町内の樹木医の方はいらっしゃいましたので、前回、御質問のあった一湊小学校の古木につきまして、まず、うちの担当とその樹木医とお伺いをいたしまして、点検をしたところでございます。

そのほかの学校につきましては、樹木医の方にも確認をいたしましたら、毎年やる必要はないということでしたので、前回も申し上げましたとおり3年に1回とか、5年に1回とか、そういう、樹木医の方とまた相談をしながら点検のほうを計画していきたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

町内には樹木医がいると、であれば1年でも、3年のうちでも、やるということですね。やりますということですね。返事をお願いします。

○教育長（塩川文博君）

これから計画してやります。

○11番（高橋義友君）

ありがとうございます。

次の質問に入ります。

8月18日の教育総務課の目視による点検では、アコウの木は見られなかったと、その後、9月7日、教育長も校長研修会の場で、一湊小学校の校長とアコウの木を見ながら、校長先生から木の状況を聞いたら、アコウの木はちょっと傾いておりますけれども、根っこはしっかりしているのでまだ大丈夫だという御返事を頂いたと。そうですね。

ところが、10月6日、アコウの木の回りに突然、立入禁止のロープが張られていました。これは一湊小学校の校庭でですよ。これは、私も確認してきたところであります。何で急にアコウの木の下にロープを、学校から張られたんですか。そこあたりの事情は聞いてますか。

○教育長（塩川文博君）

9月の台風14号、これの襲来後に確認をしたところ、樹木の一部支柱根の腐敗が確認できたということで、枝の落下とか、ひよっとしたら倒れてくるんじゃないかというおそれがあるので、念のためにロープを張って子供たちの立入りを禁止したというふうに聞いております。

○11番（高橋義友君）

学校から連絡が来て、教育長が指示をもって、この樹木医と職員が行ったってことですね。

それ行ったのは10月21日ですね、たしか。教育総務係長と主査と樹木医の3人でアコウの木の状況確認に行っております。樹木医からの診断書は、どのような診断書が上がってきたんですか。

○教育長（塩川文博君）

樹木医さんの判断では、ここ一、二年の間に倒木のおそれはないという判断でございました。ただ、倒木予防、それから樹勢の維持といたしましょうか、木を元気に長持ちさせるための手だては、これからも何らかの形で必要ではないかというふうにお聞きしております。

○11番（高橋義友君）

それは樹木医や担当からの答弁ですか。感想ですか。それか、樹木医からの診断書に基づいた答弁ですか。どちらですか。

○教育長（塩川文博君）

樹木医から担当が聞いてきたものを、私がお聞きしたことを答弁しております。

○11番（高橋義友君）

ということは、樹木医には診てもらっているんですね。樹木医に診てもらって、当然そこにはお金が発生すると思うんですが、それなんかはどのようになっているんですか。どんぐらい、今回のその診断料でかかったんですか、お金は。

○教育総務課長（長 美佐子君）

樹木医に同行していただきましたが、事前に樹木医に相談をしました。学校にある木なので、今回の診断は無料で大丈夫ですということで診ていただきました。

○11番（高橋義友君）

無料で大丈夫ですというのは、自分たちが頼んだら、無料で診てあげますちゅうことだったんですか。なるほど。だから診断書、頂いてないわけですね。やっぱり樹木医から診てもらったら、その写真とか状況見て、こういう結果だったんですよというのが診断書ですよ。それがないちゅうことは、やっぱりそういう、ただで診てもらったから、そういう診断書は出てこなかったちゅうことですよね。それは、本当に行政としていいんですかね。

わざわざ一湊から、この木が危ないですよちゅうて、学校SOSを発信してるんですよ。校庭の中にロープ張って、この木が倒れるか分かりませんちゅうことで、校庭のど真ん中にロープ張って連絡している、教育委員会に。そんなその回答を受けて教育委員会は、一湊小学校のほうに回答してますか。どういう状態でありますから、どうしてくださってことを、どうですか、そこあたりは。

○教育長（塩川文博君）

樹木医のその判断を基に、校長先生は、今後、その古木をどうしようか、区の区長さん方とも協議をしておりますので、校長さんには樹木医のほうから当日伝わっていると判断しております。

○11番（高橋義友君）

判断してる、教育長の判断ですよ。本当に樹木医から一湊の学校とかに行ってますか、この相談が。どうしてと、一湊に行ってますか。そのいわゆる木の下にロープ張ってますよね。その木に対してどういう、教育委員会から一湊小学校にどういふふうにしてくださいという、そういう通達なんか行ってますか。

○教育長（塩川文博君）

どう対応しろという通達は行ってません。ただ、その樹木医の診断の前に、もう学校が自主的に予防のためにロープを張って立入禁止にしたというふうに伺っております。

○11番（高橋義友君）

それ、ちょっとおかしいんじゃないですか。学校側は、教育委員会に対して危ないですからどうかしてくださいちゅうことを言ってるんですよ、学校側は。それに対して教育委員会から何も学校に対して通達が行ってない、その木に対してどうしなさい、ロープを撤去しなさいとか、その木をどうしなさいとか、そういう指示はしていないんですよ。だから学校側はどうしていいのかわからない、大変困っているところなんです。

学校側に、そういうどうしなさいという通達してますか。この木につきまして。

○教育長（塩川文博君）

今回のその措置は、先程申し上げましたように、学校側が自主的に子供たちの安全確保のためにロープを張って立入禁止にしたと聞いております。で、その後、その立入禁止を解除するべきかどうかという相談は受けておりませんし、私どもとしては学校が自主的にその危険防止のために取った措置について、どうこうしろというようなことは言う立場ではないから。むしろそれが、その行為が逆に子供たちにとって危険であったり、教育活動の妨げになるようであれば、我々も相談に乗ったり指導する必要はあろうかと思えますけれども、今回のその措置については、私は特に学校に対して指導するような内容ではなかったと考えております。

○11番（高橋義友君）

私の考えと大分、差異があります。だって、教育委員会の指導でやらなきゃいけないことじゃないんですか。学校のだ真ん中にロープ張られてるんですよ、子供たちが危ないちゅうことで。それを、ただの学校側の責任に任せるんですか。当然、教育委員会が出ていくべきではないんですか。私の考えが間違ってますかねえ。学校側は、教育委員会に仰いでんですよ、これどうしたらいいかちゅうことで。私は校長からその説明聞いてるんで、対応を待ってるんだと、学校側は。ただ教育委員会が何も言ってこないから、自分たちはロープ張ったままにしてるんだという確認までしてるもんだから、こう言うてるんですよ。

○教育長（塩川文博君）

私のほうに、正式に学校からのそういう相談というのはありません。これまでですね。

そして、場所的には、校庭のど真ん中とおっしゃいますけれども、墓地よりの学校の一番端でありますので、枝がかなり張っておりますので、その枝の下辺りをずっとロープで囲っておりますので、かなり広い面積をロープで囲ってはありますが、先程申しましたように、子供たちの教育活動に支障のあるような形ではないと判断しておりますし、むしろ逆にそういうロープを張らなければ、こちらから安全確保のために立入禁止のロープを張ってくださいという指導をする可能性はございますが、そのロープをもう大丈夫だから外せということは、私は言えないと思います。

○11番（高橋義友君）

学校からは、そういう、この木に対しての相談来ていないって、さっき発言あったですね。学校から本当に相談来てないですか。

○教育長（塩川文博君）

ロープを張って安全確保しましたという報告は受けておりますが、この後どうしたらいいですかという連絡、相談は受けておりません。

○11番（高橋義友君）

まあ、いいです。私、ここに校長と話した議事録を持ってるんですけども、それならそれで結構です。聞いてないちゅうんなら、それで結構です。

でも、姿勢として当然、教育委員会がこの件についてはやるべきことじゃないですか。本当に一湊区と学校に任せるつもりですか。どうですか、最後に。

○教育長（塩川文博君）

最終的には、そのアコウの木をどうするかということですので、これは教育委員会がどうこうというよりも、やはりいわば学校のシンボルツリーとしての存在だと考えますので、地域の方々の意向も尊重しながら、こちらが一方的にああしろこうしろというのではなくて、相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

○11番（高橋義友君）

私が、あの校庭の中央と言ったのは、右と左を見て真ん中になるちゅうこと言ってるんですよ。校庭のど真ん中に、そういう枠するはずはないじゃないですか。常識的に考えて。墓があって、墓の前にあって、東と西の手が、その真ん中にありますよちゅうことで僕は言っているんですよ。

それで、当然、子供たち支障はないって言ってますけれども、十二分に支障ありますよ。子供は校庭で遊んでいるわけですから。そこ避けて遊ばなきゃいけないわけですから、当然支障ありますよ、子供に対して。

それが倒れてきて事故になったら、誰が責任取るんですか、そしたら。曾於市の二の舞しますよ。だから僕は、あえてここで聞いてるんです。注意したほうがいいんじゃないですかちゅうことを。教育長がそういう考えであれば、それで結構です。

時間も大分なくなってきましたんですけど、年に1回やるちゅうことですよね、樹木医さんを入れて、さっき聞きましたけれども。

教育長にお聞きしますけども、かごしまみどりの基金って御存じですか。どうですか。

○教育長（塩川文博君）

存じております。

○11番（高橋義友君）

存じておれば、この鹿児島県の助成事業を使って、あのアコウの木、補修できるんです。この事業の中で、銘木、古木、緑の文化財保護事業ちゅうのがあって、上限が50万円までで、この事業ができるんです。

総務課長、今まで永田とそれから一湊、樹木医さんから診断を仰いでますよね。それは、どのようなやり方をしたのか、今度の委員会までに調べといて報告してください。永田も一湊も樹木医さんが見てもらって、保全事業しております。ですから、教育長、お金がないんだったら、やっぱりこういう事業どんどん入れて、やっぱり僕はやるべきだと思いますよ。

実際に、この事業を利用して、令和2年度で西之表などが2校この助成事業を導入し、やっております。アコウの木、100年以上の木を。同じ目的ですね。

それから、令和2年は6件、鹿児島県内でこの事業を利用してやっております。それから、令和3年が3件、そのうち小学校が2件、事業を利用してやっておりますので、やっぱりお金がないんだったら、お金がないだけじゃなくて、どんな事業があるのか、やっぱりそこあたりも皆さんで知恵を出し合って、いち早くやっぱりこういう、こちら接していただきたいと思います。

それでは、この件については一湊区と学校側に任せます。最終的に。

それでいいですか。はい、分かりました。終わります。

○教育長（塩川文博君）

議員が、毎年というふうにおっしゃいましたけども、まあ全校で12校ありますので、樹木医さんのスケジュール等も確認しながら、毎年できるか、先程言ったように3年に1回、順繰りに回ってくるかというところは、これからの樹木医さんとの相談になるかと思えます。

それから、緑の基金は本年度分はもう終了しておりましたので、先程議員おっしゃいましたように、来年度以降そういったものを活用しながら、保全のほう努めていきたいと思っております。

以上です。

○11番（高橋義友君）

よろしく願いいたします。終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、緒方健太君に発言を許します。

○10番（緒方健太君）

皆さん、お疲れさまです。本日、最後の質疑となります。しばしの間お付き合いください。

議長に許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

大きく2点であります。選挙公約の達成についてが1点と、2点目に次期町長選挙について、の2点であります。

まず、1つ目に選挙公約の達成状況について、7つの公約を町長が掲げておりますので、そちらのほうの事業、どのような事業を行ってきたかということを質問したいと思います。

公約を読み上げます。「1、多様な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化を支援します。1、お年寄りから子供まで、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる人情豊かな町づくりを進めます。1、学校と家庭と地域が一体となった教育環境の整備に努めます。1、持続可能な屋久島観光を創造し、地域経済の振興を追求します。1、屋久島ブランドを活用した農林水産業の育成と働く場の確保を目指します。1、安心・安全に暮らすことのできる社会資本の整備を促進をします。1、口永良部島の復興と魅力ある島づくりを進めます」といった公約となっております。

この公約を実現するために、どのような事業を行ってきたか、お伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

緒方健太議員にお答えをします。

7番目まで一気に話しますので、少し長くなるかもしれませんが、しばらくお付き合いをお願いします。

1つ目の多様な集落の特性を基礎とした集落自治の活性化の支援におきましては、集落が計画し、自ら実践できる支援事業として、令和2年2月に屋久島町まち・ひと・しごと創生補助金を、令和2年3月に屋久島町集落の活力アップ交付金を創設し、各集落

が地域の課題解決や目指す地域づくりに向けて創意工夫し取り組んでいただいております。

また、職員による集落支援制度につきましても、台風待機などをスタートに取組を進めているところです。

また、町内全域に光ファイバー通信網の整備が完了したことにより、フリーWi-Fiの整備に取り組み、各公民館への設置には支援を行い、17施設で整備が整っているところでもあります。

2つ目のお年寄りから子供まで、住み慣れた地域生き生きと暮らせる人情豊かな町づくりにおきましては、高齢者においては、70歳以上の町民の方に高齢者バス制度を実施しており、4年度からは免許証返納者にも広げて運用をいたしました。

子供の福祉については、3年度から子供の医療費の助成に取り組み、現在は乳児から高校生まで医療費無償化を実現しました。

また、保育料についても、3歳以上児童及び3歳未満非課税世帯児童の無償化を実現をしました。

さらに、子育て世代包括支援センターを創設し、助産師を常駐させ、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を充実しました。

3つ目の学校と家庭と地域が一体となった教育環境の整備につきましては、子供たちを地域全体で見守られる環境づくりを目指してスクールガードリーダーの配置に取り組みました。

また、子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行う様々な活動や、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進委員を委嘱して取り組んでまいりました。

また、学習能力の向上については、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想に取り組み、学校のICT化を図りました。

4つ目は、持続可能な屋久島観光を創造し、地域経済の振興につきましては、登山観光を分散し、地域経済に寄与と潜在的な屋久島の魅力をPRするため、屋久島里めぐり推進協議会を事務局に里のエコツアーに取り組んでおり、本年度新たに楠川、安房の2集落が加わり、10集落となりました。地域ごとに特色ある魅力的な取組を進めていただいております。

また、コロナ禍において、屋久島の観光の持続化を始めとした在り方を検討する機会となる、来るべく観光需要回復期を見据え、観光事業者の持続化支援のほか、観光PRやプラス1泊の滞在型観光の推進、インバウンド対応のためのインフラ整備に取り組んでまいりました。屋久島を訪れる方々及び屋久島町民が、屋久島のよさ、宝を認識し、環境保全と経済振興が調和した社会実現を目指しているところでもあります。

総じて言えることは、量から質への転換というものが、今後において非常に重要なものになると考えているところであります。

5つ目の屋久島ブランドを活用した農林水産業の育成と働く場の確保につきましては、農産物については、屋久島ブランド産地定着化事業を実施し、本町の基幹作物であるたんかん、馬鈴薯のPR販売を、JAと協力しながら実施をしております。

また、農業振興の基本として、収入機会の長期化が必要と考えることから、さきにも述べた新規作物の導入に向け、営農支援センターへの硬質プラスチックハウスの改修などを実施し、取り組んでいるところです。

林業、木材産業については、屋久島地杉の強度や防虫効果の高さを始め、香りや癒し成分の豊さ等といった特性を生かした生産・販売が実施されています。また、地杉加工した屋久板の普及・販売を推進するため、島外の工務店41社と協定を結び、販路拡大に努めております。その他、事業体育成のため、国・県の効果的な補助事業を導入したり、森林環境譲与税を活用した町単独事業を実施をしております。

水産業につきましては、漁業施設の整備などを計画的に実施して基盤整備に努めてまいりました。

6つ目の安心・安全に暮らすことのできる社会資本の整備につきましては、社会資本の整備の促進のため、町管理の道路、港湾、漁港、河川の点検を実施し、道路メンテナンス事業による橋梁、道路等の長寿命化、社会資本整備総合交付金事業による道路改良、緊急自然災害防止対策事業による河川等の整備、生産基盤機能保全事業による漁港施設の機能保全、県営事業による宮之浦港、安房港の機能拡充と港内の静穏度化工を実施をしております。

7つ目の口永良部島の復興と魅力ある島づくりににつきましては、観光資源である温泉施設の普及に努めてきたところではありますが、湯向温泉は老朽化が著しく、倒壊のおそれがあり、また、現在の立地は急傾斜崩壊警戒区域であることから、隣地を購入の上、令和2年度から崖地対策の擁壁を整備し、令和3年度に本体工事に着工しているところです。

令和3年には、御承知のとおり、フェリー太陽Ⅱの建造及び就航に取り組み、令和4年度に噴火警戒レベルが引き下げられたことにより、島内一周道路の復活に向けて各種調査に着手をいたしました。

また、口永良部島への海底ケーブルを整備し、公設民営方式で10月から供用開始しており、口永良部島においても屋久島と変わらない通信環境の構築ができたところであります。

○10番（緒方健太君）

私は、この7つの公約というのが、大まかに7つ書かれている中で、どのような落と

し込みをしながら事業化していくんだろうかということが大変興味深く、今回の質問をさせていただいたところです。

町長選挙に際しましてマニフェスト討論会がございました。もちろん、私もマニフェスト討論会を全部見させていただいた中で投票をしたということではありますが、この選挙に対してマニフェスト討論会もかなり重要な部分を占めてくるとは思いますけれども、このマニフェストを検証するということが大変重要なことかなというふうに思いますし、これをやっぱり毎年、毎年行っていかないといけないというふうに思いますし、それが、首長になられた方がしっかり公約を果たすきっかけになってくれればなというふうに思いますので、今回このような質問をさせていただいております。

1つ目の多様な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化の支援につきましては、以前から、こういった補助事業をしている中で、今は屋久島町集落の活性化アップ交付金というのを各集落で活用しながら、各集落の特性を生かした集落づくりをやっているということです。これは大変ありがたい事業だなというふうに思います。

ただ、もう1つの、職員による集落支援につきましては、2年前の町報だったかと思いますが、そちらのほうにも今後こういった事業を行っていきますということで、同僚議員からの一般質問等もありましたが、なかなか形になっていないというのが課題かなというふうに感じております。

2つ目のお年寄りから子供まで、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる人情豊かな町づくりに関しましては、この高齢者バス制度を実施していると。

私、先般、肝付町にちょうど研修に行ってきました、お出かけタクシーという事業していました。肝付町は、各ブロックに、暫定的ですけれども、2つのモデル箇所をつくりながら、お出かけタクシーというのを、町民からの声に応じながら、AIを活用してルートを選定と、あと時間帯をしっかりと決めて運行していると。ただ、これも週に2回ということでした。そこで、実は屋久島町ではこういった高齢者バスの事業していますということも話しましたら、大変興味深そうに聞かれたところでありました。

今後、こういった事業を率先しながら、色んな地域のモデルとなっていけばいいのかなというふうに思いますし、また、この中でバス停から遠いなどの課題が出てくると思いますので、そちらのほうはしっかり対応していただきたいなというふうに思います。

3つ目の学校と家庭と地域が一体となった教育環境の整備につきましては、学校を核とした地域づくりをしていくんだという町長の思いと、私もPTA会長を5期やってきたもんですから、このPTAは地域に育てられるということを大前提に、私PTA会長としての所信を書いたこともあります。ぜひ、もっともっと地域と学校とが一体となるような事業を展開していただきたいなというふうに思います。

4つ目の持続可能な屋久島観光を創造した地域経済の振興については、登山観光の分

散ということで、里のエコツアーなどを積極的に取り組んでいるということで、10集落が今実施しているということです。この里の観光に関しましても、もっともっと、選挙時に色々な集落を回りながら車で走っていると、色々な地域に色々な魅力があるんだなということを感じながら走ったりするものですから、色々な、もっともっと里の観光で山に頼らないということの中の観光ができていくんじゃないかなというふうに思います。

1つ、今町長の答弁で気になったところが、量から質への転換ということですが、まさに僕もこういう時代が来るんじゃないかなと思っていますが、なかなか難しい問題じゃないかなというふうに思います。でも、一番これから非常に大切なことになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、来年度の事業に際しまして、こういったことに関してもしっかりやっていっていただきたいなというふうに思います。

5つ目の屋久島ブランドを活用した農林水産業の育成と働く場の確保ということに関しまして、農業は農業支援センターのハウスをまた改修しながら新規作物の生産をしていくということですがけれども、農業も、僕も色々な会に出させていただきますけれども、色々な課題がありますし、今日同僚議員からの一般質問もありましたけれども、多くの課題を抱えているんじゃないかなと思いますので、また町長が任期中の、あと、来年まで、事業は実施、計画できると思いますので、その中で色々反映していただきたいなというふうに思います。

林業に関しましては、地杉材を活用して当該の工務店と提携しながら色々な事業をやっている。

これ、僕も、ちょっと無印という会社がありますけれども、あそこも屋久島産の地杉を活用しながら家建ての事業をしているということを知ってちょっとびっくりしたんです。やっぱり、こういうネームがあるところとしっかりやりながら、屋久島産の地杉のよさも広めていっていただきたいなと思いますし、林業の方たちも、もう一押しすれば自立できるんじゃないかなというふうに思っていますので、できれば、ふるさと納税等でも、何かPRの一環としてでもいいから、屋久島産の地杉で1坪、2坪でもいいから、何か、コンテナなり、倉庫なりというような商品も出てくれば面白いのかなというふうに思っています。

漁業に関しては基本的な基盤整備に努めてきたということですがけれども、農業よりもまた漁業が屋久島町がちょっと弱い部分があるのかなと思いますので、しっかりとしたてこ入れをしていきながら事業構築をしていただきたいなというふうに思います。

6つ目の安心・安全に暮らすことのできる社会資本整備につきましては、基本的な社会資本整備に努めてきたということもありますけれども、今、工期の問題等々、色々なことがありますけれども、ここの課題も働き手不足が一番の重要な問題じゃないかなと。今まで30人、40人でやとった事業所が10名で事業を行っているとか、今まで40代の基

本的な従業員の体制でやっていたところが、高齢化して60代、70代に陥っているとか、こういったことも一つの大きな要因じゃないかなというふうに思いますので、こういったことも、町がどうか事業間連携なんかを図りながら、今日もちょっと同僚議員と話していたんですけれども、例えば、ガイド業している人たちと建設業が事業連携をしながら、季節に応じてお互いがお互いを支え合うような事業に対しての町が補助を行っていくとか、そういったこともぜひやっていただきたいなというふうに思います。

最後の7つ目の口永良部の振興ということですが、これは口永良部は皆さんも御存じのように温泉が重要な観光のポイントかなと思いますので、しっかり、今後、温泉が再開できるような形を取っていただきたいなというふうに思います。

フェリー太陽Ⅱの新船も就航したことです。しっかり50周年の記念の式典なんかも、イベントなんかもしっかり行いながらやっていただきたいと思います。

口永良部島の海底ケーブルの件は、町長の、僕は英断だったんじゃないかなと思いますし、色んな賛否があったと思いますけれども、こちらの事業に関しては大変すばらしい決断をされたんじゃないかなというふうに思っております。

これは、僕が今この事業を聞いて感じたことを率直に話させていただきました。町長は、今僕が言ったことに対して、何かこう思いがあれば、述べていただきたいなというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

ありません。

○10番（緒方健太君）

ありがとうございます。

では、選挙公約実現に向けて、来年度どのような事業を実施していくか、お答えいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

政治の世界は何が起こるか分かりません。ですから、議員が言われるように、何もなければマニフェストどおりにいくでしょう。それを努力する義務があります。しかし、この3年間は世界中がパンデミックに陥った中での3年間だったということをお含み置きを頂きたいというふうに思います。

残り1年となった来年度事業につきましては、現在予算編成中であり、改めて令和5年第1回定例会において施政方針と併せて発表したいと考えているところです。既に表明している重点的な事業としては、世界自然遺産登録30年を迎えることに関連する取組、新たなごみ処理施設の建設、子育て支援センターの創設による支援、島の保健室構想による障害者支援、口永良部島の向江浜地区及び口永良部林道の災害復旧工事の早期着手、脱炭素地域づくりに向けた電気自動車の利用推進に取り組むこととしております。

また、コロナ禍によって地場産業の振興や潜在的な力を磨く必要を感じました。一次産業の振興はもとより、付加価値をつけた加工業の振興にも集力をしていきたいと考えております。

また、燃油高騰に関連する課題については国策として対応いただくよう要望してまいりたいというふうに思っております。

○10番（緒方健太君）

今、町長が言われたように、町長は今回の任期からコロナ禍だということで、大変苦しい中で事業展開をしてきているということでもあります。ただ、その中でも、町長は7つのこの公約に関しては、一つずつ着実に事業を展開しているんじゃないかなというふうに、今の答弁を聞いて、僕は感じているところです。

その中で、来年度をどういった事業に取り組むかということは、やはり100%全てのことができないにしても、ある程度、やっぱり自分が出した公約に関しましては達成していただきたいというふうに思っていますし、大分大きな範囲で、ちょっと今日は数値的な講評というのはありませんけれども、ある程度の事業を一つずつ確実にやられているなというのは実感でありますので、しっかり今後も、残りの任期の間、しっかり公約実現達成に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、3つ目の質問、公約以外の実績について、どのような事業を行ってきたかということを知りたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

まずは、新型コロナウイルス対策について、町民の健康を守る取組と地域経済を支援する取組については、職員の知恵と力を結集して取り組み続けているところであります。

また、屋久島空港のジェット化に関しては、実現に向けて着実に歩みを進めているところであります。

口永良部島の光回線事業については、他の離島で海底ケーブルの維持管理費に苦慮しているとの情報を得ていたことから、公設民営で整備を実現することができました。よって、維持管理費がゼロ円ということでございます。通常2,000万円ぐらいかかります。

また、令和3年に、3期目となる全国離島振興協議会長を拝命し、過疎法の延長、特定有人国境離島法のメニュー拡大、離島振興法の延長に係る法案化に実情を伝え、効果ある改正に取り組んだところです。その中でも、過疎地域において、指定対象外になるおそれがあった点については、多くの方々の御支援を賜って回避することができました。離島振興法関連については、全国の離島支援の継続を約束させること、そして、県支援の努力義務を追加できたことは大きな成果だったと思っております。

今後、予算獲得や事業化などに魂を込めて取り組みたいと、俗に言う、仏作って魂入れずということがないように、しっかりとしたいというふうに思っております。

○10番（緒方健太君）

その他の事業ということで、僕も一番大きなことは屋久島空港が前に進み出したということだと思います。早期実現に向けて、このことに関しましてはしっかりやっていていただきたいなというふうに思います。

それでは、大きな1つ目を終わります。

2番目に、次期町長選挙について、次回、出馬する予定はあるのかをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

今は来年の施策に道筋をつけ、与えられた職責を全うすることが重要だというふうに考えております。出処進退は自らがしかるべき時期に判断をし、表明をしたいというふうに思っております。

○10番（緒方健太君）

分かりました。今日は明言を避けるということですがけれども、今、町長も言われたように、しっかり、自分がやるべきこと、そして突然色んなことが起きますから、本当に一番大きかったのはコロナ禍だったと思います。こういったことをやっぱり着実にやっていていただきたいというふうに思いますし、この前、ちょっと委員長研修であれだったんですけど、ちょっと話ずれるんですけど、職員の、まあ、管理職の方々も町長の方針、こういった公約について色んな落とし込みがあって、こういった事業展開がなされていると思います。ただ、ある意味、ちょっと説明あれですけど、福祉の観点で福祉は、じゃあ、もう福祉支援課だよだけじゃなくて、建設課なりの福祉の考え方とか、教育委員会としての福祉の考え方とか、色んな考え方の中で一つの事業を皆さんが共有していていただきたいなというふうに思いますし、そういった中で町民がたらい回しなことがないような行政であってほしいなと思うし、自分の課のこと以外は知りませんということじゃなくて、教育委員会は教育委員会なりの考え方を示していただきたいなと思いますし、これからも町民のためにしっかり管理職の方々にやっていただきたいなというふうに思います。今日は明言避けましたけれども、町長がそのリーダーであって、しっかり方向を示していていただきたいなというふうに思いますので、これをもって一般質問を終わります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月8日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時10分

令和4年第4回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和4年12月8日

令和4年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
12番 日高好作	<p>1. 町営住宅入居について</p> <p>独身の入居希望者が入れる住宅に限りがあり、入居出来ない人の為に条件付きで入居出来る方策は考えられないか伺います。</p> <p>2. 県道の整備について</p> <p>(1) 町内全域で繁茂している「センダン草」の県道の除去の改善は出来ないか伺います。</p> <p>(2) 竜天園前の歩道が一部なく、歩行者が車道を歩かざるを得ない状況であるが、歩道の設置は出来ないか伺います。</p> <p>3. 農業の振興について</p> <p>(1) 「人、農地プラン」から見えてくる本町農業の将来をどのようにとらえているか伺います。</p> <p>(2) 肥料費・飼料費の高騰の対応には、耕作放棄地の活用が重要と考えますが、対応について伺います。また、農業生産性の向上には農業管理センターの存在が今後益々大きくなると思いますが、機械の整備や負担金の増額も含めて考えを伺います。</p> <p>(3) 農家としての基準は30a以上であるが、基準に満たない生産者の実態をどのようにとらえているか伺います。</p>	町	長
1番 岩川卓誉	<p>1. プレミアム付き商品券について、口永良部島での利用促進をどのように考えているか。</p> <p>GY（がんばろう！やくしま！）共通商品券は、商工会加盟店での利用が可能であったが、口永良部島ではほとんど使用できない状況にあっ</p>	町	長

	<p>た。事業の公平性を保つためにも、口永良部島で使用可能な商品券を検討できないか。</p> <p>2. 奨学金制度を定住補助型に拡充する考えはないか。</p> <p>日本学生支援機構によると、33府県487自治体で、当該自治体に居住すると月々の奨学金返還を支援する制度が確立している。若年層人口の社会増を図るため、屋久島町でもそのような取り組みを実施する余地はないか。</p> <p>3. 移住者住宅取得事業等補助金の見直しができないか。</p> <p>現行の移住者住宅取得事業等補助金に関して、新規転入者で住宅を取得するものに対し、250万円を上限に補助を行うこととしている。定住人口を維持するためには、移住者だけでなく、地元の若年層にも制度を拡充すべきではないか。また、移住者の中でも屋久島町が政策的に必要としている層へ、選択集中的に予算を配分すべきではないか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>町 長</p>
<p>15番 大角利成</p>	<p>1. 町道荒川線の維持管理について</p> <p>(1) 年間通行車両数及び利用者数はどの程度か。</p> <p>(2) 今後の改修計画についての考えは。</p> <p>(3) 終点（登山道入口）周辺の駐車場整備についての考えは。</p> <p>(4) 県道への移管申請の考えは。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>3 番 小脇淳智郎</p>	<p>1. 屋久島の今後の歯科医療の展望について</p> <p>現在、開業されている歯科医師は自分を含め同年代位でそう長く医療を続けられないと思うが、今後町はどのように考えているのか。</p> <p>2. 町民の充実した健診について</p> <p>健診で早期発見・早期治療は非常によいことではあるが医療費控除以外に町単独の補助はで</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>きないのか。</p> <p>3. 火葬場の処理について</p> <p>火葬後の残灰処理はどうなっているのか。また残灰中の有価金属の処理等についてもお尋ねします。</p>	町 長
--	---	-----

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長 兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長 兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
農業委員会長	鎌田秀久君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

皆さん、おはようございます。

質問に入る前に少しお話をさせてください。私ごとですけど、9月で66歳になりました。去年から年金受給者となって、嬉しいのか。まじめに40年間、国民年金を納めてきまして、やっぱりもらうときになると、まじめにかけてきてよかったなという思いはあります。

役場からは高齢者という文言が入った文書が来るようになりまして、高齢者ワクチンの接種案内とか。いよいよそういう、いわゆる前期高齢者の部類に仲間入りをしたんだなど、そういう思いであります。

生きているといろんな方とのお別れがありますが、先月是一緒に町政発展に語り合ってきた人が相次いで2人も亡くなりました。1人は元議長で、私が副議長のとき、ともに町の発展について語り合った仲間でした。病気で亡くなりました。そして、もう1人は、本来であれば来年の3月まで、皆さんと同じ課長席に座っていたはずの元課長さんです。この人もまた病気で亡くなりました。元議長は私より9先輩でしたし、元課長は数えて60歳になる前で非常に残念に思います。元課長の告別式で本人が大好きだったという長渕剛の鶴になった父ちゃん、あの歌が流れる中で非常に、歌詞が家族を置いて去っていくその人の無念さ、そして、残された家族の癒えぬ悲しみを非常に感じまして、涙せずにはいられなかった、そんなでした。

ぜひ、町長、担当課、あまりにも周りで、がんで亡くなる方が多いように感じます。町をあげて、がんの撲滅運動、これを展開する必要があるんじゃないかなと。そういうことを思いながら、今日はここに立ちました。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、町営住宅入居について、2点目が県道の整備について、3点目が農業の振興に

ついてであります。

まず、1点目の町営住宅の入居については、10月ごろでしたか、町民の方から、今借りている家賃が高いといえますか、自分の収入からしては高く、大変苦しい思いをしているということで、どうにかならないか、そういうような相談を受けての質問であります。よろしく願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。日高好作議員にお答えをします。

現在、本町では、同居親族要件が適用されていない町営住宅として、10団地が屋久島町営住宅管理条例施行規則により定められています。この10団地が入居資格条件を具備する単身者であれば、入居できる町営住宅となります。10団地の決定基準は、床面積が55m²以下となっており、この基準は国土交通省の住生活基本計画による単身住宅の床面積で、鹿児島県でもこの基準に準じて運用をしています。住宅管理条例の中に、未曾有の災害やDV、身体障害者、生活保護受給者など、単身者が世帯用の町営住宅に入居できる特例はありますが、それ以外の単身者は世帯用住宅には入居はできません。説明しましたように、条件付き入居者につきましては、条例並びに施行規則の改正が必要となりますが、入居希望者がいない団地についてはハードルを下げられないか内部で検討をしたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

この方は年金生活者で、これまでの厚生年金ですかね、若干国民年金よりは高いんですかね。それでも月々計算すると7万円台。そういう生活の中で、事情があっても住んでいた家を出なきゃいけない。そこで急遽民間住宅を借りて入らざるを得なかった。家賃が今4万5,000円だそうです。皆さんも自分の立場に置きかえて考えていただきたいんですけど、7万円の収入で4万5,000円、6割を超えますかね。6割近いものが、まず家賃で消えていく。それじゃあ残りでどうするのかという。光熱水費を払うと食費までおぼつかない。ましてや税金を納めるというようなことまではとても届かない。年金生活者で働く場というのは、ちょっとしたアルバイトには行っているみたいですけど、なかなか年金生活者ですので、若いときのように収入を得られることはできないということで、本当に切羽詰まった相談だったと思います。

担当課にも行きまして、担当課長にもいろいろ回答をいただいたんですけど、簡単に条例を変えるとか、いろんなことは、壁もあると思いますけど。その方があそこ空いているじゃないの、何で入れないのかというような話も来て、担当課長、いわゆる政策空家ですか、いずれ解体しなきゃいけない。だから、今、入っている方がいなくなったら

解体の運びとなるから入れられないというような。担当課としては、それは当然の答えだと思っんですけど、やはり条例の中には必ず町長が特別認めるものとか、そこら辺は配慮した文言があるわけですけど。だから、私が条件付きでというのは、例えばそういう政策空家にしても、まだ使える部屋があれば、例えば1年を区切って契約をしてもらおう。そして、今、入っている方が出るときには必ず同じ時期に一緒に出ていただくというような感じで、せめて1年でも2年でも、今よりも安い家賃の中で生活ができないかというようなことで一般質問をしているわけですので。町長が内部検討をしてみるということですが、私が今言ったようなことをぜひ検討に加えていただいて、ぜひ前向きに何らかの対応をしていただきたい。

先日も若い女性の方がたまたまいらして、空家はないですかねという相談を受けました。しかし、今のところ船行ではないです。私の知っている範囲ではないですということ、ほかにもたくさんそういう人がいますかねと。たくさんいますよと、いうようなことを言われていましたので、そこらも含めまして。やはり屋久島が好きで来られる单身の方、そういった方が入れるような環境づくりをぜひしていただきたいという思いがあります。そこら辺、町長、もう一度お願いいたします。

○建設課長（日高 望君）

今議員のおっしゃる質問の内容的には、管理をしている建設課としてもかなりいろいろな部分で問題が出てきているのは間違いございません。先ほど町長の答弁の中で、ハードルを下げるといふ形の部分を検討していきたいという形でございますので。確かに、町営住宅のほうが、世帯の部分についても空家のほうがあります。そこについては、何度か議会のほうでも空家についての部分の質問もありました。管理をしている建設課としましても、応募もやって決定をした中でまた辞退をするという形も増えてきております。そういう中で空家がなかなか埋まらないという実情もありますので、今後そこら辺の部分でハードルを下げられるのであれば、今後検討をしてみたいと思います。

以上です。

○町長（荒木耕治君）

担当課に住宅の問題で指示をしているところです。全体的に、今この独居のだけではなくて、全体的に、本町は住宅の戸数は合併前に両方で造っていますから、かなり多くなってきた、年数が経ったやつもかなりありまして。あと、その維持管理。よく言われますが。周りの環境整備だとか、そういうものに非常に労力を使うところもある。ですから、全体的に見直そうと。残すものは残す、もう壊すものは壊して、民間に売却するなら売却するでもいいと。とにかくそういうことの整理をして。今、政策空家にして、そこにも何人か入っていて、その人が出ないというのは、要するに出ると家賃が高くなる。住宅から住宅に移っても、町営住宅でも。ですから、そういうことを言っていると、

いつまでもそういうことができないので。だから、その条例でずっと縛っているとあれですから、条例も今の時代にあった条例に変えていかなければいけないのではないかと
いうことです。ですから、例えばそういう人を今住んでいるところの近くの町営住宅が、
例えば空いていると、要するに定額で入っている人、それを2倍も3倍もの家賃に移っ
てもらおうとそうなるので、それは経済的負担も大きいので。例えば、そういうことをス
ライドでそのままの家賃で入れるようにして、やっぱり整理をしていかないと、いつま
でもそういうことが残っていくのではないかとということも言っている。

ですから、今、独居老人、あるいは単身者、そういう方も増えていますので、その辺
も全体的に今、内部でいろんなことを調整するように指示をしておりますので。今議員
が言われるようなことも含めて、ここでハードルを下げるというのは、そういうことも
含めて検討をしていくということでございます。

○12番（日高好作君）

期待をして、いい返事を待ちたいと思います。限られた時間ですので、ちょっとス
ピードを上げていきたいと思います。

2番目の県道の整備について、その（1）ですが、今、町内全域で非常に繁茂してい
る、センダングサと書いてありますけれども、正式にはシロノセンダングサというらし
いです。すみません、認識不足で。これが、県道に大変はびこっております。これの除
去について、改善はできないか、伺います。

○町長（荒木耕治君）

県道は県の管理道路でありますので、まず、県の考え方について、回答をいただい
ておりますので、お伝えをしたいと思います。県管理道路の草刈りについては、毎年度の
維持管理予算も限られており、作業の効率化、コスト縮減の観点から、道路のり面をコ
ンクリートで覆う防草対策等のメンテナンスフリー対策等に取り組んでいるところであ
ります。

今後、メンテナンスフリー対策や定期的なパトロールを行い、安全な通行の確保に努
めてまいりたい、との回答でございます。

また、屋久島事務所では、来年からオール屋久島環境美化保全活動にも取り組むとの
ことでした。

シロノセンダングサについては、本町が管理する道路等でもかなり繁茂している状況
ですので、検討の状況を共有し、改善策はないか検討してまいりたいというふうに思っ
ております。

○12番（日高好作君）

想定内の回答ですけど。今、年2回ですかね、お盆前と正月前ということで業者の方
が草払いをされております。長峰から宮之浦までは大体きれいですね。それから先行く

と、今、永田の入り口から、永田を過ぎた、集落を過ぎたところがきれいに整備されています。南部のほうに行きますと、まだほとんど業者が動いていないのか、全然作業がされていません。特に、平内過ぎて、中間、城下辺りから栗生辺りですかね、あの辺に行きますと、やはり歩道だけじゃなく車道にネピアグラス、ああいったものがカーブで完全に車道に出て、非常に交通安全上よくないのかなというところもあります。

30日に一般質問を午前中で締め切られて、課長会が午後あったと思いますけど、課長の皆さんがこの質問事項を見て、どういう受け止め方をしたかなというのをちょっと興味を持っております。県道のことだから、建設課が対応することよという、そこで済ますのか。児童の登下校、歩道使うよね、お年寄りが歩くよね、それから体を鍛えて土日ランニングする人がいるよね、観光客は歩くよね、交通安全上いろいろ危険な場所もあるよね。それだけ考えただけでも関係する課が出てくるわけですよ。

そういった目で、やはり町民の生活の環境、道路というのは生活の命です。そこはやはり整備されていないということはどうなのか。県の回答ですけど。もう少し知恵を絞ってですね。私はもう1回手を加えることによってかなり抑えられると。その適期といいますか、草は夏に旺盛になるわけですから。それからひと月ぐらいですか、そこら辺でもう一度手を入ると今の時期まで歩道とか車道というのはきれいになると思います。車道までは全面的にはできないかも分からないです。でも、せめて歩道ぐらい全域、草のない、雑草のない、そういう環境をぜひ考えていただきたい。

それを生業としている業者もありますけど、そこもうまくやれば、例えば蒸気発生機という機械もあります。お茶の有機栽培では現実に蒸気をかけて雑草を枯らす、そういう機械化もされております。それから除草剤というとすぐグリホサートのことが頭に浮かぶかも分かりませんが、やはり自然素材で作られた除草剤というものもあるわけです。塩化マグネシウムですか、成分が土壌を弱酸性化して雑草を長期間抑える効果がある。そういったことも考えて、全域はできなくても特にひどいところ、そういった部分というのは改善ができるんじゃないかと。

ちょっとありきたりの回答ではなくして、何かできないかという。安くてできないかというそういうことが求められるんじゃないかなというふうに思います。イメージして、観光客がよそ行きの格好で歩いていて、種が足元をつくると、本当にそれだけでも嫌な感じがします。ですから、そういうことも含めて、ぜひ検討していただきたい。

いろんな機械も今はあります。草刈り機でやるだけではなく、刈りながら集める、同時にできる機械もありますので。そこら辺に県としても投資をしていただくように、町長からもお願いをしていただきたいと思います。

時間も限られていますので。次に(2)の竜天園前の歩道が一部なく、歩行者が車道を歩かざるを得ない状況であるが、歩道の設置はできないかを伺います。

○町長（荒木耕治君）

これも県道でございますので、まず県にお伺いをし、回答をいただいておりますのでお伝えしたいと思います。

教育委員会や警察との合同点検の結果等を踏まえ、当該区間の歩道整備の必要性は認識をしているが、歩道整備の対象用地が筆界未定地であり、用地取得のために大きな課題があると考えている。まずは、その課題解決に向けて町と連携をし、取り組んでまいりたい、との回答でした。竜天園前の歩道については、本町でも認識をしておりますので、県と連携をし、課題解決に協力してまいりたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

前後しての歩道というのは、もう随分何十年か前に整備されております。その頃からやはりあそこ残った部分だけは、どうしても気にはなっていたところで。ですが、筆界未定の事情も私も承知しておりますので、これは時期が来ないと難しいかなということをおもっておりました。世代交代もされて、そろそろいいんじゃないかなという思いがあって、昨年担当課に出向きました。今のような回答で、ちょっと難しいよというふうな回答だったものですから、その時点では引き下がって、帰ってまいりましたですけど。やはり通るたびにここは何かしなきゃいけない。そして、もう一度一般質問でしたところでもあります。

確かに筆界未定ではありますけど、担当課長との話で何とかならないのかと。子供の世代に入ってきて、熱意を持って説得すれば何とかなるんじゃないか、そういうようなことを思っております。

どうか町長、簡単に筆界未定ですから駄目ですよ、ではなくて、県と地権者も交えて、どうしても交通安全上協力をいただきたいという、熱意を持って説得をしていただいて、早期に整備ができるようにしていただきたいと思っております。手短かに回答をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

先日、私も現場を確認してまいりました。議員がおっしゃられるように、そのような事情もあっていろいろということですから。県と一緒に、1日も早く実現できるように努力をしていきたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

では、次に入ります。3番目の農業振興についてであります。（1）人・農地プランから見えてくる本町の農業の将来をどのように捉えているか、伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町の人・農地プランは、校区単位で南部3地区、北部2地区、口永良部の6プランが作成をされています。各地域の農地を担い手にどのように集積していくのか、誰を担い手として認定するのかを、集落ごとに話し合っていました。どの地区において

も担い手不足が深刻になっています。集落によっては、10年以内に担い手がなくなるような状況も見受けられます。昔ほどの集落でも農業を営む方々がいましたが、今後は農業振興を推進する地域を絞って施策を推進することや、地域での理解や協働を求めた上で、Iターン農家の育成も図っていく必要があると思います。

また、昨日の同僚議員の質問でも申し上げましたが、ポンカン、タンカンの主幹作物だけでなく、新たな作物への取組も積極的に推進をして、換金機会の長期化を進めていく必要があるというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

まず、町長に伺います。本町の農業の未来は明るいと思いますか。それとも先行き厳しいというふうに思いますか。

○町長（荒木耕治君）

明るい未来をつくっていくために努力をすべきだというふうに思っています。

○12番（日高好作君）

副町長、担当課長にも同じ質問をいたします。

○副町長（日高 豊君）

実際的には、非常に厳しい現実もあるかと思えます。担い手不足の話もありましたが、自分のところの集落においてもなかなか後が育っていないというところもあります。

先ほど町長の答弁にもありましたように、地域の協働を確立した上で、既存の農家だけではなく、やはりIターンを含めた外からの人材を入れていくというのも必要になるのかなというふうに思います。ただ、そういった場合には、どうしても農業、農家というのは非常に保守的なところもありますので、そこら辺と外の血をどういうふうに混ぜて新しい地域づくりをしていくのかというのが大きな課題にはなるかと思えますけれども、全く将来が暗いというふうには思っておりませんし、またそういうふうになるということは、この屋久島の自然環境を含めて非常に歪なものになってしまうのかなというふうにも思えますので、そういうふうにはしてはいけないというふうに思います。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ずっと農政のほうを担ってきましてけれども、今がないと未来もないと思いますので、まずは今頑張っていらっしゃる農家の方々をどうやって継続させていくか、農業を持続させていくかということに力を入れていきたいと思っておりますし。担い手育成というのが1番大きな課題であります。担い手が育たない原因は何かというと、やはり産業として、職業として農業というのがどうなのかということが1番大きな課題になってきていると思いますので、その課題を解決するために、先ほども町長のほうで答弁させていただきましたけれども、換金機会の長期化というところで、現在のところみかん農家ですと、実質年間2か月しか収穫期間がありません。2か月の収入で1年間を担うとい

うのは非常に厳しいものがあるというふうに感じておりますので、その収入のある期間を少しでも延ばして、全体的な農産物の売り上げを図って行って、収入を得るという施策を今後きちっとやっていかなければいけないと痛感しております。

以上です。

○12番（日高好作君）

ひとまず安心はいたしました、前向きな回答で。私は感じるころは非常に明るいというふうに、将来ですね。なぜか。1番は農家に生産意欲があるかどうか。そこが問題です。何事も意欲がなければ前には進まない。

それを見たのが、先日選果場でJAの職員十数人で何か作業をしていたものですから、私も中入って見てみましたら、注文したタンカン・ポンカンの苗木を集落ごとに配付するための振り分けをしておりました。そこでびっくりしたのが、町長、タンカンの本数幾らあったと思います。6,000本です。6,000本、それはいろいろ改植事業とか事業の関係もあってだと思うんですけど、担当課に聞いたら10a当たり50本大体植えると。そうすると単純に計算して12haですかね。そのぐらいの面積をタンカンだけでも農家が改植しようとする。御存じのように果樹は植えてから早くも8年、10年しないと一人前にならない。そういう作物を、今12haも植え替える。そういう生産意欲が屋久島町にはあるんだなということを目の当たりにして、非常に私は元気づけられました。

また、もう1つはですね、この間記者の目にも出ておりましたけど、やっぱり後継する若者が非常に仲間同士で研究熱心です。そういう姿を見たときに非常に明るいのかなと。

もう1つは、新聞にも出ておりましたけど、2年続けて農産物の輸出額が1兆円を超えた。まあ今年も円安のあれも受けて、若干去年より早いという。ただ非常にそういった意味では明るいのかなと。

ここに町長も見られたと思うんですけど、農業かごしま。このサカモトシュウイチロウさんという方は、鹿児島県内でも有名な方で輸出の推進とか非常に勉強家で努力家です。こういう方々が輸出、鹿児島が去年、令和3年で311億円ぐらいの輸出らしいですけど、そういう形で非常に明るいほうへ導いてくれる方々が県内にもたくさんいらっしゃいます。

そういうことを総合的に考えたときに、私は非常に農業の将来というのは明るい。

ただ、今言われますように、担い手の減少というのは言われますけど、これはしょうがないです。じゃあその減った分をどうするか、そこに着目といいますか、力を入れていけば、私は屋久島の農業というのは暗くはないというふうに思っています。

そこで、今、課長からも出ましたけど、私はあるところまでこの人・農地プランもどうやるべきかという方向性というのはもう分かっているんだと思います。副町長も担当

課長も。副町長も営農青年時代から40年間一緒に農業やってきた仲間ですので、屋久島の農業というのはもうちゃんと見てきておりますから、そこらへんのもう私は回答は出ている。人・農地プラン令和5年、6年で集計というか精査して、7年には国のアンケートに対応する、そういうような流れになっているみたいですけど、できるだけ早く出ている回答をどう具現化するか。担当課長にも言いましたけど、町長に具申をしてください。そのポンカンが大変減少してくる中で、その補完作物をタンカンだけでは無理ですから、果樹を、ぜひその旨。もう補完作物もある程度頭に入っているようですので、ぜひ失敗を恐れず、これを前へ進めようと声を出して、町長と喧嘩でもして進めていただきたい。

私は今までも何度か言うようにですね、物事には何々運動、そういったものをやっぱりアピールする必要があると思うんですよね。大分の一村一品運動、鹿児島農村振興運動、自立自興運動ということで、やはり県を挙げてそういった運動が展開されてきて、今があるというふうに思っております。

議員になったころ、名物課長がいるという話を聞かされました。南部で言えば麦生でヤマダヨシカズさんですかね、名前間違ったらあれですけど。非常に当時のイワガワマコト町長と喧嘩してた。喧嘩といいますか、思いをぶつけ合う、そういう方だったです。北部で私が思うには、サイトウタツノリさんかなって。やっぱり頑固ですけど、思ったことを前へ進めようとする。よくよく考えてみますと、麦生は私が帰ってきたころ、総親和という目標を掲げて天皇杯をむらづくりで受賞しましたし、サイトウタツノリさんは楠川地区で茶の団地を見事に作り上げた方で、やはりそのぐらいの気構えといいますか。町長の考えを前へ進めるには、課長さんの情熱といいますか、そういったものが大変重要になってくると思いますので、ぜひそこらも含めて、方向性は出ていると思いますから、前向きにチャレンジをしていただきたいというふうに思っております。

では、2番目の(2)の肥料費、飼料費の高騰の対応には、耕作放棄地の活用が重要と考えますが、対応について伺います。また、農業生産性の向上には、農業管理センターの存在が今後、ますます大きくなると思いますけど、機械の整備や負担金の増額も含めて、考えを伺います。

○町長（荒木耕治君）

耕作放棄地解消の1つの手立てとして、牛の放牧が考えられます。特に、飼料費が高騰している今、自給飼料率を上げることは大事なことだと思います。また、耕畜連携により、化学肥料の使用量を下げため、堆肥活用を推進してまいりたいというふうに思っております。

農業管理センターの機械整備につきましては、本年度、老朽化した大型トラクターの代替機としまして、新たにトラクターを導入しました。今後も必要な機械につきましては

は、計画的に更新を図ってまいります。現在、オペレーターが1名しかおりませんので、募集を行いました。なかなか応募がなく、採用にいたっておりません。今後も事務局と協力をしながら、採用できるように取り組んでまいります。

負担金については、運営上必要ではありますが、基本は現場で働いてくれる作業員を確保していくことが第一と考えております。最近、農家が直接雇用する案件も増えておりますが、管理センターを通して作業をすれば、何か事故が起きた場合、しっかりと保険にも加入しておりますので、作業員にとって有利な面もアピールをして、作業員確保に努め、それでも運営が厳しくなれば、負担金の増額も検討しなければならないと思います。狙い手不足が深刻化する中、農業管理センターの役割は大きくなると思いますので、事務局とも連携を取りながら実施していきたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

今、負担金は年間600万円ですかね。私は倍ぐらいにしてもいいんじゃないか、そういうふうに思っております。600万円で屋久島町の農業を今後も維持していこうとするには金額は少ないかなというような思いもあります。

原にある管理センターの格納庫も見てきましたが、あの程度の機械であれば、本土のほうでは1農家でもあれ以上のものを持っている、そのぐらいのものです。

担い手不足の解消をするためには、絶対機械化というのは必要なわけです。昨日も同様の質問が出ました。担当課長の回答では、今ある機械が大きいから対応できるかどうか。では、小さい小型の機械を探せばいいわけです。そのぐらいの投資をして、目の前の担い手不足を機械化によって解消していく。それ以外に伸びる要素はないです。

私たち、手前のことを言いますと、お茶も機械化、町の支援を受けて、茶工場の整備とかやっただいて今があります。それからやはり馬鈴薯、ジャガイモが今も生き延びているといいますか、ちゃんと収入得られる作物になっているというのは、やはり機械化、そういう対応ができています。今は基腐病で芋がなかなかですけど、今年は発生の割合が去年の半分ぐらい。これは鹿児島県や宮崎県にとっては命がけで解決しなければいけないわけです。私も焼酎が飲めなくなります。焼酎王国の鹿児島県、宮崎県にとっては、この基腐病の問題解決というのは、県もあげてやっていますけど、これを死に物狂いでやらないとなかなか先はないというふうに思っています。これが解決できれば、また芋の栽培も復活する。そうすると農家所得が上がるというような、そういう1つの流れができます。

だから、機械化できる作物とそうでない作物、振り分けられますので、そこらの中ではどうしても機械化というのは整備しなきゃいけない。もっと管理センターに大型のハンマーナイフモア、トラクターの後ろにつけて大概の荒地でも草刈りができる。あるいは、トラクターにつけるアーム型のバリカンもあります、そういったもの。昨日、水

田の話もありましたけど、クローラー型の車輪の最新型の機械もありました、そういうもので。与えられた環境というのは変わらないわけですから、じゃあ逆にその環境に合わせて、どういうものが必要かというのは、私は担当課で考えるべきことだと思います。それに見合った機械を入れれば、確実に担い手不足は解消できるというふうに思っています。

今、畜産農家は、種子島にセリに行った帰りには、ロールラッピングしたあれを積んで帰ってくるそうですね。向こうで、敷料というか、牛の下に引くそのおがくず、のこくずが足りないということで、屋久島から運んでいる。その帰りにも必ずそれを積んでくる。地元で、それが少しでも生産できたらいいんだけどというような声も、話も聞きました。そういったことでは、非常にこの耕作放棄地の解消には機械化とそういったものを作る、そういうことが大事だというふうに思っておりますが、町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がいろいろとおっしゃられましたけど、まさにそのとおりだというふうに聞いております。今の時代にあった農業をどんなふうに作っていくかということですよ。やはり屋久島というのは耕地面積も少ないですし、ポンカン、タンカンは平らなところだけじゃなく斜面に作ったりしているわけで、そういうものをですね。先ほどタンカンが6,000本と言いましたが、ポンカンは植えないんですか。ポンカンは何本くらいだったらいいのか。ポンカンで1,000万円とった農家がたくさんいた時代からすると、やっぱり時代が変わっていく。それはやっぱり農業をする方たちもそういう換金に向けてのシステム、それと作業の内容とかそういうことでそういうふうに変っていくんだろうと思いますけど。

先日も言いましたけれども、このコロナ禍の中で、やはり屋久島というのは、私は観光産業にここ何年か頼ってきた部分があって、これが止まると大変だということで、一次産業をきちんともう一遍やらなければいけないという思いも、この3年の間にすごく思ったところです。私は趣味程度でしかやりませんが、やはり、今やっぱり時代にあったように規格、あるいは大型化、そういうものを屋久島に合ったようなやり方でやらないといけないというのは。

先日、種子島に行ったときに役場を退職した職員と少し話をする機会がありました。職員時代も朝早くから田んぼ出ていたって言いますが、今どうしていますかって言うと、今10町歩田を作っていると。それで、そのほかにも何か作っているみたいなことを言っていました。だから、すぐ隣にはそういう大きなスケールでやっている方たちもいますから、屋久島で5反分とか1町歩とかという話をしても、そのくらいかよみたいな顔をしているところもありますけど。

ですから、より小さな面積で高収益を上げるものを作っていかなければいけないとい

うふうに一方では思っています。ですから、先ほど議員が言われたように、お茶というのは今まで私どもが青年時代というのはあまりお茶というのは、もう家庭菜園みたいなもので作っていたのが、今もう立派な1つの形態になってきて、100町歩に迫ろうとするような面積で耕作されているということですから。やはり農業をやる人の感覚も大事だろうというふうに思っています。やはり儲けている人は同じお茶を作っても、儲けている人もいれば儲けていない人もいるというのは、それは個人の努力というものもあるでしょうし、そういうものもあると思います。ですから、町ができるだけそういうものに協力を持って、今、農業のことだけではなくて、役場全体にもそう言っています。もう頭を切り替えていかないと、今までのような前例踏襲では物事は前に進まないから、新しい感覚で仕事をやってもらいたいというふうに今話もしています。ですから、そういう面で担当課とも、またそういう議員が今おっしゃられたようなこと、十分分かりますので、また協議をしていきたいというふうに思います。

○12番（日高好作君）

今の日本の農業というのは、私は原点回帰の時期に入ったのかなと。1970年、減反政策に始まって、2017年減反政策が廃止されました。この50年間農業は、いわゆる生かさず殺さずという政策でこれまで来たと思います。アメリカとの貿易摩擦によって、減反政策と同じころに学校給食が始まりました。そこで出されるのは脱脂粉乳、まずいミルク、あれとパンが。日本の米とアメリカの小麦といわば引き換えになった、そういう経緯があって。減反政策が廃止されたということは、私はやっと国が農業の重要性、自給率を上げないと、これはもう世界情勢の中で国民を養えないと。そういう覚悟がやっとできてきたのかなと。そういった意味では農業の原点回帰に入っているのかなと思っております。ぜひそこらも追い風になっているという状況、いろんな事業も導入して効率のいい農業ができるようにしていただきたいと思っております。

時間は迫ってきましたので、(3)の農家としての基準は30aであるが、基準に満たない生産者の実態をどのように捉えているか伺います。

○町長（荒木耕治君）

耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の1つとして下限要件面積があります。これは農地の取得後の経営面積が、原則として都府県50a、北海道2ha以上必要となります。屋久島町農業委員会においては、毎年4月の総会において下限面積の設定、または修正の必要性について審議をしております。現行の下限面積は30aとなっています。下限面積を30aとした理由は、令和3年度の農地利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は7%と高いが、現在の30aの下限面積でも、本町の農業経営体から新規参入者を阻害している要因になっている事例が見当たらず、また下限面積を少なく設定しても、現在の農業を取り巻く情

勢の中で新規就農者等の増加が望めず、耕作目的よりも資産目的の取得が増える可能性があり、遊休地解消には繋がらず、農業政策に混乱を招く恐れがあると考えからです。

しかし、今後は、農地法の改正により、令和5年3月31日で下限面積要件が撤廃されるため、屋久島町においても30a未満の農地所有者について事業採択基準の検討が必要になってくると考えております。

○12番（日高好作君）

せっかく農業委員会会長も来られて、いろいろ議論もしたかったんですけど、私のまずいあれで、ちょっと時間がなくなってきましたんで。

ぼんたん館に農産物が納められてますけど、時間がないのでこちらからですけど、全体で62名ですか、あそこに農産物を出している農家数が。それで、果樹と野菜で大体金額にして1,600万円ですか。それから、花が300万円だそうです。単純に計算すると1人当たり30万円ぐらいですか、年間。中には100万円ぐらい売り上げる方もいるということです。担い手不足の議論もいろいろ今出てきましたけど、その30aの基準が撤廃されるその背景というのは、いわゆる既存の農家では維持できないという裏返しではあると私は思っております。ですから、今言うように、例えば、個人名は聞いていませんので、人数だけですので、この中に認定農家の方がどれだけいるのかは分かりませんが、60名の方があそこを利用して年間2,000万円近いものを売っている、その現実。これが見えない部分で、担い手の減っていく代わりという言い方は失礼かも知れませんが、そこにやっぱり光があるんじゃないかなと。これまで基準でもって光を当てられなかった部分、ここらもぜひ実態を精査して、中身はどんななのか、行政として力を注ぐべきところはどこなのか、そこをぜひ担当課でも考えていただきたい。中にはネットで、見えない部分でもっと売り上げている方もいると思うんです。それも時代の流れですので、そういった時代の背景を利用してやる、行政として何ができるのかということもぜひ見つけていただきたいと思っておりますけど、そこら辺、町長のお考えを伺います。

○町長（荒木耕治君）

農政は一概に非常に難しいというか、厳しい今現状もあります。しかし、国内自給率を高めなければいけないという国の施策も、まさに議員がおっしゃるそのとおりでございます。今、農林水産大臣は鹿児島県の先生が担っておりますので、そういう形でいろんな形で屋久島の農業をどうやっていくかということは肝に銘じてやっていきたいというふうに思っている。

○12番（日高好作君）

質問はこれで終わりたいと思っておりますけど、最近あったことをちょっと手短かに話をさせていただきたいと思っております。

1点は私、ある場所で竜天小学校時代の先生とたまたま会いまして、55年ぶりに会い

ました。私の名前もちゃんと覚えていてびっくりしまして、君はまだ議員やってるみたいだねって、君に1つお願いがあるんだけど。何ですかって言ったら、空港のトイレをなんとかしてくださいよと。来るたびにあそこを非常に不快感を覚えると。あれが観光地のトイレかと、とても言えないと。そういうことを言われました。ターミナルビルの建て替えも話はしましたが、それまでに毎日同じような不快な思いをされている観光客がたくさんいるということ。

もう1点は、久しぶりに昼一のトッピーで鹿児島が上がると、ある女性の方がアンケート調査をしておりました。観光客、来られた方、出られる方のアンケートをとって毎日集計しています。いろんな声が聞かれます。自分自身でも歯がゆい思いを持っている。こうしたらもっと観光立町としていいのになって、そういう話をされました。

まとめてその担当職員に、私はぜひ担当職員だけでなく、統括係長、課長、ぜひ同席してもらって、その生の声を担当課のほうに伝えてくださいと、そのような話をしました。ぜひそこらへんも考えていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、岩川卓誉君に発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

皆さん、お疲れさまです。議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問する内容は3つ、まず1つ目、プレミアム付商品券について、口永良部島での利用促進をどのように考えているか。

GY（がんばろう！やくしま！）共通商品券は、商工会加盟店での利用が可能であったが、口永良部島ではほとんど使用できない状況にあった。事業の公平性を保つためにも、口永良部島で使用可能な商品券を検討できないかということでございます。

この件に関しまして、口永良部島に限っては商工会の枠を越えて、口永良部島島内で使える商品券というものを屋久島町オリジナルで考案するというを提案したいと思っております。

口永良部島においても、お酒類であったりとか、たばこ、ガソリン等はほぼ島内で調

達をするため、プレミアム付商品券が使用できれば恩恵を受ける買物はございます。口永良部島島民と島を来訪される方が使えるような仕組みをつくることができれば、島の中で経済を回すことにつながるのではないかと思いますし、同じ町民であるにもかかわらず、口永良部島の方々にとって利用しにくいこの商品券の現状、これは打開すべきであると考えますが、町のお考えをお示してください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川卓誉議員にお答えをします。

今年度のプレミアム商品券事業は、財源の交付金が国からのコロナ対策用と県からのコロナ対策、燃油価格高騰対策用と2種類の交付金で実施をしました。

県からの交付金は事業開始が遅かったことから紙ベースの商品券では実施が難しかったため、試験施行も兼ねてキャッシュレスで実施をしました。実施に当たって各方面から様々な御意見を頂きましたので、次回も実施することがあれば、制度設計に反映をしていきたいと考えております。

御質問の口永良部島での商品券利用につきましては、紙ベースで実施する場合、キャッシュレスで実施をする場合、商工会加盟店で実施する場合など、実施方法で対応が変わってきますので、今後、交付金が交付される商品券事業を実施できるようであれば、口永良部島での実施についても検討をしたいというように考えております。

○1番（岩川卓誉君）

今御答弁の中で、紙かキャッシュレスかというお話でありましたけれども、口永良部島でやるのであれば、僕はもう紙がいいと思っています。

今のお話、これまでにそのG Y商品券等で活用してきた、今御説明のあった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なんですけれども、これについて、現段階で次の交付があるといった情報は入ってきているのでしょうか、質問です。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

現在のところ、来年度につきましては、まだ情報は入ってきておりません。

○1番（岩川卓誉君）

第8波も来ると言われて、今まさに来ているかもしれないのですけれども、まだこの新型コロナウイルスも続きそうな状況で、きっと来るのではないかと考えています。

それに伴って、国のほうからもそういった交付金がきっとこれからも来るのではないかとこのように思うんですけれども、これは仮に口永良部島の住民約100名が10万円、満額購入して、これに30%プレミアムをつけたとしても、300万円程度の予算でいけるのではないかと僕は思っていて、しかも国からの予算という形になります。

もし次回、同様の交付金が予算措置された場合、口永良部島で使用可能な商品券を実施すると、今町長の御答弁の中で検討しますというふうなお答えだったと思うんですけども、もうここで町長、ぜひ実施しますとお約束いただけないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

屋久島町民は平等であるべきだというのは常に頭で思っております。口永良部といえども、そういうことだというふうに思っております。ですから、口永良部だけを特別にそういうふうにやろうという考えは今はございません。

ですが、今、口永良部にも商店があります。例えば、商工会でやるキャッシュレスであれば、そこのお店が商工会の会員になられて使えるようにするとか、そういう方法も逆にあるんじゃないんですか。

○1番（岩川卓誉君）

まず、口永良部島でその商工会に入っているお店というのが、もうほぼないんです。それは会費なんかもかかってくるということと、あと口永良部島で商売しようとなったときに、どんどんお金を借りて事業を拡大していこうみたいなことってあまりなくて、その生活を充足させるためにやっている小さい小規模な商店というところが多いということもあって、商工会に加盟されていないという実態があると思うんです。

今町長、公平性ということをおっしゃいましたけれども、口永良部島の人たちは、このGY商品券を買うためには、まず屋久島に来ないと買えないんです。口永良部の中で買える場所がないですから。そうすると旅費もかかりますし、屋久島の中でしか使えないという、商工会に加盟しているところでしか使えないという状況なので、僕はそっこのほうが公平性がないと思っているんですね。今の僕の説明を聞いて、町長どのように思われるか、再度回答をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

それはそういうことかもしれません。

ですから、やり方とすれば、口永良部だけに限らず、例えば屋久島の中でも小さな集落等、商店もない集落とか、そういう買えないところもあるわけですから、そういうものも含めて、先程も言いました制度をもしやるとすれば、そういうことで見直しをして、そういう平等性を保てるようなやり方を次にやるときはやりますということでございます。

○1番（岩川卓誉君）

平等性を保ってやっていただけるということで御回答を頂いたと思います。

屋久島は地続きですから、このGY商品券も安房と宮之浦で買えるようになっていきますけれども、行こうと思えば車で買えるわけです。ただ、口永良部のほうはそういう状況ではないということもございますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

次の質問に移ります。2つ目、奨学金制度を定住補助型に拡充する考えはないかということとして、日本学生支援機構によると、33府県487自治体で、当該自治体に居住すると月々の奨学金返還を支援する制度が確立している。若年層人口の社会増を図るため、屋久島町でもそのような取組を実施する余地はないかということでございます。

この件につきましては、10月に町の旅費で勉強をさせていただきました総務文教常任委員会の所管事務調査をきっかけに、今回質問をさせていただいている内容でございます。

所管事務調査では長崎県の五島市に伺ったんですけれども、五島市では2018年から2021年の4年連続で、市が関わっただけでも毎年200人以上の移住者を受け入れ、そのうち2019年と2020年では人口の社会増を達成しておりました。

五島市の奨学金制度は、Uターンで島に帰ってきたり、Iターンで五島市に定住したりすれば、居住している間に限って、奨学金の返還を支援するという仕組みになっておりまして、また、そういった政策が定住のきっかけにつながっているという御説明でありました。

ここで現行の屋久島町育英奨学金がどうなっているかということ、貸付型のみの制度となっていると認識しております。これを返還不要の給付型の奨学金にしてはどうかという意見もあり、子供たちへの教育のための予算というふうに考えれば、それはそれでよいことなのかもしれないのですけれども、私はそれだけでは定住につながる効果というところが薄く、町は支出するだけになってしまうという課題も残るのではないかとこのように考えているところです。

この奨学金制度につきまして、定住補助型に拡充をし、島に残る親御さんも通じて、自分のお子さんなんかには帰っておいでという感じで宣伝してもらって、島を出た若者に対しても遡及できるというふうに思いますけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

今の岩川卓誉議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地元企業への就職であるとか、それから都市部の大学等からの地方企業への就職を促進し、若い世代がこの地方に定着する、そういうことを目指す目的のおっしゃる奨学金返還支援制度、これは全国的な広がりを見せていることも承知しておりますし、本町におきましても、若年層の人口の社会増を図るため、また、島外にいる子供たちや孫をこの町に帰すための制度の取組というものは大変意義があると私も思います。

奨学金返還を支援する制度が、まず持続可能な制度になるよう、それが一番大切なことかと思っております。そのためには財源の確保をどのようにしていくか、そこをまず検討し

ていかなきゃならないと思っております。

そういったことを含めて、この制度自体をどのように構築していくかということと、現行の町の奨学資金貸付けとの兼ね合いも鑑みながら、関係機関との十分な調整が必要ではないかと考えております。そういうことを含めて、今後しっかりと議論した上で取組を検討していかなきゃならないと考えております。

○1番（岩川卓誉君）

事前に通告していなかったのが分かる範囲でいいんですけども、今の町の奨学金を借りている方の数と貸付けの総額というのはお分かりになるでしょうか。

○教育総務課長（長 美佐子君）

すみません、現在の貸付けの資料につきましては手持ちにありませんでした。

○1番（岩川卓誉君）

すみません、突然で申し訳なかったです。

実は今、皆さんの机の上に追加で資料をお配りしています。横向きのカラー刷りの資料になるんですけども、これ実は令和4年4月1日付で、総務省自治財政局財務調整課長名で、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱の一部改正についてという通知が出されております。

ちょっと御紹介しますと、中身少し読みます。「政府においては、域内の企業へ若者が就職する場合等に若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しています。特に本制度を未導入の地方公共団体におかれましては、導入に向けた積極的な検討をお願いします」というふうな形で通知が出されております。

この件につきまして、国もぜひ制度を進めてくださいというふうな形で言うておきまして、今その手元の資料も見ていただくと分かると思うんですけども、この自治体が実施する、もし奨学金返還支援制度を実施した場合には、今教育長も持続可能な制度にしたいということで、財源のこともおっしゃっていましたが、2分の1を交付税措置するというふうな内容が示されておりますけれども、この件につきましては教育長は把握していらっしゃるでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

交付税措置のその2分の1というところまでは、私のほうも把握しておりませんでした。

○1番（岩川卓誉君）

今の質問の内容につきまして、町長のほうは把握していらっしゃるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

制度的にはそうですけれども、3年ぐらい前から有人国境離島法の中で、今先程議員が言ったように五島市の問題は、有人国境離島法の中で、その五島市が、あるいは県が今度、離島振興法の中に都道府県の責務というのを入れましたけれども、今までは国でした。

ですが、その国会議員が、有人国境離島法の生みの親ですけれども、その人がかなりこういうことをやるということを盛んに言っております。私もその席におりました。ですから私もそういうものは今まででも、例えば医者が足りない、看護師が足りない、保健師が足りない、そういうもの。ですから、今これを言われる前にこういう制度を、要するに言葉は適当か知りませんが、昔のお礼奉公みたいなことがあって、島に帰ってくればその金はいいですよというのを早くつくろうという思いはずっと持っておりました。

○1番（岩川卓誉君）

もうずいぶん前から取り組んでおられたということで分かりましたけれども、今僕が聞きたかったのは、この通知の内容を、4月1日からこういうふうに変ったということをお聞きだったかということだったんですけれども、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

知りませんでした。

○1番（岩川卓誉君）

この情報、僕は本当スマホで検索して、ぱっと出てきた内容だったんです。私のような末端の一議員でも簡単に取得できる情報ですので、しっかりとこういった点については当局のほうにも情報収集していただきたいというふうに思います。

この財政的にも今御説明したように負担軽減が見込まれて、地方創生、この内容が地方創生総合戦略に書かないといけないというふうになっているものですから、その総合戦略の改定時期というところも関わってくるとは思うんですけれども、そこさえクリアすれば実施できるというふうに僕は思いますけれども、教育長、率直にすぐにでも実施すべきではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

先程町長の答弁にもありました。それから後日、同じような奨学金に関する質問も同僚議員から頂いておりますので、そういったものも含みまして、先程申しましたように財源等の確保をまず第一に考えながら、どのような形でこの奨学金をこれから運用していくかは検討してまいりたいと思っております。

○1番（岩川卓誉君）

ぜひ前向きな検討をお願いいたします。急かすわけでは、ちょっと急かすのかもしれないですけれども、どれくらいまでにその検討の答えを出していただけるか、目安をお

示していただけると助かります。

○副町長（日高 豊君）

財源は当然、財政運営上担保することは必要ではありますが、財源が確保が難しくてもやらないといけないことはあると思います。

町長からの指示も含めて、現在、給付型、Uターンして帰ってきたら、その期間なりあるいはその条件を満たせば、返還が要らないことの奨学金の制度について具体的に検討をしております。

町長の指示としては、来年度からやればという話がありましたけれども、実際にもう12月、11月から来年度分の募集を始めておりました、実際の運びとしては、なかなか間に合わなかったというところはあると思いますが、来年度の募集からはそういったところ、具体的に先程ありましたように、Iターンはじゃどうするのかというところには、現在の案の中ではUターンを対象にしてそういう取組をしたいということで、町長部局、教育委員会とももう既に話をしておりますので、来年度、再来年度の給付というか貸付けからはそういう形で実施をする、今のところ予定になっております。これは明日の質問者のところで多分、お返事をするところだったかと思いますが、今岩川議員のほうからありましたので、もう報告をさせていただきたいと思います。

○1番（岩川卓誉君）

副町長のほうからお金がかかってもやるということで、非常に前向きな御回答を頂いたと思っております。ぜひ、すり合わせを早くしていただいて、早急に実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。移住者住宅取得事業等補助金の見直しができないかという点についてでございます。

現行の移住者住宅取得事業等補助金に関して、新規転入者で住宅を取得するものに対し、250万円を上限に補助を行うこととしているが、移住者だけでなく地元の若年層にも制度を拡充すべきではないか。また、移住者の中でも、屋久島町が政策的に必要としている層へ選択集中的に予算を配分すべきではないかということでございます。

これにつきまして、この補助金につきましては非常に僕はいいい取組だと思っています。ただ、どのような移住者に対しても同額、同様に補助を行うこととなっているため、この内容では、屋久島町がどのような方に移住してきてほしいと思っているのかが明確でないというふうに僕は考えているところでした。

看護師や介護師、保育士等の専門資格を持つ方が不足しているということは、もう周知の事実でありますし、1次産業担い手不足も深刻で、そういった層を呼び込んでいくということが今後非常に重要な政策になってくるのではないのでしょうか。

また、屋久島町に税金を支払っているのは、言うまでもなく屋久島町の住民でござい

ます。特に子育て世帯は納税の主力となっている場合が多い。と言いたいのは、この事業が人口の維持を目的に移住される方々に対し補助を行うということであれば、地元への貢献を頑張っている地元町民にこそ住宅取得の補助が必須ではないかというふうに考えているところです。

本事業の立てつけに際して、内部でどのような議論と政策判断があったのか、お示しいただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

定住人口を維持する施策として、地元の若年層への住宅取得等補助金の制度を拡充すべきではということではありますが、屋久島町第2次振興計画にありますように、出生から老後まで安心して暮らせる仕組みづくりの観点からも重要なことであると認識をしております。

現段階では、移住者住宅取得事業等補助金の充当ではなく、地元の若年層を対象とした結婚新生活支援事業を令和5年度から実施する予定としており、基本的には、婚姻に伴う住宅取得費用、または住宅貸借費用、引っ越し費用等の支援であり、運用することで結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備につなげたいと考えております。

また、議員のおっしゃる移住者の中でも、屋久島町が政策的に必要としている層につきましては、介護・看護・保育等の専門資格を有する業種のことと推察をいたしますが、専門職の人材不足も課題の一つだと認識をしているところであります。

課題という点におきましては、島内におきましても、それぞれ地域ごとに人口規模や年齢階層が異なっており、徐々に広がりを見せていることから、中心部との格差に対する支援の在り方が必要とされていると考えているところであります。

今後、専門職の資格を有する移住者に対しての補助額の増額等につきましても、同じような問題を抱えている市町村と情報共有や意見交換をしながら、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（岩川卓誉君）

今御答弁にありました結婚新生活支援事業、令和5年度からということでございますけれども、私知りませんでした。非常によい取組で、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

今日はその制度のことではなく、この移住者住宅取得事業等補助金のことを質問できればと思うんですけれども、まず、この事業の目的は、移住者を呼ぶということが目的なのか、やはりこの町の人口を維持するということが目的なのかという観点でいきますと、どのようにまずお考えになるでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

国の施策もあって、地方創生の中で始まってきた事業だというふうに思っております。

実際に今住宅取得について補助をする中で、今議員言われるように、確かに何でIターンの人たちだけそんなに優遇されて、もともとのその住民が優遇されないのかという感情があるのも十分理解できますし、私自身もそういうふうに思うこともあります。

先程町長の答弁の中にもありましたけれども、やはり政策というのは、町長を含めてどういうふうにあるべきなのかというところが一番重要というふうに思っております。担当課と話をする中では、やはり先程ありましたように、この東部、宮之浦から安房までと、あるいはもう尾之間までぐらいいくんでしょうか、それとやはり島を東、北、南、西というか分けたときに、実際には一湊から永田まで、南部のほうでいくと湯泊から栗生まで非常に人口減少が進んでおります。ですので、そういった意味では、ではここどうするのかということも非常に重要なことじゃないのかというふうにも思います。

具体的にそういうふうにするという結論は得ておりませんが、やはりそこら辺については、もう少しその補助額を上げるとか、あるいはもうその中心部というか、この東部についてはもういいんじゃないのかというのも議論として私はあったほうが非常に健全じゃないのかなというふうに思っています。

どうしてもこの地域づくりの話でいくと、まち・ひと・しごとの中でも屋久島高校の維持ということが書かれていますけれども、やはりその前提になるのは、今ある各小学校の子供たちを維持していかないと地域が維持できないわけですので、やはりそのためにはどういうふうにするのかというのは、今議員言われるような形で、やはりもっと細かく分けた上で地域政策として取り組んでいくべきじゃないのか。もうそろそろ、そういうふうに方向を変えるというか検討をしていく時期に来ているんじゃないのかというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

今副町長お答えいただいたような内容につきまして、まさに今日、僕、提案しようと思っていた部分でした。

まず、そのやっぱり何で移住者だけなのという声って僕のところにも入ってきていて、もう僕も屋久島、大学卒業して帰ってきてから14年目になるんですけども、ずっと10年くらい一緒にバレーをしてきた子たちが、もう出ていっちゃったりするんです。これってやっぱり、何かこの町が面白くないとかそういうことなんだろうと思うんです。その移住者だけって副町長、感情だっていうふうに今おっしゃったと思うんですけど、その感情がすごく大事で、そういう小さな積み重ねが何かこうだんだん嫌気が差してくることに繋がっていつにしまっているんじゃないかというのが、僕すごく実感としてあります。

そういったこともあって、今回その移住者だけに向けたものではなくて、やっぱりその島で頑張ろうとしている子たちだったりとか、これから島でもともと住んでいるけど、

結婚して子供を持って家を建てようというところに対しても、ぜひこれを浸透させていていただきたいという思いで、これを言ったところでした。

これをまた色々調べまして、僕出生数というのを調べてみたんです。課長にデータ頂いたんですけれども、平成28年の年間出生数115名、平成29年が101名、平成30年が92名、令和元年が71名、令和2年が73名、令和3年が66名と来て、令和4年は11月末で44名と、この7年間、今年が終わるまでに何人お生まれになるかは分からないですけれども、もしかしたら今年は50名いかないという状況が出てくるかもしれません。7年間で半分以下にまでこの出生数というものが減少してきているわけです。

こういった状況を踏まえて、この移住者住宅補助金の制度を、その子育て世帯や専門資格を持つ方を優遇できる制度に改良していくということは有効なんじゃないかというふうに考えているところです。

皆さんに今日もう一つ追加で資料をお配りしているんですけれども、これちょっと説明させていただきますと、もう見てのとおり2007年、平成19年合併当時の人口と2022年、これは11月末の人口になりますけれども、比べたときにどのぐらい各集落で人が減っているかという表になります。

これはもう僕の独自の案だったんですけれども、30%以上減っているところを①地区というふうにして、21%から29%の減少のところを②地区、20%未満の減少率のところを③地区というふうにして、今副町長のほうからも、中心部とそのすごく過疎が進んでいるところの格差についてお話が出たと思うんですけれども、僕はこの数字を基にして、この中心部分と過疎が進んでいるところとで、この補助金の額に差をつけたらどうかという案を今日は提案したくて一般質問をさせていただいたところでした。

①地区では、子供が1人の世帯には500万円、2人のところには700万円、3人以上子供がいるところは住宅取得をすると900万円というふうな形で、それぞれ2地区、3地区という形で段階をつけていまして、これにプラスして、下のほうに米印で書いていますけれども、介護士、看護師、保育士等の専門資格であったりとか、1次産業に従事する方には追加100万円ということで、最高1,000万円の住宅取得補助が出ますというふうにすると、すごく魅力的ではないかというふうに思うんです。

これをちょっと今日、金額で表にしてきたものがこちらになります。上から永田からずっとこう書いてありまして、栗生、本村、湯向という形で表があるんですけれども、この永田で、永田は僕が言うところの①地区に当たりますから、3人以上お子さんがいる世帯は900万円みたいな感じで、2人のところは700万円とかですね。この人口減少率という数値をしっかりと基にして、こういうものをつくるということが非常に有効なのではないかというふうに思っているところです。

この補助金につきまして1,000万円払えるのって話になると思うんですね。これはま

ず20年に分割して払うことでクリアできないかと思っています。だから1,000万円のところだったら20年分割すると毎年50万円ですよ、50万円あると家のローンって払っていけると思うんです。こういう方法であったりとか、申請についても限定5年間にするであったりとかで期限を設けて実施する。その5年間の間にしっかりと移住者であったりとか定住というものを促すような、よく時限立法とかありますけれども、そういう形で実施できると無理なく制度がつかれるんじゃないかというふうに思っているところです。

これにつきまして財源の問題です。僕は9月定例会で宿泊税を導入したらどうですかということで提案したりもしていて、町長はもう提案しませんという御回答だったので、それでいいんですけども、そういった形で自主財源を確保していくということもしっかり工夫して、それで浮いた経費を回すであったりとか、移住者を確保できれば、例えば夫婦と子供3人とかで5人移住者があれば、普通交付税の措置も何十万円という形が入ってくるというふうに思いますので、それであれば1年間に50万円ぐらいだったらいけるであったりとかそういうこともありますし、あと財政調整基金、ふるさと納税、こういったものもあります。

人口が維持できなければ、ほかにどんな政策をしたって僕は効果がすごく薄くなるんじゃないかなと思っています、やっぱりこの人口維持政策というところに一番今傾注していくべきじゃないかというふうに思いますけれども、町長これどのようにお考えになるでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

どこの市町村もどこの離島も直面していることです。今非常にいい提案ですけども、では日本の中で多いところから少ないところに持ってくる、みんな少ないですよ。少ないところから少ないところに持ってくる、そういうことでしょうか、今言っていることは。移住とかそういうものを。

だから今言うように離島でも今議員が言われるように、何で移住者だけ厚遇するのかという、移住が増えている町村は、みんなそういう声が出てきているんですよ、逆に。何でそうするのか、もともと俺たちは、じゃここにいるのに、何で何にもないのみたいなことで。

ですから非常に日本の中で多いのはもう東京近辺だけでしょう、人口が増えていっているのは、あと沖縄ですかね。ですから、そういう何か多いところがあって、そういうのを呼ぶという一つの流れじゃなくて、日本全体が少ない中でそこから、言葉は適当か知りませんが、奪い合うみたいな形で、みんなこういう、うちはこういう優遇政策を取りますよ、こっちはこうですよ、だから移住してくださいという、そういう形じゃないですか。もう少し、それも確かに一方ではありますけれども、何かまだあるんじゃない

のかなと、いつも悶々としているのが私の今現状です。

今議員が提案していることも確かにそういうことで、そういう考えもないわけではありません。ただ先程副町長も言ったように、屋久島の中でも、もう限界集落になるようなところもあります。じゃそこに行く人には、今こら辺に行く人よりも優遇をするようなことを考えると、それは色々、これは多分これやったら来るといふ特効薬はないと思っているんです。

だから、より屋久島に住んでいる人たちが、先程議員が出て行く人もいるって言いましたけれども、それは本当にこの島に生まれて、この島に育って、この島を本当に誇りとか、自分の郷土を自分のふるさとを愛するという、そういうところに気持ちの問題というものもあるんじゃないのかなと。

来てもらう方もそうですけど、要するに島で生まれて、島で育った人が島に残る環境、そうしたらこの間、これは余談になりますけど、50年ぶりにUターンで屋久島に帰ってきましたと。自分のふるさとで、いわば終活って言いますか、そうした形で帰ってきました。

そして屋久島の住民課に住民届の準備に行きましたよと。町長、もうちょっと職員にちゃんと指導をしてくださいよと私は言われました。どうしてと言ったら、受けた人は、本籍を見れば屋久島本籍だから分かるでしょう、これUターンで帰ってきたということは分かるでしょうと。もうその一言でいいから、「よく帰ってきてもらいましたね」みたいな、そういう気持ちっていうのが、それは分かるんじゃないですかということ言われて、私はすごく、よく分かりました、また窓口にはそういうことを、だから移住で来た人にはそういう対応をするかもしれません。よく、これから色んな、だけど40年、50年してUターンで帰ってくる人も、同じような気持ちでやっぱり受け入れるということが職員して大事なんだろうなというふうにすごく思って、頭を何か打たれたような気がしましたけれども。

そういうことも含めて、今議員がおっしゃるような今そういう政策というのは大事ですから、かねがね今政策提言をしてもらえれば内部で色々検討もして、その政策実現に向けて私たちも努力をしていくということは、何もやぶさかではありませんから、そういうスタンスでまいりたいというふうに思います。

○1番（岩川卓誉君）

今町長おっしゃったその職員の迎える話は僕は知らなかったですけども、そういう迎える気持ちというのはすごく大事だというふうに僕も思います。

今の御答弁の中でちょっと気になったのが、その僕は出て行く子がいますって言ったことに対して、そのふるさとを愛する気持ち、郷土愛みたいなお話されたと思うんですけど、僕その子たちだって郷土愛はあるって思います。集落行事も毎回参加している子

たちですし、岳参りにも行ったりとか、そういう子たちであったとしても、やっぱり出て行くという現状というのは、本当に率直に受け止めていただきたいというふうに思うところではあります。

この政策、僕、今回提案したのは、本当に町長、ぼうっとしていたらまずいです。全国これは争奪戦なんです、人口争奪戦です。町長は嫌なお気持ちあるかもしれないですけど、もう人口を確保できなければ、どんな政策を打ったって無理です、町を維持できません。

最低レベルのものってあるんです、この移住政策というものに対して。町長、全国離島振興協議会の会長もしていらっしゃるから、ほかの離島地域とか過疎地域の事例もよく御存じだと思いますけれども、そこと比べて屋久島町、ちょっと遅れているって思いませんか、やっぱり。そういうところは、それが最低限レベルあって、プラス魅力、各島の魅力というところがPRできているという認識なんです、僕は。だからこの件につきましても、今町長は全く検討しないというわけではないと、検討していただけないというふうに思っていますので、ぜひそのように進めていただければというふうに思っているところです。

今議会のですね、もう締めに入りますけれども、今議会の同僚議員の一般質問の中にも、農家の高齢化、福祉・医療の人材不足に関する質問というのは出てきています。これも本当に今申し上げたように、まずは人がいなければどうしようもないことですので、まずはこの労働ができる層、労働して下さる層の確保に予算を集中的に配分すべきです。でないと、本当に町は潰れるという危機感を持ってですね、本気で取り組んでいただければというふうに思って、僕の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまです。お昼御飯どうだったでしょうか。皆さんあまり元気がない顔をしているようですから、さほどよろしくなかったのかなと寂しい思いがいたしますが、しばらくお付き合いを頂きたいと思います。

新型コロナ感染下にあつて国、あるいは地方自治体による数々の経済支援対策事業が実施をされているところでございます。そのうちの一つ、「旅行支援事業により10月には屋久島への旅行者も増加し、今後に期待をしていたが、その後は思ったほどの伸びがない」、このような観光業関係者のお話を聞き、少し寂しい思いがしております。

そのような中にあつて、さらに第8波コロナ感染拡大が大変心配をされているところです。引き続き一人一人が感染防止に努めて、その危機を乗り越えるほかしかないのかなと思うところでございます。

それでは、議長より許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

今回の質問は、山間地域の主要幹線道路の一つであります町道荒川線の維持管理についてでございます。

通告順に沿って町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目の町道荒川線の年間通行車両数及び利用者数はどの程度と把握しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員にお答えをいたします。

町道荒川線の年間通行車両数及び利用者数につきましては、例年12月から2月の期間は一般車両の通行止めを解除しているため、屋久島山岳部保全利用協議会としましても、通行車両台数等について把握できておりませんが、3月から11月までのシャトルバス運行となる一般車両通行止め期間中における令和4年度の実数で申し上げますと、路線バス、貸切バスの通行車両数の合計が1,616台、利用者数が4万1,999人、タクシーの通行車両数が503台、利用者数が1,854人という状況であります。

○15番（大角利成君）

今、3月から11月の実績を教えてくださいました。私が問題視するのは、実はそれ以外の3か月の数が知りたいわけで、行政側としてどういうふうに把握しているのかなということを知りたかったわけであります。

これから色々とお尋ねをしてまいりますけれども、今申し上げましたように、シャトルバス一般車両通行規制しているときには、道路、あるいは終点の駐車場の関係、問題はないと見ているんですけれども、それ以外がどうなのかということを知りたいわけであります。

そこでなんですが、課長でも結構ですけれども、今のお話を聞いて町道荒川線の支店、いわゆる県道安房公園屋久島線との三差路、あそこ辺りにそのカメラを設置をして状況を把握、調査する、このようなことは過去に議論したことはありませんでしょうか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでの私が知るところによりますと、そういったカメラ設置等の議論はしたことはございません。ただ、年間を通してのそういった把握というのは、大事な部分であるとは思いますが、通常3月から11月の期間につきましては、協議会のスタッフが6人体制で従事しておりますので、把握は可能でございますが、また今後において、どうしても11月から2月までの3か月間を把握すべきということであれば、当然それなりにまたスタッフの配置等、人件費等の問題も出てまいります。

所管としましては、今まで聞くところによりますと、この期間については利用者も少なくはなっておりますので、そういうことからいきますと、スタッフ配置等は考えておりませんが、議員が言われたカメラの設置につきましては、検討すべきではないかというふうには思うところであります。

○15番（大角利成君）

特に、山岳部の道路でありますし、これまで遭難等のこともございます。そういうもろもろのことを考えると、やはり、そこを通行した車両についても調査をする、そのことは発見のきっかけになるといいますか、参考資料にもなるんじゃないかと思うし、これからお尋ねします道路の整備についても、その現状をしっかりと把握した上での対応というのが必要になるんじゃないかなというふうに思いました。

シャトルバス運行期間中は把握しているけれども、それ以外はしていないということは、少し残念でありますので、検討していただければと思います。

2点目に入ります。これまで当線につきましては、町のほうで計画的に改修工事を進めて整備をしてきたところがございます。現状では、大型バス等の通行もあってか、数か所で路面が傷んでいるところがあるように思います。

今後のこの町道荒川線の改修計画について、町としてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

町道荒川線の2車線等の大規模な改修は、多額な費用がかかることから現時点では考えておりません。

現在、だいすき基金等を活用し、路面等の補修を実施しておりますので、今後も継続的な維持補修に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在運行しているシャトルバスの大型化が進んでおり、急カーブ等での通行に支障が出てきておりますので、部分的な改修は順次実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

前段の部分は、私も全くそのように思っています。あの路線を2車線への整備は非常に厳しいと思っていますし、私自身、環境保全の面からもすべきではないと、こう思っております。ただ、現況の通行車両のいわゆる離合場所、このことを考えるとどうなんでしょうか。

私先般も10か月ぶりに上がりました。というのは、あまり山に足を運ばない男ですから、自家用車等が入れる時期しか、ここ数年行っておりません。

状況を見てみますというと、何か所かでそういう離合できる場所がありますけれども、建設課長で結構なんですけど、今の状態でスムーズに対応ができているんでしょうか。さきのお話ですと、3か月の間に通行車両を把握してないということですから、答弁も苦しいのかなと思うんですが、現在は町としてスムーズに離合はできる体制、対応になっているのかどうか、どのように感じているのかをお聞かせ頂きたいと思います。

○建設課長（日高 望君）

議員の御質疑に答えたいと思います。

今言われているように、当路線につきましては1車線道路ということで、幅員が4m、広いところは5m以上あるところもございます。

今言われた離合場所等々につきましては、全て舗装されているわけではございません。シャトルバス運行の部分につきましては、山岳利用協議会、観光まちづくり課等々と不具合がある場所につきましては、その都度対応をしていく状況でございます。

それ以外の今の2月から12月ですかね、その間について例えば建設課のほうにそういうお願いとか苦情とか、そこら辺というのが現段階で把握はされておられませんので、なかなか随時どれぐらいのバスだったり、普通車だったりとか通行しているのは分かりませんが、今の状況で何とか離合的な部分もされているというふうに思います。

以上です。

○15番（大角利成君）

苦情等ないということで、安心をしました。

さきに私が申し上げましたように、私もシャトルバスで登山をすることがないもんですから、通常は行きません。3か月の間に1度か2度か、山の空気を吸うために自分で車で上がってということをして、状況が判断できないもんだから、どうだろうかということで今回お尋ねをしたところです。

また課長でも結構なんですけど、途中離合できる場所があります。道路舗装をしています。離合している場所については、道路敷じゃないですから、整備をすればまた国の許可等も必要になってくると思うんですが、離合場所を含めて町道敷として認定というか、しているところはあるんですか。それとも全て道路舗装以外は、もう国有地という考え方でよろしいんでしょうか。

○建設課長（日高 望君）

荒川線につきましては、全て国有地でございます。ですので、今現在ある道路としての機能を有しているところの分につきましては、舗装をしているところの分については、一応町道認定の部分。

あと広がっているところとかってあると思うんですけど、これにつきましては、何回か例えばのり面の崩壊とか、そこら辺も含めて、そのときに少し広がったような部分が舗装がされずに残っている部分があると思います。

○15番（大角利成君）

国有地で町道認定をしているというのは、理解をしているんですよ。ということは、舗装をしていないところは、言葉は悪いですけど、勝手に離合場所として通行者が利用していると、そういう離合場所をしっかりと舗装をして確保するとすれば、国の許可を頂いてから整備をして、町道としての認定をするという運びになるということでしょうか。

○建設課長（日高 望君）

ということだと思います。

○15番（大角利成君）

理解できました。

先程申し上げました、あちこちで道路の路面が傷んでいます。町長はどうなんですか。一番近くいつ頃あそこを通行されましたか。

○町長（荒木耕治君）

さだかではありませんけど、数年前だというふうに思っている。

○15番（大角利成君）

大半の方はそうだろうと思います。私ももう少し足を運ばなくちゃいけないんですが、なかなかできません。

課長は足を運んでいると思うんですが、今の路面の傷みの状況を見て今後の計画どのように考えて、確定はしていないと思いますけど、課長の考えで結構ですが、どのような思いをお持ちですか。

○建設課長（日高 望君）

路面の傷みは立地的な部分もあろうかと思いますが。かなり寒暖差のある場所、アスファルト部分がどうしても寒さに弱いというようなところもございます。大型車両がやっぱりどうしてもハンドルを切るときに、かなりの部分的な重量関係がかかります。その部分がどうしても弱くなって、ちょっと穴があいたりとかっていう部分が多いのは実情でございます。

今だいき基金等を予算を組んでいただきまして、随時特に悪いような部分について

は、改修をしていっている状況でございます。それ以外の部分について、山岳部利用協議会等から観光まちづくり課等からの部分でそういう情報が入った場合については、うちの作業員のほうで現地に赴いて、車が通行に支障がないような形で補修をしていく状況でございます。

○15番（大角利成君）

さほど離合も心配なくスムーズにあって、特に苦情がないということで安心しました。御承知のように、早朝、朝早くから出発をして、そしてシャトルバスで楽しみにしている縄文杉へ行く道路であります。できるだけ振動のない道路、気持ちよく登山ができるためにも、計画的な整備をぜひやってほしいなということは、お願いをしておきたいと思えます。

それでは、3点目に入ります。

いわゆる終点、荒川登山道入り口周辺の駐車場についてお尋ねをいたします。

先程来お話がありますように、シャトルバス運行期間中における駐車場の利用状況につきましては、一般車両を規制していますから、バスのUターン場所での支障はあるものの、その他についてはさほど問題はないかと私自身思っております。

ただ、12月から2月までのこの車両通行規制のない期間中、どのように対応しているか、どのように判断しているかっていうことをお尋ねするんですが、先程来通行車両の台数も確認をしていないということですから、なかなか難しいところもあるんでしょうけれども、町としてこの終点の駐車場整備についてどのように考えているのか。

もし厳しい状況でなければ、スムーズに行っているということであれば、それで結構なんです。もし厳しい状況であるとすれば、今後どのように考えているのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

その3か月間に関しては、現状の駐車場で十分賄えているというふうに思っております。

ただ、駐車場の奥にありますシャトルバスのUターン場所については、いまだ未舗装でございます。ですから、不具合もあると聞いておりますので、ここの部分を将来どうするかということは、内部で検討しているところです。

○15番（大角利成君）

安心をしましたけれども、今シャトルバスのところが出ました。あの線路敷のところ、広場を借りて多分通常あそこにロープが張っていますけど、あれを外して奥のほうでバスはUターンするんだろうなというふうに私も現地を見て思ったところです。

先程申し上げましたように、私も久しぶりにこの12月1日に上がってみました。当時、あの駐車場にはラインは少し消えて分かりにくいんですが、私は9台か10台は白線が引

かれています。そこに1日の場合ですと、その駐車場周辺に14台が駐車されていました。

そして、そこからちょっと手前のほうといいますか、上がったところの路肩に3台、17台駐車してありました。そして、うち9台がレンタカーでありました。途中私が三差路から下がっていくときに、数台離合しましたから、何台かいたと思うんですが、私は規制した初日だから、少し心配をして実は上がったんですが、まあまあうまく何とかやっているのかなと。

まだ途中にたくさんいるんじゃないかなと、車があるんじゃないかなと思ったんですが、3台だけでしたから、安心をしたところです。

今のところスムーズに行っているということですから、それでいいと思いますが、先般私も議会で屋久島電工の地下発電の視察をいたしました。そのときの屋久島電工の職員のお話ですと、将来的に尾立ダム的一般者のいわゆる見学、これについてもやっぱり会社側で今検討をしているんだというお話がありましたが、そうなりますという、あの入り口、ダムの周辺にやっぱり車を駐車するスペースが少し必要かなというふうにも、私現地を見ても感じたんですが、先般課長とお話ししましたら、このことについては、町のほうも尾立ダムのその一般見学については話を情報を得ているということでしたけども、それについては町長はどのような考えをお持ちですか。整備をもう今のままでいいのか、あるいは尾立ダムの入り口にもう少し何台か車が止められるようなスペースが必要とお考えかどうか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

整備は必要だとまず考えております。現状では少ないだろうと思っている。屋久島電工さんとは尾立ダムの見学と、あと今議員もこの間見られました第2発電所のあの辺から下りていく、あそこも観光地として開放してくれないかという話をずっと前から、私が就任をしてから色々と相談をしてまいりました。

尾立ダムも、そういう開放をという方向にあるんですけど、あれももうできて60年になるんで、もう言えば造りかえなければいけない時代が、もうすぐそこに来ているというときにどうするのかというのが、見学開放をするには、じゃあ手すりも何もない上ですから、あそこにそれなりの安全柵もつけなければ、開放するわけにはいかないだろうという話をしております。

ですが、そういうところを開放して、屋久電さんと一緒になって新たな何でそういうことをっていいますと、やはり2050年に向けて脱炭素のそういう面では、あの発電所っていう部分を見てもらおうっていうことが大事なのかなと私は思っております、今まで何十万と人来られましたけど、うちが民需電力を全て水力だっていうことは、ほとんど知りません。

来てびっくりするというか、「ええ、そうなの」っていう人沢山います。ですから、

そういう面では、もう一方では、この2050年に向けて屋久島がどんなまちづくりをしていくかっていうことも大事だというふうに思っておりますので、そういう面では、ぜひ尾立ダムは議員が言うように、見学ができるような方向でやりたいと。

そうすると、当然あの周辺の駐車場整備は、やらなければいけないというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

尾立ダムにつきましては、私は職員時代からも屋久島電気さんともお話をしたことがありました。島民、特に子どもたちの学習の場、大事だと思います。

通告していなかったんですが、分かる範囲でいいんですが、例えば今この一般車両を規制をしている期間中であっても、子どもたちの教育に使うそのバス等の通行については、許可をしているのでしょうか、それとも今までそういう問合せはなかったのでしょうか。分かる範囲で結構です。お聞かせください。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの御質問ですけれども、そういった規制は今のところ聞いておりませんで、小杉谷におきましても、そういった環境プログラムで利用はされているというふうに受けております。

○15番（大角利成君）

先程町長もおっしゃいましたように、やっぱり皆さんに知っていただく、そして子どもたちにも学習の場として私はぜひ教育の場所としての提供もすべきだと思うし、そのことも町としても屋久島電気さんにもお願いをしていただきたいし、併せて車両が安心してあの周辺に駐車できるような、そういうスペースをぜひ考えていただきたいと、このように思っております。

最後になります。4点目です。

町長、近い将来って申しますか、この町道荒川線、屋久島公園安房線、それから白谷雲水峡線同様に、町道から県道に管理をお願いする、そういう考えはお持ちでないですか。

○町長（荒木耕治君）

今県道移管に関して、議員が言われたようにヤクスギランド線、白谷線、これは当然一日も早く安心、安全で通れる道をつくってくださいということで、県には再三再四会うたびにそういうことはお願いをしております。

ここ2年ぐらいやっと少しずつ予算も増えてきて、例年よりこの10年ぐらい予算少なかったんですけど、ここに来て少しずつ増えてきて、今やっています。

残念ながら、私が荒川線を県に県道移管をしてくださいと書いたことはありません。今日言われて、今そういうふうに思っていますけれども、実は私はあの淀川線を県に県

道にしてくださいという話はしてはしまして、あそこのほうが距離もあるし、道も悪いし、結局何でそう言ったかっていうと、今健常者は縄文杉に行けますけれども、例えばお年寄りとか障害のある方々は、縄文杉と同じ年代の杉が、もうバスから降りたそこで見えますよという、そういうものをつくってあげたいなという気持ちがあって、位置が悪いですから、それを今お願いして、なかなかこれ難しいですけども、今度は議員がそういう提案ですから、その荒川線と淀川線と2つを言い続けることが大事だと思いますんで、これから先には議員の思いも一緒にそういうお願いを検討していきたいというふうに思っています。

○15番（大角利成君）

私も淀川線のことも気にはなっています。ただ、利用頻度から考えると、私は荒川線かなと、こう思ったもんですから、今回町道荒川線のことを持ち出しました。

今から歴代知事と意見交換をしたかということをお聞きしようと思ったんですが、ないということでございました。

熊毛郡区の2名の県議とは、何かの場でもいいですけど、このようなことを話題にしたことはありませんか。

○町長（荒木耕治君）

残念ながらございません。白谷、ヤクスギを早くしてくださいというお願いと、あとは西部林道を離合できるようにしてくださいという、ここは観光客が大きな事故はないんですけども、接触事故とか、そういうのをレンタカー結構多いみたいで、そういう苦情も色々聞いていますんで、ここなんか離合するように何とかしてくださいという話はしましたけど、今この荒川線に関しては、そういうお話はしておりません。

○15番（大角利成君）

思いは一緒だということを確認ができましたんで、それで安心をしたところであります。

何遍も繰り返しますが、いわゆる里の道路も大事ですけど、屋久島山間部のほうの道路は大事になります。そして、県道、町道の冬場の通行止めも、鹿児島県民がびっくりするぐらい、屋久島は何で通行止めなのっていうのは、電話も来たりこうします。それぐらい大事な私は路線だと思っていますので、急には県道移管もいかないというのは、私も重々承知しています。ただ、どこかでかやはりその話を出して、そして熊毛選出の県会議員をはじめ、知事にもそのような話を何回となくすることで、また考え方も違って来るだろうし、あるいはまた、島民のそういう意識も上がってくると。ぜひ利用者がさらに安心、安全に通行できるように、そのような道路として整備をすること、特に県道移管になるまで、そういう時代が来るまで、町道ですから町のほうで責任を持って、ましてやここ議会ごとに道路関係に関する損害賠償の案件の報告も受けております。特

に、路面のこの傷み、あるいは場合によっては安全確保のためのガードレールも必要かと思うんですが、ガードレールについては先程来話があったように、バスの大型化等で厳しい面もあるかと思えます。ぜひ安心してできる道路整備に努力をしていただきたい、このことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。14時15分から再開します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、小脇淳智郎君に発言を許します。

○3番（小脇淳智郎君）

失礼します。先程大角議員から20分延長とタイムをもらいましたので、ゆっくり話をさせていただきたいと思えます。それは冗談ですけれども。

議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

1つ目、屋久島の今後の歯科医療の展望について、2番目、町民の充実した健診について、3番目、火葬場の処理問題についてを問いたいと思えます。

1つ目の現在の歯科医療についてですけれども、少し話をさせてください。

私は、屋久島生まれの屋久島育ちです。高校は鹿児島で3年間過ごし、大学は東京の日本歯科大学を卒業した後、青山の開業医に2年ほどお世話になり、鹿児島の市立病院、歯科口腔外科とたばこ産業に出向して診療に携わってきました。

昭和62年の8月から現地で開業しまして、小学校の頃から夢でありました歯科医になって意気揚々と帰ってきましたが、離島の診療は都会の診療とは違い非常に難しく、諸先輩方に相談をすることがよくありました。

私は、小学校の頃は安房に渡邊歯科、宮之浦に安房から移転したヒダカ歯科があったように思います。その後、ヒダカ歯科が廃業されて、宮之浦には歯科医がいない状態が何年か続いて、今開業されている荒木先生も、安房までバスで治療に来たというのを聞いています。

そこで、宮之浦に全く歯科医がいなくなって、先代の荒木町長は、東京で仕事をなさっていた松田ミキオ先生を一生懸命口説きに何度も東京に行って、猛アタックして、やっと屋久島に連れ帰ったというエピソードを、松田先生は僕の先輩であり、日本歯科大学の卒業生だもんですから、時々それを聞かされていました。

後に、松田先生は永田に診療所をもう一個造り、この頃は2か所診療が許された時期

でありまして、360日ぐらい働いていたってという話も聞いています。

そこで、今熊毛でも非常に後継者問題が自分らの仕事の中では取り沙汰られていまして、荒木先生、渡邊先生、僕、3人とも65歳の前期高齢者です。まだ我々が元気なうちに、次が出てこないであろうという前提というか、荒木先生のところは、息子さんが帰ってくるかどうか分かりませんが、他の2人の歯科医には、子供が継ぐような状態にありません。そこで、どうしても先代の荒木町長のこともありますし、今のうちに行政として少し力を貸してほしいと、何ができるか分からないんですけども、何もしないよりはいいんじゃないかという思いで、これを質問させていただきました。

例えば、開業医に屋久島でやる気持ちがある人がいるかとか、あるいは鹿大の学生に離島で診療する気持ちがあるかとか、そういうのをアンケートだけでも取り組んでいただきたいということについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

小脇淳智郎議員にお答えをします。

前段で荒木町長が口説いて歯医者、松田先生を連れてきたという話をされましたけれども、本当に猛アタックをしたかどうか私は、そばにいてよく分かりません。

ただ、覚えているのは、よく食事をしたり、こっちに来られてからよく天文館で飲んだり、ゴルフをしたり、そういうので一緒にいる時間はすごく見ておりました。私も松田先生に歯の治療をしてもらった一人でございます。そういう思いを今、小脇議員の話聞きながら、何か懐かしく思っていたことでございます。

それではお答えをします。

歯科開業医の皆様におかれましては、本町保健福祉行政に対しまして常日頃から御理解、御協力を頂き、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

現在、本町では歯科医療機関は、議員が経営をしておられます小脇歯科医院をはじめ、個人開業の歯科医院が3院、屋久島徳洲会病院内の歯科口腔外科、合わせて4か所で診療が行われており、町民が県本土まで渡航せずに診療が行われている状況は、町内歯科医師の皆様の御尽力によるものと感謝をしております。

御質問では、開業医の方々も同世代で年齢的にも高齢となっていており、いつまで自分たちが診療できるのか、また、今後本町における歯科診療医がどのようになっていくのか、懸念をされてのことと思います。

本町におきましては、具体的な計画等を策定はしておりません。それは、今すぐに診療することができないという急遽的な事態であるとは考えにくく、中長期的な展望で見えていくことが重要であると考えからであります。

かなりレベルの高い診療を屋久島で繰り広げられるようになってきたと思っています。

今後、その歯科医を廃業された後に、町長がおっしゃったように色々話し合っただけで決まっていましょうというのを頂きましたので、僕らも地元出身で歯医者になりたくて、歯医者になって地元に戻ってきましたから、できる限りの協力をさせていただいて、前向きに考えていただけるようによろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問にいいですか。あ、回答する。すみません。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今小協議員の熱い思いは、十分理解をしました。まだ前期高齢者ですから、後期高齢者までは10年ありますので、その間にですね、せっかくなにか御提案も頂きました。私も、そこに来ないとなかなか動かないという面もあります。だから10年先を見据えてということもありますけれども、それは5年先かもしれませんので、そういう場をですね、つくってぜひ前向きに進んでいきたいというふうに思っております。

そしてもう一つは、今度観音会が尾之間に施設を造ります。今はっきりはしていませんけど、そこに何か歯科医師さんが出てくるような話も今、まだ決まってははいませんが、そういうふうに思っていますし、実は個人的に徳洲会に今夫婦で働いていらっしゃる先生がいるそうです。その子供さんが何か歯科医らしくて、将来的には屋久島で歯科をやりたいというような思いがあります。

個人的な意見を持ちましたら、すごく歯医者には私は世話になっているし、松田先生に世話になったんですけど、もう松田先生から「お前の歯どうしようもない」って投げられて、そして鹿児島県の歯科医師で、「もう45歳で君は総入れ歯だ」って言われて、それでその時代に、今、屋久島でインプラントっていうのはやらないですけども、私は27年前にインプラントの手術をしました。

ただ、総入れ歯が嫌で、なんか総入れ歯以外に方法はないんですかって言ったら、いや、保険は効かないけど、今からはインプラントのこのこれがということですね、大変な思い、もう口の中全て、口の中のやる手術は全てやりました。歯茎から、皮膚の移植から何から、そういう面ではですね。

ですから、歯は小さい時からちゃんときちんとしていかなければいけないと身をもって体験をしまして、子供たちには今、特に孫は歯がめちゃくちゃ並びが悪くて、矯正をやらせたりですね、そういうことを今やっている。非常に大事なことだと思いますので、ぜひ議員と一緒にそういう場をつくって、屋久島の歯科医がゴールデンタイムっていいですか、今この時代をずっと続けられるような、そういう環境づくりをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○3番（小脇淳智郎君）

ありがとうございます。提案した甲斐がありました。もう町長の顔ばかり見ようと

思って、老眼鏡外していたら、こっちが全然見えなくてですね、すみません。

次に移ります。町民の充実した健診についてなんですが、今、町民の健やかに生活する一助として大変有意義な健診をされています。

担当課の方には大変頭の下がる思いですが、健診後どうしてもちょっと要検査とか、そういう手紙が来たときに、徳洲会に診療科がない場合は、どうしても鹿児島に行ったり、また手術受けたらという、色々島外に出ないといけないような通院したり、入院したりというのがあるんですが、これは、決算委員会では質問したら、そりゃ医療控除で受けられるんじゃないかという話も出て、それは承知しているんですけども、どうしても特殊な場所で、屋久島から出て、せっかく見つけていただいたのに、回数とか交通費がかかって行けなくなったというようなその事例を、どうしても件数を減らしたいという思いから、できればそういうところまで補助していけないのか。少しでもいいと思うんですけども、そこあたりはどうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

現在、屋久島町では、国保加入者向け特定健診、後期高齢者医療保険加入者の長寿健診を行っているほか、各種がん検診を実施しており、料金については特定健診、長寿健診は自己負担なしで受診でき、かかる費用として1人当たり5,700円を町が全額補助しているところです。

また、ほとんどのがん検診については、委託料の約3割を自己負担とし、約7割を町が補助している状況であります。町民にとって少しでも安価で受診ができるようにしているところです。

集団健診、あるいは健診を受けた方で精密検査に該当する方は、各種項目、各種健診等で存在し、令和3年度においては579名の方が精密検査の対象となり、462名が精密検査を受けている状況であります。

基本的には、乳がん検診以外の精密検査につきましては、島内医療機関で受診可能であり、島外で急性期の治療を終えた方につきましても、紹介状を持参頂くことで、引き続き島内医療機関での治療が可能であると考えているところです。

町単独の補助はできないかという御質問ですが、島外受診に対する渡航費用や診察費等の補助を行うとなった場合、膨大な予算が必要となることが予想をされ、財源の確保が必須であります。

また、仮に補助が可能となった場合でも、これまで島内で受診していた方々は、島外受診に切り替える懸念もあることから、慎重に検討しなければならず、現状におきましては、集団健診の受診者数が伸び悩んでいる状況であり、早期発見・早期治療を促進するためにも、受診率向上の対策を優先し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○3番（小脇淳智郎君）

ありがとうございます。分かりました。話は分かるんですけども、やっぱり財源確保ができないという話に最終的に全ていってしまう、先へ進まないような状態になりますね。

これはちょっと話が飛ぶんですけども、実は先程配った課題のこの障害者用の治療、福祉のほうにも関係あるんですけども、この子供たちは、僕ら歯医者が呼ばれて行っても、普通は虫歯の小さい治療、あるいはブラッシング指導ぐらいしかほとんどできないです。それでも、それも虫歯の治療は別に器具を持って行って、そこでするんですけども、その器具自体も200万円ぐらいするんですよ。旧屋久町の場合は、保健衛生課がそれを買って与えてくれましたので、それを活用しながら僕は回っていました。今は自分でそれを買って、在宅でいる患者さんとか、そういうところも始めて、子供たちののは年に1回ぐらいしか呼ばれないので、回数としては少ないんですけども、行っている状態です。

この子供たちも、言えば僕が言いたいのは、精密検査を受けて乳がん検診以外は全部できるじゃないかと言われても、人の命、徳洲会で全部預けますかと言われてたときに、全員「うん」というのも少なく、実際の話。やっぱり鹿児島からちょっと大阪ぐらいまでは、どうしてもちょっとお金がある人は専門医に回りたいってということもあると思うんです。

この子供たちも、口腔内の環境がすごく悪くて、結局お金がなくて行けないのと同じ状態にはなっているんですよ。

これは最初、今佐藤先生っていうのが載っているんですけども、佐藤先生は、鹿大の小児歯科にいまして、それでアルバイトでオク歯科っていうところにいました。それで知り合いになりまして、種子島は施設に入っている子供たちも多いので、まず種子島を皮切りに、熊毛歯科医師会が呼びまして、勉強会と最後治療まで。

先月は、もう屋久島も呼んでくれっていうことになって、受皿を徳洲会病院にしてもらいました。2日間で大体30人ぐらいの来院があったそうです。よかったねっていう話を岩山先生なんかともしたんですけども、来年は1月12日に佐藤先生が来て、また徳洲会でやるんですけど、さっきの後継者の話とも少しつながってきますけども、こうやって鹿大なり何なりを呼びながら、何か道筋をつくって行って、今までにないレベルの少し高い、屋久島ではできなかったことをしながらという先生方を呼ぶと、そこにまた屋久島に行ってみようかなと、屋久島で開業してみようかなというのも出てくるんじゃないかと思います。

何かどうしても予算が欲しいという話到最后はいってしまうんですけども、できれば前向きに考えてもらって、健診をただけで、後はもうよかじゃないかと、いいじゃないかと

いかと、そういうんじゃないくて、できれば見つけてくれるのであれば、最後まで面倒見てよと、それを言いたいです。そこ辺りはどう思いますか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるとおりだと思います。早期発見、早期治療と言われるように、早く見つけて早く治すというのが基本でしょうから、今の議員のおっしゃることは私もよく分かります。

ですから、こういうものがあるのであれば、町も進んでそういうことはやっていきたいというふうに思います。

○3番（小脇淳智郎君）

ありがとうございます。何か今日は色々質問してよかったなという気持ちにも、何かすごくなっていますけど。

最後にですね、はい。最後に、火葬場の問題って歯医者は全然関係なかろうがって思うんですけど、僕ら妊婦健診から在宅のお家、亡くなるまで、ゆりかごから墓場までを担当していますんで、墓場の話じゃないですけど、火葬場の話を。

どうしても口の中っていうと、金属がいっぱいありまして、これちょっと言葉を間違ったんですけど、その残骨灰の処理自体はどうされているのか。僕らは歯科医としては、たまってきた口の中の金属は、処理会社に一度出しまして、それでお金を頂くか現物ももらうことになっています。それをそういうふうな処理をした場合は、種子島税務署にここはですね、管轄は種子島税務所に申告するようになっています。

火葬場のその残骨灰は、普通遺骨を頂いて、残ったその小さい骨も遺族が処分しているですよというような感じの処理になると思うんですけど、その灰を町はどういうふうな契約で渡しているのか。あるいは、単独でもう町がやっているのか、そこあたりから教えてください。

○町長（荒木耕治君）

屋久島葬祭場は、平成23年9月から運用が開始をされ、現在までの間、平成28年11月と本年5月の2回、それぞれ業務委託契約により島外へ搬出し、適切な処理を行っています。

本町における残骨灰の島外搬出については、施設建設前の火葬場整備検討委員会において協議がなされ、残骨灰は基本的に故人の御家族が持ち帰ることが適切であるが、持ち帰りを希望しない場合は、1件当たり1,000円の別料金を負担し、火葬場で一定量を保管した後、町が残骨灰を適正処理業者へ引き渡し処理することとなっています。

本町での遺骨の取扱いは、屋久島町火葬場庶務規定第2条において、霊柩及び遺骨は丁寧に取り扱い、礼を失するような行為があってはならないと定めており、残骨灰についても、国民の一般的な宗教的感情に適して処理する必要があるとの認識から、平成28

ていただいておりますので、恐らくっていいですか、一応確認はいたしました、基本的に売却した金属に有する経費は処理のほうに回して、実際今年度の委託料が7万7,000円程度と。

ちなみに、28年度の委託料が12万3,120円でした。さらに、広域連合時代、大体2 t車、我が町で大体5年で2 tたまるような計算で出しているようではございますけれども、広域連合時代は、2 t車1台大体50万円と、ざっくりした計算ですが、そのような委託料がかかっていたという報告を職員から受けてございます。

以上です。

○3番（小脇淳智郎君）

委託料がだんだん安くなっているのは、喜ばしいことなんですけれども、これやっぱり中身を何が幾らだったとか、そういうふうな、この業者に頼む方法としても、町が単独でやるかやらないか、やった後に金銀で自治体に戻すのか、戻さないで売って、その中でこういうふうに払うのかというふうに、4種類ぐらいパターンがあるように思います。

そのパターンの中で、今もうざっくり、結局頼んだらもう終わりみたいな、お骨の部分はすごくいいことやと思うんですけれども、僕が説いているのは、金属はどうしているんですかって、金属のお金は幾らだったんですか、もしその委託料を少し多めに払っても、有価金属がたくさん出るような屋久島町であれば、それは町の財政のほうに回してはいいんじゃないかっていう問いをしているわけで、もうちょっと調べていなかったらですね、調べてもらって、それで色んな人の意見を聞いて、町の財政に少しでもプラスになるようであれば、その頼み方もちょっと考え直してほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

残骨灰が言葉は悪いですけど、残骨灰がお金になるということですよ。私どもはそれで終わりかっていう話だったんですけど、今小脇先生や今日議員が言われるように、歯医者さんでもそのくらいの金額が出るということですから、今聞きますと、大体5年に一遍契約をやり直すということでございますから、今言われるように、7万円で契約をしても、要するに向こうはそれ以上のプラスになっているんだろう。その金額がどのくらいあるかは分かりませんが、次にそういう契約の話をするときに、今議員がおっしゃられたようなことを引き合いに出して、色んなことをやって、少しでも町にプラスになるようなことであれば、そういう契約のやり方をできるように、次の機会にはそんなふうにやってみたいというふうに今思っています。

○3番（小脇淳智郎君）

どうしても歯医者という職業柄、金属に目が行ってしまうんですけど、自分はある程

度そのニュースが広がって、そういうところに焦点が当たってくると出てくる話で、そのうち出てくるんだろうと思いますけども、たまたま自分が歯をやっていて、金属に興味があるものですから、僕たちはどうしても口腔内から出たその金属を専用業者に分析を頼みまして、その後出たお金は、ちゃんと税務署に届けるという作業をしていますから、もうてっきり屋久島町もそうしているであろうという前提で話を聞いてみましたが、全然全くやってなかったのが、僕が聞いたのは羽生係長だったんですけど、「してないよ」ということだったので、これはもったいないなど。

そういう亡くなった方の御好意でという言い方はおかしいですけど、ある程度の財源を確保できそうな、2 tトラックでその1 %でも200 gぐらいあって、200 gっていうと、もうそこで180万円ぐらいあるんですよ。

だから、ほんのちょっとある金属でも、本当に粉になっている金属でも専用業者が行くと、もう全部分析して集めて、それでやってくれます。だから自分が言いたいのは、こういうのもありますから、もったいないですから申し訳ないですけどちょっと調べてくださいと。またの機会に聞こうと思います。

ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹君）

終わりですか。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月9日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時53分

令和4年第4回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和4年12月9日

令和4年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
14番 渡邊博之	<p>1. 福祉充実について</p> <p>(1) 補聴器補助についての町長の認識をお聞かせください。</p> <p>(2) 学校給食費の父母負担軽減について「時期が来たら実施する」と答弁しているが、その時期とはいつのことかお答えください。</p> <p>2. 政治姿勢について</p> <p>(1) 口永良部島水道工事における国庫返納の弁済を求める住民訴訟を起こされているが、町長の見解をお聞かせください。</p> <p>(2) 町内遠地から屋久島高校に進学する生徒のための寮または下宿体制の必要性と可能性について町長の認識をお伺いします。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
7番 岩山鶴美	<p>1. 屋久島町育英奨学資金について</p> <p>(1) 収納の成果があがらず、苦心している現状をどう捉えるのか伺います。</p> <p>(2) 今後の大きな課題として屋久島にUターンし働く人に返済免除等をする考えはないか伺います。（人材不足の解消に繋がる）</p> <p>2. 福祉の人材不足について</p> <p>人材バンク登録の必要性について伺います。</p> <p>3. 公共交通機関の不足について</p> <p>(1) 島民の利便性を考える時、現状をどう捉えているか伺います。</p> <p>(2) 観光立町として町は現状をどう捉えているのか伺います。</p> <p>(3) 今後の対策を伺います。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>4. 世界自然遺産登録30周年について</p> <p>世界自然遺産登録30周年を迎えるにあたり町は何を明確にしようとするのかを伺います。</p>	町	長
5番 眞邊真紀	<p>1. 子育て支援センター開設について</p> <p>(1) 来年4月に開設予定であった子育て支援センターの改装工事が開始されておらず、開設が延期になったが、今後の見通しは。</p> <p>(2) 開設について、町民への広報の時期は。</p> <p>(3) 開設に向けて、実際に利用する世帯や専門職の意見聴取が必須であると考えているが、実施予定はあるか。</p> <p>2. 町長の交際費について</p> <p>(1) 今年7、8月の交際費公開情報の一部修正をしているが、具体的にどのような修正をしたのか。</p> <p>(2) 昨年まで贈答した町産品PR贈答用の贈答品が8月には贈答をしていないが、贈答品の見直しをしたという認識で良いか。</p> <p>(3) 9月議会一般質問にて衆議院議員への贈答について質問した際、報道は「想像」と答弁したことについて説明願います。</p> <p>3. 口永良部簡易水道工事補助金返還について</p> <p>住民訴訟の町側の答弁書には、元担当職員が虚偽報告書を独断で提出したという内容の記載がある。一連の件について、議会での説明には一切なかった内容である。答弁書にて主張していることが事実であるとすれば、最も重大な問題について議会に報告をしていないことになるが、いかがか。</p>	町 町 町 町 町	長 長 長 長 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

おはようございます。日本共産党の渡邊博之でございます。

通告に沿って質問をしてみたいと思いますが、その前に、馬毛島の軍事基地建設について一言申し上げたいと思います。

11月29日、最終認定権を持つ鹿児島県知事が、アメリカ軍のFCLP訓練を主眼とする馬毛島の自衛隊基地建設を容認することを表明しました。

西之表市長がこの1年、ボーリング調査の許諾、馬毛島の学校跡地などの市有地の国への売却、基地交付金の受領の応諾、また自衛隊員住宅用の土地売却など、次々と防衛省への譲歩を重ね続けてきました。外堀が埋められた状況になってきているとはいえ、まず市長選挙で示された市民の意思はいまだ不動であり、また、基地建設に対する市民や郡民の不安と疑問は、防衛省が繰り返し説明してきたにもかかわらず、ほとんど払拭されていません。

このような状況下で下した知事の容認発言は、騒音や漁業や自然破壊、戦闘機の墜落などの危険とともに、戦争になれば相手国の攻撃の標的になる現実性を容認することであり、種子島や屋久島の文字どおり命と暮らしをないがしろにする暴挙と言わなければなりません。厳しく抗議するとともに、発言の撤回を強く求めるものであります。

以上申し述べ、質問に入りたいと思います。

今回私は、福祉の前進を願う立場から、補聴器補助について、学校給食の父母負担軽減について、口永良部島水道事業をめぐる訴訟を受けての政治姿勢について、最後、屋久島高校について、順次質問を行ってまいります。

まず、補聴器補助についてです。

この質問は、町議選挙で掲げた私の公約の一つですが、質問するのは今回が初めてになります。いきなり実現すべきと求めることは簡単ですが、その過程においては、双方

の認識の一致は不可欠で、そのための議論の積み重ねが実現へ近づくものと考えています。もちろんサプライズの答弁をお断りするつもりはないことを申し上げ、まずは、町長の補聴器の補助に対する認識をお尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。渡邊博之議員にお答えをします。

補聴器補助事業は、基本的には2つの事業で現在実施をされております。

まず1つ目は、国の事業で、身障者手帳所持者や法で定める難病の方で補装具により身体機能が改善されるものとなります。課税世帯は1割負担で、残りを国が半分、町と県が4分の1ずつの補助となっております。非課税世帯の負担はありません。

2つ目は、県の事業で、軽度・中等度の難聴児童で障害手帳がなく、国の補装具費の対象にならないが、児童が学業などで困難が生じている場合、医師の判断も取り入れて補助する事業です。個人負担が3分の1、残りを町と県により2分の1の補助となります。

なお、補助については事前手続が必要で、購入後は対象とならないため、先に窓口での相談をしていただいております。

○14番（渡邊博之君）

今2つのことでその認識は一致していますが、厚労省が発表した中に、難聴との関係ですね、これが認知症だとか、それから鬱病だとか、そういうことにつながるというそういう見識を示しているわけですね。それでもう少し全体を明らかにしますと、2012年、大分古いんですけども、認知症が462万。そして、団塊の世代が高齢化を迎えるその段階に入るときには、700万人の認知症が想定されるという発表をしているわけですけども、これは高齢者の4人から5人という大変大きな認知症の数値であります。この認知症の大本に難聴があるということから、この難聴に対する対策をやはり早期にすることがこの認知症の数を減らすことにつながると。もちろんそれだけではありませんで、さっき言いましたように鬱病との関係でも非常に深刻だということが厚労省も認めております。

そうやって難聴が認知症になるということは、難聴だとなかなか聞こえない。そうすると、そういう会話ができなくなる。そして社会的にも孤立していくと、そういう過程が想像されるわけですね。ですから、補聴器をやはりしっかりとつけて、そういう孤立化を防ぐというのが専門家の強調しているところであります。

日本は世界に比べて補聴器利用が非常に少ない国になっております。デンマークが48%、5割近い方々が補聴器を積極的に利用していると。それからイギリスが42.4%、アメリ

カが30%。これに比べて日本が13.5%、非常に低いことが分かります。

それを前提にですね、要するにそういう難聴に対して行政の取組としては、やはり難聴にならないような、あるいは難聴であったら補聴器を勧めて、そして社会的参加あるいは周辺とのコミュニケーションが取れるような、そういう環境をつくるのが大事だということになるわけですね。そこに補助という、言ってみれば補助があれば、これは背中を押すということになるわけですね。

この補助、支援というのは、ばらまきと捉えがちなところもありますけれども、決してそうじゃなくて、やはりいいことであれば補助があるからやってみようかと、そういうことにつながるんだというふうに思うわけですね。ですから、補聴器の意義というのは私の考えでは、その人の健康的な人生をしっかりと支えて、そして家族や地域の負担、財政面での負担軽減にも将来つながっていくと、こういう意義があるというふうに思いますけれども、この辺の認識は、町長いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることはよく理解をしています。私の周りにも難聴でそういう器具をつけている方もいらっしゃいます。ただ、先程13.5%、日本人は少ないという数字も示しましたが、私の周りの人の話だと、つけていても面倒くさいとか、なかなか聞こえない、自分が大きな声でしゃべる、そうすると、器具をなかなか持っているけどつけないとかという方も、しばらくつけていたけれども、もうつけないとか、そういう方もいらっしゃいます。実際、本町でどのぐらいの方が補聴器を使用していて、そういう難聴の方とか、そういう数的なものも調査してみたいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

現状がどうかということをしっかり把握することが大事だと思うんですけども、なかなかそういう、今難聴者が何人いるかとかいうデータというのは目にしたことがないんですけども。ただ、厚労省がこうやって調査をして数値を出しているということは、どこかにこれを探すポイント、あれがあるんじゃないかというふうに思うんですけども。ぜひやはりこれを進めるためには、現状がどうなのかということの把握が必要だと思うんですけども、そういう手法は何か手がかりがありますか。どうでしょう。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問にお答えになるかどうか分からないんですけど、私も少し勉強をしてみました。島内で出入りしている会社の方々とか、それから直接鹿児島とかほかの県外で買っているの方々等もかなりいるようなので、数値としてそれを把握するというのはなかなか困難な部分もあるかなと思っています。

ただ、ちょっと余談になりますけど、県外とか県内でこの事業を実施している市町村がどれほどあるのかというところを調査をしてみたんですが、ちらほら出てきていると

いうところではあるんですけど、皆さん非常に補助額が小っちゃいんですよ。ですから、先程議員がおっしゃられたように、後ろから押すという程度のものでしかないのかなど。非常に補聴器は高価ですので10万円を超えるものが多分ほとんどでしょうから。ただ、最近電子機器で1万円以下で補聴器というほどのものではないんですけど、サポートする機種も出てきているように聞いていますので、先程町長が言われたようにも、面倒くさいから外すというふうな方々にとって、色んな朗報というのは聞かれるのかなとちょっと思っています。

ですから、もう少し県外、県内を含めて、この要綱等をつくっていらっしゃるところがちらほら出てきている中を見ながら、我が町も検討はしていく必要があるのかなと考えております。

○14番（渡邊博之君）

今はもう町を介して補聴器という道があんまりないですから、やっぱり電気店だとかそういう専門店に行って購入をするということがあります。

全国の広がりであれば、鹿児島県は今、曾於市が多分やっているというふうに思うんで、そこは大きな参考になるんじゃないのか。こういう根拠、その制度を導入した根拠が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

補聴器の補助の必要性というのも町長も認識をされた。そして、それがその人の将来を大きく左右するものだというのも理解していただいたというふうに思います。すぐということにはもちろんならないと思いますけれども、ぜひこれからの政治の課題としてしっかりと位置づけて、色んな検討も研究も探求もしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2番目に入ります。

学校給食の問題ですけれども、余談ですけども、政治には流れというのがありますよね、時流といいますか、スタートは緩やかなもちろん流れになりますし、それから急流になって激流に変わっていくと。激流になるということは、もう止められない。時には政権をも倒すというような、政治の大変化を起こすような、そこにそういう政治の流れがあるというふうに思うんですけれども。今、補聴器は本当に緩やかな流れです。それでも着実に全国に広がっている、そういう流れであります。

それから子ども医療費は、私は既に激流だと。全国の8割の自治体で色んな形で子ども医療費の無料化を実施しているということは、もう止められない流れだというふうに思います。

その中であって、今日今からお尋ねする学校給食は、やはり急流になりつつあると。流れが急速に進んできているという、そういう段階にある課題だというふうに思うんで

すけれども。この問題について、私はこれまでも町長と何回も議論をしてきました。既に南種子町では無料化を進めている。西之表市では第1子について無料化を進めているということでした。私は4年間、議席は空白があったんですけれども、昨年12月議会、この間にあった町長選挙で、町長が学校給食の父母負担の軽減を公約しているということを指摘をした際に、そのことは覚えてますと。そして、時期が来たらやりたいと考えているというふうにおっしゃいました。その時期がいつなのか、明確にお答えを頂きたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

私のほうでお答えさせていただきます。

まずは、学校給食費の現状について説明させていただきますが、議員御承知のとおり、今般の社会情勢等の影響によりまして、食材費の値上がりが続いておる状況でございます。そういう中、本町の給食費会計につきましても、現在大変厳しい状況となっております。

このような中で、令和4年度につきましては、町費負担の増額を検討しながら、給食費を保護者負担を値上げすることなく、そして給食の質を落とすことなく、安心安全な給食提供に努めているところでございます。

この食材費の値上がり等は今後も続くことが予想されますので、来年度以降、給食費につきましては検討が必要となっていくと思います。現在の保護者負担額を維持しながら、物価上昇分に係る給食費の値上げ分につきましては、これまでどおり町の補助金で対応する方向で内部協議を進めているところでございます。

こうした中で、給食費の無償化あるいは第2子以降の方の無償化等につきましては、現在、給食費会計の公会計化への移行、そして、給食関係の施設設備の老朽化によります施設再編の検討等、学校給食の検討事項を進める中で、議員が御提案されている無償化につきましても一体となって検討を進めるべきではないかと考えます。

それらの財源確保等の問題からも、現在の段階では大変実施は厳しい状況にあると考えるところから、今やるべき状況ではないのではないかと考えております。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

今、食材費の高騰、もちろん物価が高騰して国民生活を苦しめている。そういう意味では保護者の皆さんの生活も苦しくなっていくということになるわけですね。

それと、教育長は、だから厳しい、だから値上げはしない、できないというような見解ですけれども。では、南種子町とか西之表市がこういう状況で、無償化を変えて有料、一部有料にするとかということはないと思うんですね。その辺はありますか。例えば南種子が今回、物価高騰で無料化は難しいから少し負担しようとか、西之表市が取りやめ

るとか、そんな情報とか入っていますか。

○教育長（塩川文博君）

そのような情報は入っておりません。

○14番（渡邊博之君）

ですから、それは教育長の答弁ということですね。私が問いたいのはそうじゃなくて、教育長にじゃなくて、町長に、公約として掲げたことですよ、町長が。そして、私たちも議会もこうやって議員も公約をします。町長もちろんします。だけど、この公約は質的に違うんですね。私たちののは執行部の相手があるわけですから、そう簡単ではない。その合意を得るまではですね、そういう努力もしなければいけません。ところが、町長は執行権があるわけです。そして、約束したんですね。このことを問うわけで、教育長に話ししてもしょうがないんですけど、町長に戻らないと、この話は進まないということになりますから。

そこで町長、私はやっぱり公約はしっかりと守るということが、第一義的な問題だというふうに思うんですけども。もしできないとしたら同じような理由を述べられるかもしれませんが、しかし、やっぱり公約は実現する。財源は私はあると思っています。財調とかそういう基金の調整をすれば十分にできるわけで、これはやるべきじゃないですか。時期といえば来年は町長選挙になりますから、少なくともこの間にはしっかりと果たすという約束は私はすべきだというふうに思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私、給食の無償化を公約に、無償にするという公約をしていないでしょう。負担を軽減をすると。だから、今その負担軽減というのは、値上げの分をやってきたということです。だから、議員と一緒に医療費の問題も議員とやりながら、今、高校まで無償化にこれはやってきた。次は給食、そういう問題をですね、これを負担軽減をすると。だから当初、今度もそうです。その前に給食費を値上げするといったときに、それは町で、要するに父兄に負担をかけずにしなさいということで指示をして、そのときはそうしました。今回もその値上げがそういうこともありますけれども、それについては父兄に負担がかからないように、町でそういうことをやりなさいということにしておる。

ですから、先程も教育長が申しましたけれども、議員もおっしゃるように、無償化というのはもう世の流れ、これは私も重々承知をしております。ですから、それを今すぐやれる。南種子はやりました。中種子は今全然手をつけていません。西之表は来年度からやる。それは、余分な財源が入ってきたということから、今西之表市はそういうことでやっています。ですから、そういう事情もあります。ですから、議員の言われること私もよく分かります。ですから、一気に駄目でも第2子、第3子からやるかとか、そういうことは十分に承知をしておりますんで、もう少し時間を頂ければというふうに思い

ます。

○14番（渡邊博之君）

公約、4年間にやっぱり果たすべきだというふうに。無償化じゃなくて、ごめん、負担軽減、私言ったでしょう。無償化って言ったっけ。だったら取り消しますけど、負担軽減ですね。それで、色々と言いつきをしますけれども、4年前の選挙でコロナとか物価高騰とかないわけですよ。そういうのを想定してやったんじゃないで、純粹に父母負担の軽減をしますと。今こういう状況の中でも父母負担は軽減されてないわけですから、そこを言っているんです。財源はあるでしょう、町長。ノーとは私は言えないというふうに思います。財調とかですね、町民が困ったときに、やっぱりそこから支出する。そういう勇断は下すべきで、町が大変だからということだけは、私はそういう理由はつけてほしくないと思いますね。もちろんそれをカバーする、町民の負担をなくすようにカバーするということは、それはいいことですが、やはり町民も苦しいんだと、子育ても大変だと。そういう中で全国がやっているこの流れを私はやっぱり決断をすべき。しかも、公約をした。それを果たすべきだと思うんですけど。もう一度、駄目と言うんじゃないで、私はどっかでやるべきだと。

○町長（荒木耕治君）

やらないとは言ってないですよ。ですから、今子育てに対して、色んな国の制度、町の制度、色んなこと。私どもの子供の時代よりか雲泥の差で恵まれている状況に今来ているじゃないですか。そういうことを言うと、またそれとは別だって議員は言うんでしょうけど。今、議員のおっしゃることはよく分かる。自分もそういう気持ちはあります。ですから、私の任期の間には、給食費の軽減を約束します。

○14番（渡邊博之君）

無償はいいです。無償は次の私はリーダーに託したいと思いますけども。やっと希望する回答が得られたというふうに思います。でも、やっぱり大事です。町民に対する責任は町が持っているわけですから。国とか、それは色々ありますよ。西之表、余分なお金かどうか分かりませんが、それぞれの自治体の都合もあるでしょうけれども、やっぱり私は、町長は町民の立場、そして現状をしっかりと把握してつかんでやるべきだと。任期中にと。ただ、これが任期中にやるということ、町長選挙の前までには判断をするという解釈ですね、よろしいですか。町長、次の出处進退はいいんですよ、構わないで、その間にはやるということになると思うんですけども、もう一度お願いします。

○町長（荒木耕治君）

できれば新年度からやりたいというふうには思いますけれども、私もそういうふうには思っていますけれども。しかし、そこには少し時間もあれですんで、そういう方向性

はきちっと出したいというふうに思います。

○14番（渡邊博之君）

内容も聞きたいと思ったんですけど、どうもそういう状況じゃなくて。でも、やりたいという回答を得ましたので、この問題置きたいと思います、ここで。

次に、口永良部島の水道事業の不祥事についてお尋ねをしたいと思います。

私以前、この流れが住民訴訟につながる、そういう流れの中にあるということもお伝えしました。そのとおりに現実は進んできているわけですが。

ただ、この中身を見てみますと、原告のほうは100%、町に対してですね、町長を始め3人の方にいわゆる100%、1,600万円全ての責任があるという主張をしています。これに対して町は、希求権がないという立場で全面的に争う姿勢を示していますね。これは、そういうことは業者に100%の責任があるという主張を繰り返されると思うんですけども。私自身は、業者の責任は免れないと、素人考えですけども思いますし、ただ、町、いわゆる町長を始め管理に落ち度がなかったかということでは少し疑問がある。だから、どっちもゼロ・ゼロというような裁判の判断はないんじゃないかなというふうに思っています。

町長が主張してきた、業者に責任があるという立場を今取っていますけれども、それでは、早い段階で示した、減俸の関係者、町長を始め関係者の、これはどう解釈したらいいのか。裁判に差し支えなければお示しを頂きたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

令和2年度口永良部島簡易水道事業国庫補助金一部取消しに係る補助金返還について、補助金の取消しの理由は、鹿児島県知事の取消通知書に記載しているとおりであることを報告しているところですが、住民訴訟の原告には御理解を得られなかったと思っております。

町としては、町民に対して真実を明らかにする責任があると考えておりますので、応訴することとなりました。原告の主張が正しいのか、町の主張が正しいのかは司法が判断することになりますので、その結果を待ち、その判断に従いたいというふうに思っております。

○14番（渡邊博之君）

質問が違った形になりましたけれども。町が今主張していることと、告訴の前に町が始めた、動いた、業者に対する回収ですね、賠償金を回収するということでは、ここは符合するんですけども。ただ、こうやって告訴が訴訟が起こされたという段階では、私は白紙に戻すか凍結をするか、その動きをですね。凍結というのは、1社が分割で払っているという、そのことも止めると。あるいは最もいいのは、やはり裁判が始まったことで、これまでやってきた業者への回収、そして、予算も補正をして収入として上げ

ている。これ自体白紙に戻すことが、後々の混乱を防ぐための大事な布石じゃないかというふうに思うんですが、この見解はいかがでしょう。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

業者のほうに協力頂いて、今納めていただいているお金についてという質問ですが、町としては今回の訴訟において、今回の補助金返納に係る部分については、業者の工期逸脱が原因だと、要因だということで主張しております。そういう中で業者にその旨説明をした中で協力を頂いておりますので、これを一旦お返しをするということになりますと、町の主張が変わってくる場合もありますので、今のところこの取扱いについては現状のとおりとしたいと思っております。

○14番（渡邊博之君）

さっき言いましたゼロ、業者に100%責任があるというんだったら、その動きはいいわけですね。合理性が出てきますね。ところが、そうじゃなくて5割とか3割とか責任がありますよ、町に対してですね、当該者に払ってもらいなさいという結論が出たときに、これ業者に返金しなきゃいけないでしょう。予算も変更しなきゃいけない。こういう事態が想定されるわけですね。私が言っていることはそういうことなんです。100%だったら、さっき言ったように町の主張が通るんだったら、今の流れはいいかもしれませんが、そうじゃない場合を考えたときには、私は白紙が一番ベストだというふうに思っています。最低でも凍結という形、これ以上動かない。業者に対しても支払いがあればそれは一応凍結すると。これは最低限大事なことなんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○副町長（日高 豊君）

先程総務課長が申し上げましたように、現在の私たちの取っております立場は、訴訟においての主張をベースにしておりますので、今議員がおっしゃられるようなことを想定して準備をするということにはならないのかなというふうに思っております。ですので、裁判において結論が出た後については、当然に今議員が言われるような措置が必要であれば、その措置を実行していくということになると思います。

○14番（渡邊博之君）

これは本当に司法の判断が出ないことには、どういう形で整理をするのか、処理をするのかということになりますけれども。私は例えば今業者から回収をしていることに対しても、業者がしっかりとその根拠を理解して不満なく払っているかというところとそうじゃなくて、やっぱり町から言われたから、今後の仕事との関係、そんな言葉が議会でも聞かれましたけれども、そういう形で今進められているというふうに思うんですね。もちろん町は町の立場でそういうことをやっていると思うんですけども。私は少なくともその辺は、何か混乱を招くようなことではやっぱり駄目だと思いますので、その辺を慎重

に考えていただきたいというふうに、これは私からの老婆心ながらも、そういう気持ちを質問にしてみました。

そして、この問題は業者に責任、これも裁判の結果が出てからのことになりまされども、やはりこういう問題の最後のけじめというのは、まだ行政処分が残っているわけですね。業者が責任にあるということが分かった場合は入札停止だとか、その量刑、過料は別にしても、そこまでしっかりと下すことが、この問題のけじめをつける形になると思うんです。この辺はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

そういうことになると思います。

○14番（渡邊博之君）

これをきっかけに、業界と行政の立場というのは恐らく正されるというふうに思うんですけれども、大きな代償でしたけれども。しかし、町民のお金が損失をしたという部分はしっかりと埋めて、それが最大のおわびになると思いますし、二度とこういうことを起こさないための手だての一つだというふうに思いますので、ぜひ間違いのない進め方をやっていただきたいというふうに思います。

最後の問題に入ります。

屋久島高校のことでお尋ねをしたいと思います。

私たちは総務委員会は五島市に訪問いたしました。行く際に目的地の視察先を見て、日本語学校が視察の一つになっていたんですけど、最初は大変違和感を感じました。外国生の日本語学校がどういう有益な視察になるんだろうかということを思いながら行きましたけれども、そこから学んだものは非常に大きかったなと今思っているところです。

少し五島市の日本語学校のことを前に御紹介したいと思うんですけど。五島市の日本語学校は100人収容の寮制度を取っています。1人ベトナム人ですね、ベトナムの学生を招聘してそして日本語を学ぶということなんですけど、1人月4万円を奨学金といいますが、無償給付なんですけれども供与しています。寮費は1万円で自炊は本人たちがやるというそういう中身なんですけれども、私は100人といいますが、現在まだ50人に達していない段階ですけども、だんだん増えてきている。100人といいますが、1人4万円計算しますと5,000万円なんですよね。そういう財源を外国から来る留学生のためにこういう巨額をつくることにちょっとびっくりしたんですけども。そこから返ってきたのは、人材育成という大きな、それこそ精神的な柱を持っていて、そのためにはそれは外国も問わないという立場でした。もう一つは町の活性との関係でも説明されましたけれども。このことはやっぱりすごいなと、それを政治の中心に据えて、現実に施行しているという五島市の姿勢が学ぶべきところがあったなというふうに思います。

これを振り替えて屋久島高校に当てはめたときに、町ももちろん屋久島高校に対して

留学生に対して月4万円ですね、そういうものを支給してそれなりに成果を上げて、屋久島高校の生徒数の保持に大きく貢献をしているというふうに評価はしておきたいと思うんですが。

今日質問するのは、遠地の子供たち、栗生とか、要するに遠く離れてバス通学をしている子供たちのために、留学制度、留学生と同じような枠組みで寮生あるいは下宿とか、こういうことができないかというそういう提案であります。すぐやってほしいということではありません。

今、遠地の子供たちは1時間以上かけて屋久島高校へ通うわけですが、往復しますと3時間近くの交通時間を要しているわけですね。これは大変な学力の面においても、そして部活とかそういう色々な活動においても大変な制約になっているということがあります。これを解消してあげることも、大きな町の課題ではないかということに、この日本語学校を通して私が思い立ったところなんですけれども。

その根拠としては、町が行ったアンケート調査の中に、あれは中学校でしたか、中学校か高校生か分かりませんが、ちょっと覚えていませんけれども、寮とか下宿とかあったらどうですかということの希望を取ったことに対して14%の回答があったんですね。必要性を感じるというのがありました。これは、今生徒数が減っていますので、例えば100人にすると14名の子供たちがそういう方向を望んでいるということにもなるわけですね。これはやっぱり留学生と一つにして、そうしますと受け手の側も安定的な世話ができるということにもつながりますし、何よりやっぱり子供たちのそういう負担を軽減する。親の負担も多分軽減されることになるでしょうね。そういう意義があるのではないかと思うんですが、突然の質問で恐らくまだまとまっていなくてもいいかもしれませんが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員は今アンケート、寮の必要性が14%と言いましたけど、私の手元にあるのは6%ぐらいしかなかったということでございます。

今、屋久島高校について、本町では、第1期屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、人口目標の考えとして、町内唯一の全日制高校である屋久島高校が維持・存続できる生徒数を毎年確保すると明示をし、学生寮につきましては、過去に地方創生交付金を活用して屋久島高校の清和館を改修することを提案をし、屋久島高校と協議をし、高校側から断られた経緯があります。

また、令和2年4月に改定しました、屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期の取組として、町内の中学生、高校生とその保護者を対象に屋久島高等学校振興のためのアンケートを実施をし、その項目の中で、屋久島高校がさらに魅力的な高校になるためには何が必要ですかの10項目の中で、学生寮の整備は、生徒・保護者とも全体の

6%程度の結果でありました。

このことから、遠地から保護者の負担軽減策として、令和2年度からスクールバス利用者負担の一律化を制度化し、例えば栗生地区から月額1万1,500円のバス代を、一番保護者負担が小さい榊川地区の4,000円に一律にすることで年間で9万円の保護者負担軽減を図る取組みを行っております。その他、学習環境の向上の取組みとして、オンラインの学習アプリも令和3年度から町費で導入をしております。

また、生徒数の確保の観点から、地域みらい留学制度に令和元年度から参加して、屋久島町町外高校生受入支援金交付要項に基づき、下宿費用おおむね8万円の2分の1、月額4万円を下宿生に対して支援をしているほか、年1回となりますが、3万円を上限とし、帰省に係る費用の支援もしております。町外からの高校生受入れ人数につきましては、令和2年度が2名、令和3年度が3名、令和4年度が3名の合計で8名の受入れを行っております。

町としましては、1学年5人、3学年で15人程度を目標として、屋久島高校と情報を共有し取り組んでいるところではありますが、当初苦慮していました下宿先の確保につきましても、コロナ禍に伴い、一部の民宿事業者においては、高校生の受入れについて前向きに考えるところが出てきているほか、一般の家庭からも受入れを希望する声が上がっている状況で、当初、下宿先で高校に近い宮之浦地区に集中するのではと思っておりましたが、現時点では、永田、宮之浦、安房、麦生と生徒が各地区に分散をして下宿し通学をしていることで地域との交流も図られているようであります。

このことから、アンケートの結果と現状の町外からの進学者の状況から、町が直営で学生寮や下宿の整備をすることについては、特に今、必要性は感じていないところであります。これから先、町外からの進学者が安定的に増加し、下宿による対応が厳しいことが見込まれる状況になってきた場合は検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

今はそういうことは考えていない。もちろん条件がない中でやってもこれは駄目なんで、今後の課題として受け止めていただいたというふうには思いますが。

留学生については、今年、担当課の説明を受けたときに9名ぐらいの今回接触があって、1名が既に濃厚だという説明を受けたんですが、その後は何か変化がありますか。

○政策推進課長（三角謙二君）

申入れは9名ありまして、実際に申込書が来たのも9名であります。ただ、1名については3日ほど前に辞退届が出てきましたので、今のところ8名の履歴が出てきておりまして、今ここについては学校側と連携を取りながら、今後の手続等について協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

○14番（渡邊博之君）

留学生が8名の可能性があるということでは、ちょっと飛躍的な数字の伸びだというふうに思いますけれども。これとさっき言った遠地の子供たち、父兄の希望も増えてきているという町長の見解が示されましたけれども、これが仮に合算して20名ぐらいだったですね、もちろん男女の別も考えなければいけませんし、どんな形ですか。下宿とか民宿、民宿もやっぱり一定の数がないと、なかなか運営上私は難しいというふうに思っているんですけれども。そういった色々な問題がありますけれども、どちらも希望を持って、五島市じゃありませんけども、人を育てるという観点では、もちろん町が直接、屋久島高校に責任を持つというのはないんですけれども、その点は町立屋久島高校、よく聞かれる最近言葉ですけども、そういう立場で今後も検証を進めていきたいと思えますし、私自身も折に触れてまた色々な形で質問をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、今回はこの質問を収めたいと思います。質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、岩山鶴美君に発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

7番、岩山です。皆さん、お疲れさまです。

先月の25日に、安房里めぐりの語り部として、メンバー6人で安房小学校に呼ばれる機会がございました。3年生31名の子供たちから出された課題に答えるためでした。5時間目、6時間目と、子供たちは熱心に話を聞いてくれました。

しかしながら、悲しいことに小さい顔に大きなマスクをつけた、その下の子供たちの表情を読み取ることができないんです。マスクの下の顔が見えない中、感じたことは、もうただただマスクの要らない正常の日々が1日も早く戻ってきてほしい。学校でも、顔いっぱいの笑顔が見える日が早く戻ってきてほしいということでした。

長いコロナ禍で、子供たちに今、何が起きているのかをテレビや新聞等で知るときに、胸の痛みを感じると同時に、そんな日々の中で指導に当たってくださっている先生方、大変だと思いました。この場を借りて、感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。これからも元気で、子供たちと一緒に頑張っていたきたいと思いま

す。

さて、今回の私の質問は、1番目に屋久島町育英奨学資金について、2番目に福祉の人材バンクについて、3番目に公共交通機関の不足について、4番目に世界自然遺産登録30周年についてであります。

1番目の屋久島町育英奨学資金についてなんですが、まず1番目の収納の成果が上がらず苦心している現状をどう捉えているのかを伺いたと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの岩山鶴美議員の御質問にお答えいたします。

屋久島町の育英奨学資金の債権管理業務につきましては、低所得者に対する支援を目的としていることもございまして、回収困難に至る可能性が高いという性質を有する債権でございます。また、債権管理につきましては、法令の要求する手続が煩雑になることから、担当する職員に高い知識や専門性が求められるものであることから、徴収率は公の債権と比較しますとやや低くなっております。

これまでも、堅実な業務の遂行や課を超えての情報の共有や連携により、着実に債権の回収を進めているところではございます。債権の管理につきましては、単なる費用対効果といった効率性の観点だけではなく、公平性・平等性の観点も踏まえまして、これからも関係部署との連携を評価しながら債権の回収に努めていきたいと考えております。以上です。

○7番（岩山鶴美君）

議員になってから、ずっと決算審査特別委員として参加させていただきました。やはり、決算を知るということで大変勉強になりますし、また同時に、気になる部分が多々あります。その中で、前からずっと気になっておりましたこの問題を取り上げさせていただきました。

今、教育長からの答弁がありましたけれども、確かに、この令和3年度決算に関わる事業効果に関する調書の数字を見ましても、苦心しているな、大変だな、結果がなかなか出せないんじゃないかということで、ずっとこれは気になっていた部分であります。

現年度分はともかく、やはりこの過年度分を見たときに、その数字がやはり、現在の滞納額というのが2,877万7,800円。この数字だけを見ると、やはり町民は、役場は何してるんだろうかと、ちゃんと仕事ができ回収ができているのかなと、やっぱり思うと思うんです。

決算委員会の中でも、色々質問をいたしました。これって教育のための資金なのに、

借りたお金を返さないということは、もう教育上、悪い結果になっていると私は思っています。

そういうことを考えたときに、今、教育長の答弁が中にありましたけれども、これからも同じようなやり方で請求していったら成果が上げられるのかなという疑問があるんです。

私も、もう退職された先輩の中に、何か一生懸命努力されて成果を上げられた方がいるということもお聞きしています。やればできるというか、失礼な言い方ですけど、やっぱりそうやって努力して成果を上げた人もいるという実績があるんだなというのは思っています。

だけど反面、職員の方たちも異動になるわけです。私が、自分が職員になったことを考えると、もしこういう結果が思わしくないところに配属されると、ええって、これ私がやるのかよって、大丈夫かなとか、やっぱり不安になると思うんです。

だから、私は職員の皆さんに、じゃあどこの部分でこういうことになってきたのか、どこからなってきたのかなというのを問うつもりもありませんし、責めるつもりもありません。現在の結果をこれからどうやるかということが問題だと思うからなんです。

そこで、外部にこのことを委託する、この集金業務というか、こういうことを委託する方法を考えたことはないですか。それを伺いたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

先程も答弁の中で申し上げましたように、この債権は他の公の債権と違いまして、法的に、強制的に徴収するという意味合いのない債権となっております。なので、外部に委託したとしても、今度は委託する先が恐らく見つからないのではないかと私は思っておりますので、これまで外部に委託するというようなことは検討したことがございませんでした。

○7番（岩山鶴美君）

今議会で、町長が今の時代に合った云々という言葉は何度も使われていると思っています。私も、このこと、ずっと気になってたので色々調べてみたんです。今の時代に合った債権の請求の仕方を考えたときに、今の時代って、それを任す、任さないは別にしても集金代行というか、そういうやり方というか、会社というかがあるんです。

それによって何が起こるか考えたときに、職員に対するメリットに何があるかというのと、まず、今まで請求書を出したり色々やっていた、そういう手間だったり、時間だったり、そういうことが省けて任せられるということがあります。

私は、これからもこういう同じようなことを何十年も続けていくというのが、やはりどうなのかなという思いがありますので、ひとつ、そういうことを調べて、もしかしたら何か方法があるんじゃないかと思っています。

課長と少し話した中で、今の時代は、銀行に行かなくても支払いができる。若い人たちは、やはり土日休みがあったとしても、銀行とか郵便局とか窓口が開いてなければ支払いができないとか、今はコンビニエンスストアでの振替なんかも切り替えてやっておりますけれども、そういうことで時代が変わってきてるんだということを頭に入れて、集金業務にしても、それから文書にしても、やはり改めてここで考えてみるべきじゃないかなということで、私はそれを提言したいと思います。

ここで、この人件費だけではなくて、役場の負担を大幅に軽減ができるということ、そこを頭に置いていただいて、調べてみていただけないかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

私個人の思いからすると、今の時代に合わない人間なのかもしれませんが、やはりこの奨学金制度というのは、貸す側と借りる側の信頼関係に基づいた制度だというふうに考えておりました。

ある人から聞いた話ですが、親が勝手に奨学金を頼んでいたと、本人は、就職してから本人が払わなきゃならない。そんなの僕、聞いてないよ、知らないよというような事例もあったというようなこともありまして、なかなか債権の回収が難しかったという事例も聞いております。

そういったところも含めながら、今、議員がおっしゃいました、今の時代に合った回収方法であるとか、うちの職員の負担軽減、本当に大変な業務です。時には家庭訪問したりしておりますので、そういう負担軽減もこれからの時代には必要なのかなという思いもいたしますので、今後、そういったものも担当課のほうと財政のほうとも相談をしながら、ちょっと検討させてください。

以上です。

○7番（岩山鶴美君）

今、教育長がおっしゃったことも分かるんですが、結局、この育英奨学生の申請用紙の中の文言にも、この奨学金というのは、借りた人が返している返還金で次の方の奨学金を借することができるという資金となる仕組みになっているんだよということも、ですから返す義務があるんですよということを書いているんです。

やはり、そこは連帯保証人と当事者たちの問題にもなってくるかと思いますが、そういうことも含めて、この申請の用紙であったり、色んな毎回毎回、同じ文書で出すとかいうのではなく、手を変え品を変えではないですけども、あなたが返してくださることで次の人たちが待っていますよじゃないですけど、色んなことで努力していただきたいと思うんです。

ぜひ、この集金代行のことも頭に入れて、職員の軽減も何とかメリットとしてできる

んじゃないかなと思いますのでお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に入ります。

次の質問は、今後の大きな課題として、屋久島にUターンし、働く人に返済免除等をする考えがないかを伺います。お願いします。

○教育長（塩川文博君）

2番目の御質問にお答えいたします。

昨日、副町長が同僚議員の質問に答弁いたしましたように、全ての奨学金を貸与する希望者に不利益がないような制度となること、そして、まずは町内在住の奨学金貸与希望者を対象にした政策推進課と連携をしながら十分な検討を進めて、令和6年度よりの募集から始めたいと思っております。

○7番（岩山鶴美君）

同僚議員の説明で答えが早くに分かっておりましたけれども、今、令和6年からということですが、まず、このことは知り合いの方がぼつんとそういうことを言われたんです。この奨学資金も、よそにいる子供が帰ってきたら免除してもらえようようなことがあったら帰ってくるかもしれないのになあという、その言葉がすごく頭にあったんですけれども、同じようなことで、徳洲会であったり色んなところで奨学金を借りたところで何年か働くと免除されたりということが行われているのも確かなんですが、今の教育長の話だと、まず町内在住の人、結局、町内でもう今、働いたりしている人たちを先にと理解でよろしいですか。

○教育長（塩川文博君）

とりあえずは、そのような形で考えております。

○7番（岩山鶴美君）

大変、朗報だと思っています。これに関しては、じゃあその周知の仕方というのは、ホームページとか町報とかでお知らせするというところでよろしいですか。

○教育長（塩川文博君）

そのような方法で考えております。

○7番（岩山鶴美君）

これは、やはり当事者の方たちも始め、これから奨学金を借りようという方たち、当事者や保護者の方たちにとって大変朗報なことですので、目立つように大きく掲載をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問が、福祉の人材不足についてなんですが、人材バンク登録の必要性がないかということをお伺いします。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

町内における福祉介護人材が不足をしている状況は、長期間にわたり逼迫している状

況があることを把握しているところです。

そのような中、これまで介護ヘルパー人材確保のため、町内において資格取得が可能となるよう、社会福祉協議会を中心に講習会の設定を実施し、町においてその経費の一部を補助する事業を実施してまいりました。

今年度は、町、社会福祉協議会において、介護に興味を深める入門的研修事業を組み、本年は20名の研修を実施したところです。3日間の研修でありましたが、介護に対する認識を深めていただけたと考えております。

また、福祉介護事業者においては、ALIVE屋久島という事業者間の連絡協議会を設けて、そのネットワークの中で町民の福祉介護事業への興味喚起のためのイベントや広報紙の作成など、様々な活動をしてきているところです。現在、新型コロナなどにより、その活動が制限されている状況であります。

御質問の人材バンク登録の必要性についてですが、県社会福祉協議会においては、県全体で同制度の運用を行っており、また求人・求職はハローワークも実施し、機能している状況であります。

町内各事業所では、人材確保に御苦勞されている状況であり、専門資格者で短時間勤務が可能な方も活用できるように、自主的な登録を前提に、個人情報に配慮しながら人材バンク登録について検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（岩山鶴美君）

数か月前に、通所介護をやっている人から連絡が来ました。職員が、親の介護が必要になって辞めることになってしまったんだ。働いてくれる人が見つからなくて、もうどうしようもない状態なんだということで、私も経験者に連絡して入ってくれないかなというお願いをした経緯があります。

同僚議員の質問にもありましたけれども、デイサービス屋久の杜も休止になって、再開は未定となっている。そういうことを知ったときに、私は町長に、「町長、今、屋久島町の福祉に人材不足が発生していて、これって大きな問題ですよ。分かっていると思いますが、これどうにかしなくちゃいけないですよ」と言った経緯があります。

町長は、福祉もだけれども、全てにおいて人材不足が発生しているという返事の後でしたけれども、それを承知されていたので、私は動いてくださっているんだと思っております。

今でも、町長の答弁の中に、県だとかハローワークだとか何か、ちょっと遠い、身近じゃないようなことを、ちょっと温度差を感じたんですけれども、これって本当に人材不足が起きて、民間の介護も閉めていっている状態の中で、昨日でしたか、健康長寿課長が県の委託事業のお話をされていまして。今の町長の答弁にもありましたけど、介護の入門的研修受講者を募集したということです。

定員は20名だったけれども、36名の方が参加したという報告を受けました。36名じゃないんですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

36名の応募があったんですけれども、20名しか定員がなかったということです。20名が研修を受けたということです。

20名に対して36名の応募があったんですけれども、定員が20名だったので、16名が研修を受けられなかったということです。

○7番（岩山鶴美君）

私の言い方が悪かったですか。そのように言ったつもりなんですけど、ごめんなさい。

それを聞いたときに、定員に対して16名の方がたくさん応募してきたということに関して、結局、来年度にそういうことをやろうということで計画を立てて、予算はもう獲得されたということですか。今からですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

まだ、当初予算の編成時期でありますので、まだ予算を獲得したわけではありません。

○7番（岩山鶴美君）

言い方が悪かったですね。計画をしてるといふことのはそのとおりということですよ。ね。

そういうことも含めて、役場がそういう人材登録をする必要があるんじゃないかなって思ったんです。

今、町長は、県だとかハローワークにそういうことが書いてあるみたいなことをおっしゃってましたけれども、それを役場ができないのかなという提案であります。

ヘルパーの資格を取ったり、それから介護入門の研修を受けたりということがあって、いるんですけれども、過去に、私の記憶するところで、母子会も県からの補助を受けて、20名の枠でヘルパー事業を行ったことがあります。そのときに、ヘルパーの資格を取って、そのうちの2名の方がその関係の会社に就職したというのは覚えているんですけれども、でもあの方たちは、母子会の方たち、子供が小さいので、資格は持っている、取ったという経緯があります。その後も、町の女性連もそういう勉強をしたという経緯があります。

そういう人たちが町に登録をしていると、1日とかその仕事にずっと従事できないけれども、その方の都合で、この日は自分が入れる時間だとか、2時間ぐらいは自分が仕事ができるとか、そういう回っていく、循環していくということが私は起きてくるんじゃないかと思うんです。それを担うのも行政じゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。課長でも、町長でも、お願いします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの質問の中で、過去の歴史が若干出ましたので、こちら整理しております。

実は、社会福祉協議会は福祉の所管になるんですが、社会福祉協議会のほうでの事業を実施しております、ヘルパー研修を平成27年から実施しております。平成28年から補助事業も導入しております、平成27年、平成28年、そして令和2年と、それから、これ以外にも実務者研修という若干もう1つランクが上の研修も実施しています。令和元年と令和4年とやっています。それから、4年にはもう1つ、介護入門的研修という、先程の研修もしております。

こういった事業をする中で、ヘルパーに関わる人数が47名、それから実務者研修が28名、それから介護者研修が先程の20名と、こういう内容で、結構多くの人たちが資格を取得されて現場のほうに行っているというふうに認識しているのですが、ただ、28年以降、町の方で資格に対して約8万円から10万円ぐらいかかるのですが、半分の4万円ぐらいを補助するという制度をつくって、現在運用しているのですが、こういった中で、受講された方々の名簿をお願いして、登録制度という形で運用ができないかという話しているところです。

要は、その方々に、実はこういった状況があるので介護の方々にうちで働いてみませんかという話は、当然にして社会福祉協議会のほうではするんですが、やはりもう、ほとんどの方々がノーというケースもある。自分の家族とか、もう既に職場に入っている方とか、そういうケースがあって、先程議員がおっしゃったように2名ぐらい母子会の方が入られたと言っていたのですが、やはりそういった、2名とかそういう数字、二、三名の方々が受講された方の中から現場に入っていらっしゃるという、そういった実情はあるようで、バンクという形態まではなしていないものの、バンクにほとんど近いような状況が、今現在、社会福祉協議会では行われているというふうに我々は認識しています。

それを社会福祉協議会は、県ではバンクという形でやっているのですが、今後、町のほうでバンクという形を取れないかという受取りを私にしたのですが、当然にして補助事業もやっていますし、そういった方々が今後、バンクの中に登録されていけばいいなというふうに思っていますので、社会福祉協議会と話をする中で、登録する、この研修を実施するわけですから、一番最初に社会福祉協議会がこのバンクを利用ができるという、そういったメリットも当然あります。

ただ、それ以外の方々、研修を受けなかった方々でも登録をしていったらどうかというふうなイメージで取った場合は、核となるところを、やはり今現在実施している社会福祉協議会の中で、バンクという形で成立ができればいいなと思って、今後検討していきたいなと考えているというふうにとりいただければいいと思います。

○7番（岩山鶴美君）

今、課長から数字も挙げていただいて、そういう実務者研修だったり、こういう研修を受けた方たちがいらっしゃるわけです。それが、受付をして名簿としてはあるけれども、言い方は悪いかもしれませんが、それが機能していない。

さっき、課長は言われましたけど、1日勤めることはできなくても、半日だとか、この日は自分の仕事が空いている日なので入れるとかという、そういう細かい時間帯に対応して下さることが物すごく重要だと私は思っているんです。

だから、一歩進んで、そういう人材バンクを町がしっかり把握して、そうすると介護通所のホームだったり、汲々に、大変なことにならないように、やはり町が協力していくということが私は大事だと思っています。

同僚議員からの質問の中にもありましたが、一湊の屋久の杜も、少し見解が違ったんですけれども、受皿がないからそういうふうに休止状態になったのかなというのもありましたけれども、やはり通所する方が少なくなってきたというのもあります。

極端に言うと、もう町長、屋久の杜、買ってくださいよと言いたいぐらいです。何でかという、一湊の方、それから吉田、永田、志戸子の皆さん、お年寄りの皆さん、そこがなくなって、説明はありましたけれども、結局、家庭も大変になったり、色んなところにしわ寄せもあるんじゃないかなと思っています。

だから、愛心会がこういう形になってどうしたものかなというのを、やはり町も真剣に捉えて、補填というか、どうしたらいいかということをごきちんと出してもらいたいと思うので、この福祉の人材バンクというやはり大切なことをぜひやってもらいたいと思って、今回、この問題を出しました。

今、寺田課長からも答弁がありましたけれども、これ一歩進んで、町がしっかりと人材を登録していただいて、何かいい方向にさせていただくという見解はいかがですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

先程も申し上げましたが、研修をたくさんの方が受けていらっしゃるんですが、なかなか1名とか2名とか3名とかしか、声をかけても事業所に入ってもらえないという実情があるというのが先程の私の話だったんですが、やはりそういう状況というのは、これからバンク制度になったとしても変わらないのではないかなとは思っているんです。

ただ、そういった方向を、やはり補助もしているわけですから、バンクとして成立するように努力をして、さらにこの介護福祉の世界の人たちがよりいい環境で働けるように、また町の側としても別の形でも追加をする形で援助していくしか方法はないなと思っているんです。

そのためには、我々が一緒にやっている各事業者間の連携を行っているALIVE屋久島という連携協議体があるわけですが、こういう協議体に対して、やはり町の側も応援をしていくというスタンスで臨むことが大切ではないか。

以前、安房の総合センターでALIVE屋久島が福祉のイベントをしたのを覚えていませんか。地域でああいったイベントをしながら、そしてあれ以外にも認知症のイベントを平内とか一湊とかでもやっています。なかなかコロナで最近できていないところもあるんですけど、小さい事業規模でやっているところもあります。

だから、目に見えない形ですけど、こういうふうな形で支援をしていくという形しか、今のところはなかなかイメージをアップして働く人たちを募集していくという形がそれしかできないのかなと今、ちょっと思っています。

○町長（荒木耕治君）

今、担当課長が長々話しましたけれども、もう必要性は十分分かっているんです。ですからこれ、前向きに人材バンク。今、現場で働いている人は1人あるいは2人といえますか、まず受けるところをつくれば、それはちゃんと入ってくるかもしれませんから、順序的に、まずつくって、それで色んなことを進めていくという。今、先程は検討と言いましたけど、今度は前向きに検討をしたいというふうに思います。

○7番（岩山鶴美君）

課長の後に町長の前向きの検討で、まだしゃべりたいんですけども、時間がないので次に進みたいと思います。よろしくをお願いします。

3番目に、公共交通機関の不足についてであります。1番と2番、一緒でも構わないんですが、島民の利便性を考えるときに、現状をどう捉えているのかを伺います。

また、観光立町として、町は現状をどう捉えているのかを伺いたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、バス等の公共交通機関の利用者が減少し、民間事業者や自治体の財政負担が増加するとともに、路線の減便や廃止等、公共交通事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

本町においても例外ではなく、町民生活の確保・維持のために、町民の通勤・通学・買物、通院等に考慮した利便性の高い持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題であると認識しております。

そこで、公共交通システムの検討を行い、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共ネットワークを構築するために、地域公共交通のマスタープランとなる屋久島町地域公共交通計画を策定するために、現在、作業を進めているところであります。

これまで、町民アンケート調査や路線バス利用者の調査、観光客を対象にしたニーズ調査、交通事業者や関連事業者へのアンケート調査を実施し、それぞれ調査結果から、地域公共交通を取り巻く課題を5つにまとめています。

1つ目は、高齢者や通学者等の日常生活における移動手段の確保ということで、車両のバリアフリー化や待合環境の整備等、利用しやすい交通環境の整備が必要であるということ。

2つ目は、地域公共交通の連携による利便性の向上ということで、交通機関同士の連携を行うことで、乗り継ぎ利便性の強化や情報の一元化を図り、利用しやすい公共交通体系の構築が求められているということ。

3つ目は、観光施策と連携した公共交通の利用促進ということで、交流人口を増やすための施策や集客施設等の連携、分かりやすい運行情報の提供、ICカードの導入等、利便性の向上を図る必要性があるということ。

4つ目は、地域の特性に応じた交通サービスの提供ということで、既存路線を基本としつつ、利用ニーズ等、合っていない地域に対してはオンデマンド交通の導入等、あらゆる手段検討が必要であるということ。

5つ目は、環境負荷の少ない交通環境の創出ということで、環境面や健康面への影響が大きい自家用車利用の抑制を行うとともに、EVバスや電気自動車、タクシーの普及、グリーンスローモビリティの導入等、環境負荷の少ない交通環境の創出が挙げられております。

これらの課題を検討するための方策を、引き続き協議会において検討してまいりたいというふうに思っております。

今後の対策につきましては、それぞれの課題に対し、事業者でできること、町としてやらなければならないことの整理や、多額の費用を伴う課題もありますので、事業の取捨選択も必要となってきます。

交通不便地域については、事業所によるデマンド交通の可能性や住民主体の交通体系の導入も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（岩山鶴美君）

町長が今、答弁してくださったこと、一言で言うと、早くしてくださいよということしかないわけでありますけれども、これ、まず住民の方から最終便の飛行機が6時半に着いてもバスがない。南部にも北部にもバスがない。ましてや、タクシーは1台もない。レンタカーもない。観光客も、数人、乗ってきたりもする。そういう中で、町は何考えてるのって言われました。

自分たちはそういうつもりで来たんじゃないのにバスはない、タクシーはない、レンタカーが対応できない。こういう悪いことって、すぐSNSで広がるし、やはり観光立町として、屋久島のおもてなしの心がなっていないんじゃないかということでお叱りを受けました。

もう少し、1つ1つ丁寧に考えてくれよと言われたので、私も観光協会に行ったり、

色々話を聞きました。でも、観光協会も、町にも文書を出したり、色々しているんだけど、ここはどうにもできなくてというお話の中で、そうすると町長が奔走してくれたんですね。つい最近、最終便の飛行機が南部にも北部にもダイヤを回すことができました。町長、ありがとうございます。でも遅いです。

本当にありがとうございますって感謝の気持ちなんですけど、これ、随分前からこういうことがあったということで、私も知らなかったんですが、今、町長が答弁された中で、課題もたくさん出てきて話をされましたけれども、住民の利便性、それから観光立町としての対応というのが、公共交通機関がもう不足、不足という状態になっているわけですけども、観光業者が世界自然に甘え過ぎているんじゃないかとか、放ついても観光客が来る時代というのはもう終わるんだよという厳しいお言葉の中で、そういう1つ1つをクリアしていかないと、5年先、10年先、観光業の方たちも減ってくるんじゃないかという心配があつてのことだったんです。

そういう中で、今、色々町もこういう交通機関の関連の会なんかも開いておりますけれども、やはり5年スパンだとか10年スパンだとかの中で色々調べておりますけれども、本当に今、必要だということをもっと早く解決できる。遅いことは誰でもできるって、昔から親に怒られていましたけど、「早くせんか、早くせんか」って私も言われてきましたけれども、必要なものにすぐ取りかかれる、その体制というのは私はお願いしたいなというふうに思っています。

屋久島のこの公共交通機関の計画の中のことを今、町長おっしゃったんですけども、それに対して、問題提起の中を早く解決できるように努力していただきたいなと思いたすがいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

最終便に接続バスの話からしますと、そもそも屋久島空港が夕方の時間を1時間延長をして、その分、空港を使用ができるようになった。そこからもう、この問題は惹起してきているわけです。

当然、利用者が、航空会社とすればそういうやりくりをやらないといけないから、使えるところを遅く使う。そのときにJACにも申し上げました。あんまり時間が遅過ぎるんじゃないですか。連結バスもないし、もう少し早くしてという。

しかし一方、島の人たちにとっては、最終便が遅くなることは、島から出る時間があるから、例えば公務員の人たちは、5時で終われば7時の最終便に乗って出る。これはもう、島に暮らす人たちにとってはいいこと。

それでも、じゃあ今、事あるごとに観光立町ということで責められるんですけども、観光立町として今、有人国境離島を使いながら、もう1泊延ばす形の屋久島の観光をつくっていかうということで、里エコをやったり、要するにダイビングをやったり、色々

な分散をさせます。

ですがこれ、遅くなると、恐らく1泊2日の弾丸ツアーを組まれるんです。縄文杉に行って、登って帰ってきたら、もう最終便で出るという。それが、本当に屋久島にとっていいのか。

そういう色々なことがあって、決断が遅い、やり方が悪いって議員から言われますけど、私が自分で決められることなら、今すぐここでぱっと返事します。ただ、相手のあることで、相手が、バスにしてもターミナルにしても強敵です。やっとな路線バスも1時間に1本か、2時間に1本か知りませんが、全島に路線バスも走らせてもらっているんです。種子島なんか全部やめたんです。奄美もやめました。大型バスがいっぱい来ているのは、そのやめたバスをいっぱいここに持ってきているわけです。だから、バスも小さくしてくださいって言うけど、いやいや、使えるのがまだあちこちやめて、いっぱいこっちに持ってくるんで、これを使っている。そんな状況です。

ですから、相手があると色々と、私も議員と性格、そんなに変わりませんから、なかなか言いたいことを言うと、向こうはなかなかですよ。だけど、やはり今度もお願いをして、お願いをして、最終便につながるようになりました。インバウンドもあるんでということで、番号で外国人にも分かるように、そういうバス停をつくってもらいました。それは、ありがたいことだというふうに思っています。

ですから、今、屋久島全体を、観光もそうですけれど、24の集落、口永良部を含めて26の集落が、今この公共交通というものをどうやってやっていくのかということ、議員から怒られますけれども、今、取りかかっているといかないとますますそういう状況に陥ることから、今精一杯。

これ、今年度中に交通計画は出来上がりますんで、それをやれるところから実施していければというふうに思っています。

○7番（岩山鶴美君）

町長の今の思いも理解したいです。できると思います。

もう1つ、町長、このタクシーについて問題がありまして、バスは今、そういう状態で、これからは課題があるんですけども、タクシーは最終便にしてもしかり、それから町に、地元の人が夜、飲みに行ったり食べに行ったり、もちろん観光客もそうですけども、行ってもタクシーがないのでアルコールを飲むことができない。飲食店の方が送ってくださるところも幾つかありますけれども、全てが送ってくれることをしてるわけではないんです。

じゃあ、どういうことが起きているかということ、結局、売上げに響いてくる。それから収入が減る。また、同時に町の活性化がなくなるという現状がずっと続いています。

だから、タクシーの問題も、悪循環になっている部分については、やはり早くにみんな

なで知恵を出して取り組んでいかなくちゃいけない問題だと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

時間がないので次に入ります。今後の対策は、もう町長が言われたのでそれでよろしいと思います。よろしく願いします。

4番目、世界自然遺産登録の30周年についてであります。9月議会で同僚議員も質問がありましたけれども、世界自然遺産登録30周年を迎えるに当たり、町は何を明確にしようとしているのかを、私はこれは大事なことであると思いますので、また今回、私も質問をさせていただきました。よろしく願いします。

○町長（荒木耕治君）

これまで、6月、9月の定例会において、同僚議員より30周年に向けた町の取組についての質問がなされ、答弁としましては重複する部分もあるかと思いますが、まずは今回、非常に重要なものと位置づけております。これまでの30年の振り返りということにおいて作業を進めているところであり、そのことを踏まえ、これからの30年ということにおいて指針となるべきものをつくり上げてまいりたいと考えております。

前回、20周年の際には、屋久島からのメッセージを発信いたしました。内容が少し抽象的で、言葉が難しく、理解しにくいように感じられたところもありますので、発信する側としてではなく、受け取る側となることも1つの考え方として検討をしてまいりたいというふうに思っております。

これまで、議員連盟を始め、住民団体など、30周年に向けて、既に色々な動きがあるように、協力したいという声も聞いておりますが、町といたしましても、県、財団、関係機関の皆さんの御協力をいただきながら、早い段階で明確なものを示していけるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○7番（岩山鶴美君）

今、町長がおっしゃられた、それから前回は町長は、これまでの30年を振り返ると、次の世代へ引き継ぐための道しるべとなるように取りまとめていくんだということで、まず原点に戻りたいという言葉が言われておりました。

やはり、今言われたようにこれ、具体的な把握というのがやっぱり必要だと思います。私たちは、その現状を把握して、これまでのことがどうだったかということ振り返るいい機会にする。そして、今までおろそかになってきつつあったということを確認すべきかなと思ったので、とても大事なことだと思って、重複するかもしれませんが、今回、この質問をさせていただいた次第です。

イベントを悪く言うつもりはさらさらないんですが、イベントが目的ではないってやっぱり思うんです。こういう問題を、やはり色んなやり方ができると思っておりますので、まあその辺は今、計画をしているということによろしいんですか。

○町長（荒木耕治君）

交流人口も一緒に、先日も申し上げましたが、量より質を目指していこうというふうに思っております。

20周年の屋久島からのメッセージというのは、私が発した本人でございます。ちょっと固かったのは事実であります。ですが、その中で私は、世界自然遺産のネットワーク協議会と連携をするというメッセージを発信した。これは、そのときは4地域でしたけれども、知床、白神、小笠原、ここでネットワーク協議会をつくって、今、4地域で活動をしているといえますか、色んな情報交換をしているところです。

それと今度、昨年、奄美・琉球がなりましたんで、今現在4地域で8名の首長なんですけれども、奄美・琉球というのは12名の首長さんがいらっしゃる。これに案内を出しました。先月、東京で全国町村長大会があったときに、ほぼ全員ですか、20名、16、7名ですか、集まって、これからの世界自然遺産をどうやっていくか。要するに、お互いだけじゃなくて、これを結んで一緒に、特に屋久島と奄美・琉球というのは、やはり一緒にやっていかなければいけないというふうなことも話をして、今後、そうやっていこうということで、空港も整備をしたり、港ももう、今、Aラインをつけてもらっていますけれども、これをもうちょっと拡充をしていくことが大事。

その30周年に向けては、原点回帰とは言いませんけど、30年前に誰がどんなこと言って、この屋久島が自然遺産に登録をされたのか。そのときの思いというのはどういうことだったのか。そのときの思いが、この30年間でどのぐらい行っているのか。それを、やはり私たちは、もともと私はこの島で生まれて育ちましたが、もともと山岳信仰の島です。やはり、そういう気持ちを大事にしながら、やはり自分たちの子供や孫にその遺産を引き継いでいくという、そういう気持ちで向こう30年のものをつくれたらいいなど、イベントごと、派手さはなくてもいいですから、そういう面では中身の濃いものにしたいなという思いで、今、どういうことをやるかということのを内部で話し合いをしているところです。

○7番（岩山鶴美君）

質問をいたしましたけれども、やっぱりこの環境文化村構想というキーワードが、共生と循環ということで、これはやっぱり終わりのないプロジェクトであるということ、それから時代とともにやっぱり受け継いでいく。もう、これが未来永劫でなければならぬということ、1人でも多く、町民がこのことを理解して、みんなでやっていきましょうということを申し上げてこの質問を終わりたいと思うんですが、最後に町長、人材不足の件について、1点だけお願いがあります。

今、町の放送でも、包括支援センターの職員募集が毎回流れています。この人材不足の要因に、やはり専門職でありながら給料が見合っているのかどうかという点もあると

思うんです。土曜日、日曜日、夜も呼び出されたりしている、そういう専門職の中で、給料の見直しというのを検討したり、その専門職としての手当がついているのかどうかも含めて、やはりそこはもう一度、実態等を把握していただいて、検討をお願いしたいと思いますがいかがですか。ありがとうございます。

じゃあ、それをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。本日が令和4年第4回定例会の最後の一般質問となりました。貴重なお時間頂きましてありがとうございます。恐らく1時間びったり使わせていただくことになるかと思うんですけれども、お付き合いください、よろしく申し上げます。

通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

今回は3点質問をさせていただくんですが、1点目は、子育て支援センター開設について、2点目、町長の交際費について、3点目、口永良部簡易水道工事補助金返還について。

まず、1点目の子育て支援センター開設について。

来年4月に開設予定であった子育て支援センターの改装工事が開始されておらず、開設が延期になったが、今後の見通しは。こちらからお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員にお答えをします。

子育て支援センターにつきましては、安房の屋久島町総合センター2階部分の改修工事により開設を計画しているところですが、さきの入札が不落であったことから、工区を分けて再入札を行い、作業を進めることとしております。

これにより開設の正確な見通しは現段階では分かりませんが、来年度のなるべく早い

時期に開設できるよう、鋭意準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

予想どおりのお答えなのですが、4月に開設予定で非常にいいかなと思って計画を聞いていたんですけども、残念ながらその入札が不調だったということで、業者が決まっていない状態だと、先月ですか、担当課からお伺いしました。

ただ、残念ではあるんですけども、実際中身について、あるいは開設予定があることについて、町民の方にはまだ告知をしている状態ではないので、これ幸いというのか、町民の方が知らない、まだ意見も聴取をしていない状態なので、実際にどこにどういうニーズがあるのかというのを対象者に聞くような時間が設けられたのかなというふうに私は認識しているんです。

だから、延期になったことがかえってよかったのかなというふうな解釈をしまして、2番目の質問に移るんですが、開設について、町民への広報の時期をどうお考えになっているかお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

町民への広報はこれからとなりますが、新たな事業でもあることから広く町民に伝えるため、あらゆる情報を提供してまいりたいというふうに思っております。まずは町報等々で今後提供していきたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

時期がはっきりしていない、開設がいつになるのか分からない中で、どのタイミングで広報したらいいのかということは当然出てくるかと思うんですけども、その広報を実際にする前、中身が決まる前に、開設予定であるということだけでも早めに広報をされたらいいのかなと思います。

というのは、やっぱりこれから子供を産む世帯、今小さなお子さんを育てている世帯にとっては、待望の施設だと思うんです。というのは、ほかの自治体ではとっくに常設の子育て支援センターが開設されて運営されていて、その中で、単発でどんぐりころころとか子育て支援はやっていますけれども、常設のものが無いと。屋久島町にもあったらねという声はもう何年も前からありまして、皆さん待ち望んでいた。私はもう次男、末っ子が高校卒業で、子育てからはもう足を洗う一歩手前なんですけど、私がお子さんが小さい子供がいるときにあったら、どんなによかったかと思ったりしています。あと、今小さなお子さんを持っている保護者の方も、その子育て支援センター開設の予定だと伝えると、とても喜んでいます。

そこで問題なのが、中身がどうなんだろう、誰が対象なんだろうということが結構聞かれることがあって、一応0歳から3歳までが対象だというような答えをしているんですが、でも、普通未就学児が対象だよななど色々な声が聞こえてくるんです。というの

は、開設予定というのも町は広報していませんし、意見募集もまだ行ってない。

その中で、保護者の方々と話す中で見えてきたのが、これ開設の予定があるということで期待を持っていただくのと同時に、意見を募集して本当のニーズを探るということが必要になってくるのかなというふうにごく感じたところです。

広報をする時期というのが、もうその後になるんだろうと思うんですが、3点目に移りますが、開設に向けて、実際に利用する世帯や専門職の意見聴取が必須であると考えますが、実施予定はあるかというところに移らせていただきます。

○町長（荒木耕治君）

2番目の広報については、やることは決めているわけですから、議員が言われるように早い時期に広報をやっていききたいというふうに思っております。

利用者のニーズに可能な限りお答えをするためにも、専門的な部分も含め、実際に利用をされる子育て世代の方々の要望などを取り入れながら、進めていく必要があるというふうに思っております。

事業実施に当たって、最初は基本的な項目に沿って進めながら、町民参加によるワークショップなどを含め、付加事業として実施可能なものや子供、父母が親しみやすい形態も模索をしていかなければいけないというふうに今考えているところです。

○5番（眞邊真紀君）

子育て支援センターの基本的な項目に沿って実施をするということですが、その意見を聴取する対象の世帯、もしくは保育士等の専門職の方に意見を聴取するのが、実際に開設してからなのか開設する前なのか、時期的にはどういうふうにお考えですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの質問ですが、今の入札がもうそろそろだと聞いているんですけど、うまくいったら、できれば早めにこういったものをワークショップ、それからアンケートとか、ちょっとアンケートになると弱くなりますのでワークショップが一番いいかと思っておりますけれど、準備も当然ありますので、町内の方々の協力を頂きながらワークショップを開催できれば、色んな意見も聴取できるのかなと思って、その完成次第になるんですけど、なるべくその完成の手前のほうでできればいいかと思っています。

○5番（眞邊真紀君）

では、開設の前ということ認識していいと思うんですけど、なるべく早い段階でそのワークショップを行って、何が必要なのかというのを検討する、調査をするというのが必要になると思います。

というのは、入札が終わって、請負業者が決まって、工事が始まります。本当に細かいところでこういうふうにしたほうがよかったのということが出てくると大変なので、変更可能な、ある程度設計ができていますから、そこまで変更できないかもし

れませんが、聞くところによると結構広いスペースがあって、可動できる物品を置いてというような、意外と自由度の高い施設だというふうに認識しているんです。

なので、工事が終わってその中に何の物品を置くかというのは、担当の方に聞いたらまだ大体でしか決めていないという話でしたので、やっぱり専門職の目からすると、本棚はこういうほうが使い勝手がいいとか、乳幼児目線でいうと、こういうほうが本に興味を持ってもらえることができる、手に取らせることができるというようなものもあるらしいんです。

私も専門じゃないので全く分かりませんが、全く分からないながら物品を買ったと、旧庁舎の机も昭和50年ぐらいに購入したような古いものが大事に使われていましたよね。それと同じで物品を購入すると何十年単位で使うと思うんです。なので、購入する際のきちんとした選択肢を持つために、専門職の方を呼んで、先程おっしゃったワークショップを早めに開催されたほうがいいのかと思います。

その専門職の方が今足りなくて、恐らく支援センターを開いても、保育士の方が足りないとかということも出てくるかもしれません。その事前にワークショップを開いたりして、当事者意識を皆さんに持ってもらうことで、そこで自分たちも声を出して造られた施設に人員が足りないんだってということになったら、やっぱり参加したくなると思うんです。

みんなであれこれ意見を出し合って造られた施設が、島民にとっても、子育て世代にとっても大事な施設が運営を休止しているというようなことは、とても胸が痛くなると思うんです。なので当事者意識を持ってもらうために、ぜひとも多くの専門職の方に呼びかけをして、どの範囲で来ていただけるかは分かりませんが、今私が知っている範囲でも複数人、そこに参加したい、意見を出したいという方が実際、町民でいらっしゃいます。なので、できれば早い段階で開いていただくようなことをしていただけたらと思うんですが、福祉支援課長、いかがですか、時期的に。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

時期的には今おっしゃったとおりで、なるべく早い段階でできれば一番いいスタイルが取れるのではないかと思います。

あと、その物品とかについては、そういった中での会話の中で色々な知恵を頂きながら進められる部分もあると思いますが、いかんせん工事が、入札が終わってもし落札されれば、今度は緊急に色んなことをしていかなければいけなくなりますので、そうなるともう慌ててしないといけないところもあったりして、ちょっとそこら辺が私たちの危惧しているところで、ばたばたと進んでいくような気がします。なるべく意見が聴取できるようなスタイルをつくっていきたいと思います。

○5番（真邊真紀君）

工事の関係で開設がいつになるか分からない中で、ばたばたと物品購入も進んでいく可能性があるということですが、少し立ちどまっても、工事が終わっても中身ができていなければ、開設そんなに急がなくていいと思うんです。なので、きちんと中身を考えた上で、ニーズ調査をした上でやるのが大事なのかなと思います。

あと、この施設に関して、現行では0歳から3歳までが対象になるということなんですが、実際にほかの自治体で子育て支援センターを開設されているところは、0歳から未就学児がほとんどです。

町の考え方としては、4、5、6歳は年少、年中、年長で、幼稚園・保育園に行くから、恐らくほぼほぼ利用されないだろうというふうに思っていると思うんですね。なんですけど、結局どうしてほかの自治体が未就学児までを対象にしているかという、これは私の考えですけど、やっぱり保育園・幼稚園ではサポートできない支援というのがあるんです。例えば、保育園で教員にこう言われた、幼稚園で先生にこう言われた。それをじゃどこに相談したらいいですかという受皿の施設になると思うんです。

なので、ぜひ最初は0歳から3歳で、あと年齢を延長する、未就学児にするかもしれないということは9月議会の委員会でも担当課長から言ってもらっていますが、やっぱり未就学児までということになるべく早くから設定しておいて、0歳から3歳までの子が使う施設とって設置をすると、未就学児、4、5、6歳の子が持て余すような施設になってしまうんですね、どうしても。

面積の関係もあるかと思いますが、曜日をずらして、0歳から3歳の子は例えば月曜日、水曜日、金曜日、4、5、6歳、ちょっと大きな子が火曜日、木曜日、土曜日、土曜日はないですね、曜日を変えて対象年齢を変えていくという方法も十分考慮したほうがいいのかと思います。この点はちょっと町長に御意見をお伺いしたいんですけど。

○町長（荒木耕治君）

今議員がおっしゃるように、どっちみち造るんであれば、そういうことが可能なことで当初から、造り出すってのは大変ですから、当初からそういうものも頭に入れて設計をして備品も備えていくように、それは色んな今大枠で今0から3というふうに区切るんじゃないで、未就学児までということで、そういうことを想定しながら進めていけたらいいのかなというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。

ぜひ未就学児までということも検討に入れて、ただ、これは議会でこのように私たちが勝手に話をしている、ニーズが本当にあるのかないのかというところがまず先行すると思うんです。なので本当に何はさておき、施設の整備を進めてくださっているのは本当にありがたいことなんですけど、その中身で何を展開していったらいいのかという

ことをきちんと整理をしていただきたいと思います。やっぱり使うのは町民なので、ぜひそこをよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。町長の交際費について。

(1) で、今年7月、8月の交際費公開情報の一部を修正しているが、具体的にどのような修正をしたのかお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

交際費につきましては、屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱第4条及び第5条に基づき、交際費を支出した月の翌月の15日までに情報を公表をしています。

7月分は当初、支出なしと掲載をしておりましたが、供花の支出が漏れていたため修正をいたしました。また8月分につきましては、執行伺いを取った日を掲載していたことが発覚したため、支出した日に修正をいたしました。

今後は誤りがないよう、規定のとおり支払日を基準に掲載するよう十分な確認を行ってまいりたいというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

訂正の理由分かりました。ありがとうございます。

2番の質問に移ります。昨年まで贈答した町産品PR贈答用の贈答品が8月には贈答をしていないが、贈答品の見直しをしたという認識でよいか。こちらに関しては、具体的にパッションフルーツを指しています。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

これまで8月にはパッションフルーツを特産品PRとして、交友関係者等に贈答をしておりましたが、今年度はパッションフルーツの確保ができなかったことから見送りをいたしました。

12月にはポンカン、2月にはタンカンが、台風の影響が懸念をされますが収穫時期となっております。どこの産地よりも屋久島のものはすばらしく、屋久島のことを御記憶いただき、引き続き本町との交友関係を深めていただきたいと思いますという思いから、交友先を通じてPRをしたいと考えております。

なお、贈答先や量につきましては、過度なものにならないよう精査をしてまいりたいというふうに考えております。パッションフルーツも台風の影響で数が少なかったということでございます。

○5番（眞邊真紀君）

パッションが非常に今年手に入りにくいというのは話を伺って、私も知っていましたし、そのせいなのか、もしくは贈答品を見直しをしたせいなのか、どちらかなんだろうなと思っただけの質問でした。

では、年末にはポンカンを必要などころには贈答されるというお考えだと思うんですけど、これから考えるにしても、もう今12月9日ですから、ほとんど贈答先って決まっていると思うんですが、もし今、贈答先分かれば教えていただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

ポンカンも同様、なかなか今年は何か傷が多いのと色づきが悪いのと収穫が遅くなっているということですが、今通常、ポンカンかなりの件数を送っていますけど、今回は送り先は4件です。

○5番（眞邊真紀君）

3番目に移ります。9月議会で私の一般質問の際に衆議院議員への贈答について質問した際、報道は想像と答弁したことについて説明願います。

このやり取りは9月議会の話なので振り返りたいと思いますが、私の質問の中に、「菊陽町とか、例えば鹿児島市長、町長、市長という名義については、どなたかはすぐ分かりますが、国会議員は黒塗りにて全て氏名が消されています。これがどなたかというのは分からないんですが、屋久島ポスト」と私は発言していて、「屋久島ポストさんが取材をする中で、大方、地元選出の衆議院議員であることが分かっているようです。そちらの事務所のほうに取材をかけたら、それは個人からの贈り物だったという認識というコメントをされています。」ということに関して、町長の答弁は、「どこからどう特定したのか分かりませんが、開示の中ではそういう氏名とか一切出しておりませんので、ポストさんの想像でしかないというふうに、今は思っております。」

これは実際に、これは想像ではなくて、実際の取材の内容だったんだろうとこのやり取りの中でも思ったんですが、質問の軸ではなかったもので、ここで押し問答しても仕方ありませんから、このときは別にその先は私も発言しませんでした。

なので、これ実際に想像ではなかったというふうに今町長も認識されていると思うんです。その点について御答弁いただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

9月議会の一般質問において、眞邊議員が「開示請求をかけた住民から情報を共有して情報を持っている、国会議員は黒塗りに全て氏名が消されている。そして屋久島ポストさんが取材する中でとした上で、〇〇衆議院議員なんですけれども、その国会議員というのは高級焼酎三岳原酒をこの5年間で140本、ほかミズイカ、伊勢エビ等魚介類、少なくとも50万円分を贈答をされているという結果が出ています」という発言をされたことに対し、「開示の中では、そういう氏名とかそういうことは一切出しておりませんので、それはポストさんの想像でしかないというふうに今は思っています」と発言をしました。

この発言に至ったのは、町は公文書の開示手続において、贈答先の国会議員の氏名は

個人情報として非開示にしており、また贈答した焼酎の本数及び贈答額を個人ごとに集計をして公表をしていなかったことから、さらに議員からは当該贈答先に対する贈答についての事前通告を受けていなかったため、議会の場で町が明らかにしていない氏名などを答弁する必要はないと考えて発言をしたものです。

しかし、示された贈答先は8月2日に屋久島ポストの取材に私が回答した贈答先であり、議員はその取材結果に基づいて発言をされたものと推察をされます。

この発言によって、取材に対し回答した贈答先が間違っている、記事が推測に基づかれているような表現になったことは、情報公開活動を行っている屋久島ポストの関係者に対し配慮を欠き、申し訳なく思っております。

このことから議事録の修正はルール上できませんが、「それはポストさんの想像でしかないというふうに、今思っています」の発言は撤回をさせていただきたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。今ので十分だと思います。ありがとうございます。

交際費についてなんですけれども、去年の支出から今年の支出を、比べる対象期間が狭いので何とも言えないですけど、8月はパッションフルーツが不作で手に入らなかったのもので贈答を控えたということと、ただ10月が去年は4万2,711円、町産品PR用贈答品で海産物と焼酎を1万8,711円、焼酎2万4,000円で合計4万2,711円の贈答されているんですが、今年に関しては支出ゼロなんですよ、公表を見させていただきますと。

11月が去年は結構支出されていましてトータルで、これはお葬式、供花代が入っていますので全部が贈答ではありませんが、17万8,768円、結構な金額です。

11月の分は12月15日までに公表ということでさっきおっしゃっていたので、調べてみてもまだなんですけど、11月の分の実績って今もし大体で分かれば教えていただきたいんですけど。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今11月に支出をした分につきましては、供花代が1件1万1,000円ということになっています。

○5番（眞邊真紀君）

単純に比較をすると、相当支出を控えられているのではないかというふうにお見受けできます。その理由は何ですか。

○町長（荒木耕治君）

その5年ぐらい前から色んな事業等をやってもらい、例えば光ファイバー、過疎法、今度の離島振興法の改正延長等々、そういうのもありまして、色んな先生方にはお世話になったのもあります。

そういうものが一通りめどがつきましたので、そういうことで今なるべくそういうものを、色々指摘もごさいますので、今見直してやっていっているということでごさいます。

○5番（眞邊真紀君）

9月議会の一般質問の際にも出てきたその過疎法関連の件で、国会議員の先生方にお世話になったということなんですけど、この過疎法に関しては議員立法ですよ。その過疎法から外れる、あるいは新たに入る自治体がある、ない。それに関して自民党のほうで決定されていると思うんです。それを総務省のほうに報告されて、実際に法の適用になっていると思うんです、流れとしては。

その議員立法でその過疎法に入る、入らない自治体を決める権限がある。議員が決めるところに贈り物をしてしまうということは、恐らく国家公務員への贈答、国家公務員には結構厳しい倫理規定がありますよね。位置づけとしては私はそれは国会議員に贈ることは、これに関してはですよ、過疎法に関しては、国家公務員に贈答をしているというのと等しい、極めて等しい行為なのかなというふうに思うんですが、いかが思いますか。

○町長（荒木耕治君）

私どもが過疎法を卒業せずに残って、そのときに色々お世話になった人に、うちのPRも含めて、こういうものですよということで贈ったことで、これをどうしても卒業をさせないでくださいと言って、その時点で私が色々贈り物を贈ったというものではごさいません。

実際、自民党の中で素案をつくるわけですから、自民党の過疎の委員長のところへ出向いたり、色々な周りにも情報収集と言っちゃおかしいですけども、どこら辺までどうなるのかということは、そういうので色々お世話になったのは事実であります。

○5番（眞邊真紀君）

そのやり取りの中に贈答品が必要になるかということ、やっぱり品物は必要ないと思うんです。やり取りするのに、あの挨拶一つ、お互い仕事ですから。その点どうですか、やっぱり贈り物は今後も必要ですか。

○町長（荒木耕治君）

私個人がというより、やはり過疎法を抜けるということは、屋久島町にとってどれだけのことかということです。

ですから私はそういう思いで、終わった後に私個人じゃなくて、やっぱり屋久島の全ての屋久島町のためにそういうことをやったと。それが本当にみんな許されない行為だとしたら、その当時の議会も決算委員会もそのときに、いやこれ多いんじゃないのと、こういうことやっちゃいけないんじゃないのという指摘も一言もありませんでしたから、

その決算でも通ってきまして、私はそれはそれでというふうに思っていましたけれども、その後、そういう指摘を受けましたので、それは皆さんがそういうのであれば自分もそれは見直して、直すところは直して、最低限今やろうとしているところは友好姉妹盟約を結んでいるそういうところとやっぺいこうということに今方向を転換しているということでございます。

○5番（眞邊眞紀君）

項目が町の産品のPRだということで、焼酎もかなりの本数を贈られたりしていましたが、結局、町の産品のPRという名目をつけるには、ちょっと無理があるのかなというふうに思っています。

というのは、焼酎ばかりですよ、ほぼほぼ。なので、それは焼酎のメーカーさんがやればいい話で、町の産品というのは、例えばサバ節とか色々ありますよね。地元の方たちが生産しているものって多種多様ですよ。なので焼酎だけをPRするというのは、一部のその民間企業の産品をPRしているというようなふうに捉えられるのかなというふうに思いました。だから今後、色々検討していただけるということなので、その点もきちんと考えていただけたらと思います。

次に移ります。口永良部島簡易水道工事補助金返還について。

住民訴訟が提起されています。住民訴訟の町側の答弁書には、元担当職員が虚偽報告書を独断で提出したという内容の記載がある。一連の件について議会での説明には一切なかった内容である。答弁書にて主張していることが事実であるとすれば、最も重大な問題について議会に報告をしていないことになるが、いかがかということで質問させていただきます。

実際にどの点を私が言っているかということ、被告である屋久島町が作成している答弁書で、その中には、私たち聞かされていなかったもので、知らなかったことが結構記載されています。

その中でもちょっと驚いて、これはちょっと皆さんにお伝えしておかなければいけないと思ったことがありましたので取り上げさせていただきますけれども、途中からになります。これは実名で書いてありますが、職員の名前をわざわざここで読み上げることもありませんので、役職名で読み上げさせていただきます。

「生活環境課上下水道担当参事は、提出伺い書の起案をすることなく、3月19日の県との打合せに先立って、部下の生活環境課上下水道係主査及び生活環境課上下水道係主任に命じて、公印使用申請書（伺い）という本来軽易な文書に用いられる簡略な手続で公印を押させておいた提出用のかがみに、本件実績報告書を添付して独断で提出したものである。したがって、生活環境課長が事実と異なる内容の報告書が提出されたという事実を知ったのは、本件が浮上した4月になってからである。また、副町長が同年4月

12日に虚偽報告について、生活環境課長らから説明を受けた点については、工事がいまだ完成していないという事実を知った総務課長が生活環境課長以下関係職員を交えて打合せの席上で報告したというものである。この打合せには町長は参加していなかった。なお、この打合せは支払い期日が迫っていた担当参事の退職金の支払い差止めをするべきかどうかと、遅延した請負業者に対するペナルティーを検討するものであった。」

これは議会に説明を頂いていない内容だと思うんですが、一連のことを議会に説明する上で、この重要な部分をどうして説明がなかったのかというのを、この答弁書を読んですごく疑問に思いました。こちらの説明をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

指摘の件につきましては、今回の住民訴訟の答弁書を作成するに当たり、令和2年度事業の実績報告書提出に係る決裁文書が残されていないことが分かり、その旨を記載をしているところです。これはあくまでも被告として主張しているもので、訴訟中の現状では主張のとおり扱うかなどの判断は司法に委ねられるものです。

議会への報告としては、本件の訴訟準備中に判明したことであり、また、屋久島町情報公開条例第7条第6号イの訴訟に関する事務で、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるに該当をし、訴訟中に都度、訴訟事務に関係することを報告することは控えるべきだというふうに考えたからであります。

○5番（眞邊真紀君）

予想どおりの御答弁なんですけれども、今、係争中ですから多くはおっしゃっていただけないかと思いますが、これ実際にこの書面を準備したのは提訴されてからですけど、この事実があったその4月12日に打合せをして再度本人を、当時の退職された担当参事を呼んで、4月14日にもう一度話をされていますよね。そのあたりの経緯については動かない事実というか、もう既にあったことなので、どうしてそのことを議会に説明をしていただけなかったのかなと思うんですが、これは直接裁判とは関係ない話だと思います。説明がなかったのはなぜなのかという質問ですので、ぜひお答えください。

○総務課統括係長（木原幸治君）

今の14日の打合せのことについては、12日に遅延があるということの事実を知りまして、その事実関係については、当時の担当の上下水道の担当参事のほうに事情をしっかりと聞こうと。でなければ、いわゆるそのときの話は退職金の差止めの検討をすることだったので、その事情が分からない限りは判断ができないということで、14日の日に呼び出しをして事情を聞いたということになっています。そのことについては答弁書のほうにも書いておりますので御存じではないかというふうに思っております。

ちょっと記憶が定かではないんですけれども、初めて知ったということについては、議会の経過等の中でも幾つか御説明をしたような記憶が私としてはあるんですけれども、

全くお話ししていなかったというふうには認識はしていなかったんですけども。

○5番（眞邊真紀君）

その内容が答弁書に書いてあるというのは、答弁書を読んでいる私にしか恐らく分かっていないと思います。このことが、実際に4月12日に会議をした、14日にもう一度本人を呼んで会議をした、その内容自体、大体何があったのかというのを議会には一切説明していないはずですよ。ほかの方は知らないと思いますよ。これ、答弁書を見たから分かっているので、だから、こういう大事な報告をどうして議会にしないのかというのと、あと、この答弁書の中身に続きます。

「実際にも生活環境課上下水道担当参事は、担当課長、生活環境課長に相談・協議等をする事なく、本件補助金事務を含めた本事業の一切を取り仕切っており、3月29日付の実績報告書についても、前記（2）のとおり正規の伺いを立てることなく、あらかじめ部下の生活環境課上下水道係主査及び主任に命じて公印使用申請書（伺い）という簡略な手続で公印を押させておいた提出用のかがみに本件実績報告書を添付して独断で提出したものである。」

この行為というのは確かに退職金の差止めをするかどうかというような議論に当然及ぶと思うんです。これを告発したわけでも何でもないので、罪かどうか犯罪かどうかということは、まだ明らかになっていませんけど、見る限りでは独断で報告書を提出した。町長、副町長の本当は公印を許可を得て押さなきゃいけないものを勝手に押して報告をしているというふうに書いています。これは明らかに犯罪だと思うんです、こういう処理をしている。

なので、このことについて担当課でこういうことが起きていたんだということを議会に説明するべきだったと思うんです。なおかつ、こういうことが起きていながら告発もしていない、退職金も差止めは実際にはしていない、係争中で答えられないとおっしゃるかと思うんですが、これは議会に説明しなければいけない内容だと思いませんか。

○副町長（日高 豊君）

ただいまの御指摘のところなんですけど、先程町長からも当初の答弁で申し上げましたように、この決裁文書がないことにおいて、独断でという表現になっていると思いますし、また、この答弁書を作る段階で、この決裁文書が残されていないことが分かったので、現状この答弁書の中には出てきていますけども、実際に皆さん方には報告をしていないというのが時系列的な流れになっているかと思います。

先程ありましたように、現状係争中でございますので、その中身について、あれこれ今ここで私たちが自らの主張を述べる場所ではないのかなというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

答弁書を作成する時点で分かってきたことなので、議会には報告した時点では分かっ

ていなかったということなんですけど、結局は詳細な調査をしていなかったからだと思うんです。訴えが起きたから初めて細かい調査をして、こういうふうに文章化されたと、そういうことですよ、まとめて言うと。

なので提案なのですけれども、やっぱりここまでの不祥事が起きたからには、当事者以外の第三者、私が本当にほかのことでも言っていますが、第三者委員会を設置して、全くもって他人の目で検証していただくということが必要になるかと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることも分かりますけれども、今はまだ係争中で、この裁判の結果と言いますか、そこを見てと言いますか、今ここで同時並行にそういうことをやるというのはどうなのかと思いますので、今はこちらのほうに集中をして私どもはやっていきたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

本来は住民訴訟、監査請求が起きる前に町がきちんと調査をする。調査をするにも、当事者だとできないという特性がありますので第三者委員会が設置されるんですね、普通。なのですけど、なかなか不祥事が起きても第三者委員会は設置されないというのは屋久島町の常になっていますけれども、これは今裁判がもう始まってしまっていますから後でおっしゃるかもしれませんが、結局司法の判断というのは、その法律を基に法律だけで判断がされて結果が出るわけですよ、判決が出る。ただ、その細かい調査は、裁判以外の、その司法の判断以外のものが含まれてきますので、それが再発防止につながるということが非常に利点になると思います。

第三者をどなたを頼むかで当事者に近い第三者を頼んだら当然付度した調査がされます。なので本当の意味での第三者を依頼して、弁護士数名とかというのがよくあるパターンだと思うのですけれども、全く関係のないところに委託をする、で調査をしてもらうというのが、ちょっと順番が逆になりましたけども、裁判が、本当にでも裁判が終わる前でもいいかとは思っています。なのですけど、町側がそういう主張されるのであれば、裁判で一定の結論が出てから細かい調査をされるべきなのかなと思います。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今のところ、そういう今議員がおっしゃるようなことは、今は私は思っておりません。

○5番（眞邊真紀君）

デジャブかと思いました。何かほかのやり取りでも第三者委員会を設置するのを私が提案したときに、町長は全く同じ御答弁されたなというふうに記憶していて、何か蘇ってきたところなんですけど、つい2日ぐらい前のニュースですか、宮崎市が2014年に屋久

島町とほぼ同様の補助金返還をしています。これが3,210万円の返還だったんですが、これが地裁で業者が9割弁済するという判断で、これが高裁に、両方とも控訴したので、業者も自治体、宮崎市のほうもですね、これが宮崎の高裁で業者が100%責任がありますという判決が下りました。最高裁まで行くのかどうかよく分かりませんが。

この事例は、宮崎市は早々に第三者委員会を設置しています。これが弁護士3名で構成されていて、どこにどういう問題があったのかというのは、報道の中ではざっくりとですけど、これはかなりな報告書になっていると思うんですね、見受ける限り。なので、こういう本当に類似した問題を抱える自治体の事例も参考にさせていただいて、宮崎市の例なので検索すれば今すぐ出てきますので、見ていただけたらと思います。

第三者委員会を設置するとかというのは、係争中であり司法の判断も出ていないので、今のところ考えていないという御答弁でしたが、これはかなりまずい問題、答弁書を読み上げて皆さんもこれはまずいんじゃないかと思ったと思うんです、こういうことが起きていたということが。なので、これは調査を進めるべく、今後も一般質問なりしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上になります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月16日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時18分

令和4年第4回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和4年12月16日

令和4年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和4年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第101号 屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分について
- 日程第2 議案第102号 屋久島町情報公開条例の一部改正について
- 日程第3 議案第103号 屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第104号 屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第105号 屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第6 議案第106号 屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第107号 屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第108号 屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第109号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第110号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第111号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第112号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第113号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第114号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第15 議案第115号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第116号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第117号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第118号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第119号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）

について

- 日程第20 議案第120号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第121号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第22 議案第122号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第123号 屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第24 議案第124号 屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第125号 岳南中学校大規模改修工事(建築2工区)請負変更契約の締結について
- 日程第26 議案第126号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第27 令和4年陳情第10号 安定した介護サービスの体制整備への取り組みについて
- 日程第28 屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告について
- 日程第29 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第30 議員派遣について
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	11番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	岩川俊広君
14番	渡邊博之君	15番	大角利成君
16番	石田尾茂樹君		

1. 欠席議員（1名）

10番 緒方健太君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課統括係長	田中啓拡君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

て

- △ 日程第 7 議案第107号 屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 8 議案第108号 屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- △ 日程第 9 議案第109号 屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第110号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第111号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第112号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第13 議案第113号 屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- △ 日程第14 議案第114号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について
- △ 日程第15 議案第115号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第16 議案第116号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第17 議案第117号 令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第18 議案第118号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第19 議案第119号 令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第20 議案第120号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

△ 日程第21 議案第121号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について

△ 日程第22 議案第122号 令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分についてから、日程第22、議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの22件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。

令和4年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第101号、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、114（分割）、121号の条例案11件、予算案2件、その他の案件1件の計14件でした。

委員会審査は、12月12日10時より、第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号、屋久島町情報公開条例の一部改正についてであります。

委員より、詳細な内容についての説明を求める質疑に対し、個人の秘密を守る範囲が、これまでは個人を識別する情報という形になっていたが、権利・利益を害するおそれがあるものに範囲を広げられている。現在、役場の開示・情報公開の際には、役職名は開示し、個人名は非開示となっている。また、企業などの口座番号や社員については、黒塗りで消している状況については変わらないとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号、屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号、屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

委員より、個人情報保護審査会の構成についての質疑があり、町村会で弁護士、商工会関係、女性団体関連などで5名を委嘱しているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号、屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止についてであります。

委員より、これまで再任用された職員はどれぐらいいたかとの質疑に対し、合併以降、希望者が出なかったため、いなかったとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号、屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号、屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号、屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

であります。

委員より、専門員の職務内容や現在の役職との関係性はどうなるのかとの質疑に対し、今後検討していくとの回答がありました。

また、委員より、今後の職員定数に影響もあると思うが、新規採用についての考えは検討されているのかとの質疑に対し、採用なしということは避けるよう国の指導もあるので、年齢構成も考えながら協議していきたいとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）（分割）についてであります。

多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、総務課所管では、委員より、防災対策費、工事請負費で、口永良部島出張所の改修で1,800万円の増額の予算が出てきている。財源が公共施設整備基金であるが、補助金や地方債の検討はされなかったのかという質疑に対し、特定離島の補助金については認識していなかったのを確認したが、今回の整備自体、2階については職員の居住用スペースであり、職員住宅であれば補助金の該当はしないのではないかと。また、1階の出張所については、あくまでも庁舎の整備なので、補助金的なものはないと認識している。今後、防災施設の整備とかで該当する補助金があれば協議していきたいとの回答がありました。

また、委員より、公共施設の中に職員の住宅というのはできるのかという質疑に対し、実際に募集しても事務所と同じ場所に居住することに抵抗があるということは想定し得るが、口永良部島の土地の状況もあり、現担当者の退職も近づいてきているので、早く整備していきたいとの回答がありました。

政策推進課所管では、委員より、旧尾之間支所庁舎解体事業の工事請負費の減額の詳細な説明を求める質疑に対し、1工区の最終的な見込みが599万3,000円、2工区が2,770万8,000円、尾之間支所車庫が1,340万円のそれぞれ減額であり、2工区と尾之間支所の車庫については完了済みである。減額の大きな要因としては、当初設計額が近年の物価上昇率を見て1.1倍で予算計上していたこと、また、1工区・2工区の中で撤去する内容などについて若干重なっている部分があり減額があったとの回答がありました。

教育総務課所管では、八幡小で修繕費が組まれているが、どのような工事計画をして

いるのかとの質疑に対し、来年度、複式学級になるということで、教室を2つに仕切ることになり、教室の後ろ側にも黒板や照明器具などを設置して授業する必要があると出てくるとの回答がありました。

また、委員より、修正案として、口永良部島の出張所改修費1,800万円を歳入歳出それぞれ減額する形で提案がありました。その提案理由として、今回、補正予算を組んでこれから事業を実施するにしても、事業者が見つからず、繰越事業になるのではないかと。一度、予算を落として特定離島ふるさとおこし推進事業へ申請を行い、財源を確保した上で当初予算で再度提案していただきたい。出張所を改修して2階に職員を住まわせると、勤務時間外での対応が多く出てくる状況が生まれ、働く環境として適切ではない。口永良部島の住宅事情も解決すべく、職員住宅は誰もが入居できる住宅として、出張所ではない別の場所への建設を視野に入れ、本予算につきまして、補助金の活用を前提とした総合的な見直しを図っていただきたい。

討論に入り、まず、修正案賛成者の意見として、単身用と世帯用と振り分けているが、結婚した場合は家族が生活できない。また、特定離島ふるさとおこし推進事業の申請が通れば、財源を節約することができる。3月議会でも補助事業の検討をするということになされていなかった。避難所として指定されている以上は、避難所として残してほしい。特定離島の補助事業が使えるのであれば、その補助事業でできることを改修してもらい、住宅に関しては新たな予算で別につくるべきである。

修正案反対者の意見として、修正案で特定離島ふるさとおこし事業が出てきたが、これが予算づけできるのか不確定なところもある。町長と島民との意見交換の場で、トイレ改修などの利便性を図られている。特に反対の人もいなかったということは、改修案に対し納得していると思うし、この2階の有効利用を今やらなければいけないと思う。設計も500万円かけて出ており、3月に議案を通した以上、島民のためにも早いうちに事業をしたほうがいいのではないかと思う。

以上の討論があり、起立採決の結果、本修正案を可決することに賛成者が多数であり、口永良部島の出張所改修に係る修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正案以外の原案についての起立採決の結果、本案を可決することに賛成の起立多数により、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）（分割）については、修正案及び修正案以外の原案を可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第121号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

委員より、自動車航送収益が下がっている理由は何かとの質疑に対し、自動車航送費が伸びるだろうという形の中で補正予算を組んだが、実際には伸びなかった。公共事業

の状況にも左右されたのではないかとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、12月13日、現地調査において、平内民具倉庫、尾之間図書室、中央公民館、旧尾之間支所、歴史民俗資料館を巡回しました。民具倉庫、歴史民俗資料館などは、公共施設など、総合管理計画における計画もあるが、現在開かれている再配置ワークショップの意見も参考にしながら、様々な角度から検証することが必要である。また、旧尾之間支所の解体工事は、現在、60から70%で完了しており、適切な事業をしているようでありました。年末のお忙しい中、丁寧な対応をしていただきました社会教育課長、政策推進課長、担当職員には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（小脇淳智郎君）

おはようございます。

令和4年度第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第113号、議案第114号（分割）、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第122号、条例案1件、予算案8件、計9件でありました。

委員会審査は、12月12日10時より、役場本庁舎第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席を頂き、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第113号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、質疑を行いました。質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）（分割）については、多岐にわたりましたので、主なものを報告します。

観光まちづくり課所管では、ふるさと納税の返礼品として焼酎が多いが、今年は品薄になっていると聞くがとの質疑に対し、昨年に引き続き、焼酎は品薄な状況である。事前にこのぐらいの量なら出せるという連絡をもらっており、物によっては即時対応できない物もあるとの回答がありました。

また、住宅が不足しているが、不動産と連携を取って必要な方に紹介等ができないかとの質疑に対し、あっせんはできないが、空き家バンク等の情報を正確に分かりやすく流していきたいと回答がありました。

また、青少年旅行村の便座洋式化について年次計画はあるかとの質疑に対し、全てを洋式化するわけではないが、和式も残しつつ、段階的にやっていければとの回答がありました。

また、一湊海水浴場の休憩所について、修繕の内容は、また、それ以外の施設の補修の予定はどうなっているかとの質疑に対し、国体の事務局からは、特に施設整備という話はないが、町長と現地を確認し、迎える側として最低限の整備は必要と判断した。今回は、屋根の爆裂の補修と塗装を行う。春田や栗生など、他の施設も老朽化が進んでおり、これを含め、順次対応していきたいとの回答がありました。

生活環境課所管では、ごみ処理施設の炭化炉の修繕はいつ終わるのか、また、今たまっているごみの処理はいつまでに終わるのかという質疑に対し、順調にいけば年内に処理が始められるようになり、1月を過ぎれば全量が元に戻るところまではいかなくても、安定してごみの処理ができる予定と回答がありました。

建設課所管では、永田の萩原線の工事費を700万円減額しているがとの質疑に対し、県の事業の対象にならなかったための減額であり、来年度については採択見込みであるとの回答を頂きました。

産業振興課所管では、牛温恵はどれくらい普及しているかとの質疑に対し、細かい調査は行っていないが、多頭飼育農家では、ウェブカメラをつける等、IT化は進んでいると回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第115号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）については、他の特別会計に比べ、研修のための旅費が多いという質疑に対し、企業会計の制度が複雑であり、研修に行く必要がある消費税やインボイスの関係のこともあるため、積極的に研修に出たい。研修がその他の会計にも波及すればよいと思うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第116号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算（第3号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第117号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

4号) については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第119号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第120号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算(第3号)については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、12月13日、現地調査において、千尋の滝頭首工、営農支援センター、子育て支援センター建設予定の屋久島町総合センターを伺いました。お忙しい中、丁寧に対応していただき、担当課職員には大変お世話になり、誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(石田尾茂樹君)

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

なお、産業厚生常任委員会の報告については、常任委員長が欠席のため、副委員長による報告でありました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算(第9号)の修正案に対する質疑もここで行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石田尾茂樹君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石田尾茂樹君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号、屋久島町町営船建造及び船舶事業運営基金の処分についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、屋久島町情報公開条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号、屋久島町情報公開条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号、屋久島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号、屋久島町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号、屋久島町職員の再任用に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号、屋久島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号、屋久島町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第108号、屋久島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号、屋久島町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第110号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号、屋久島町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。

本案に対する総務文教常任委員長報告は修正です。これを本案と併せて議題とします。

まず、原案に賛成の者の発言を許します。（「原案」と発言する者あり）原案です。

○4番（中馬慎一郎君）

先程、委員会報告で修正案の説明をし、報告をしたところでありますが、この原案に対して、口永良部島出張所改修についての私の意見としては、3月の議会で大本のこの事業を通した。私も賛成して通しました。その中で出てきた特定離島などの補助事業の案件ですが、特定離島の事業を申請したとしても、使える補助率、補助事業の内容が非常にまだ不確定なところもありまして、この修正案に対しては反対をし、原案を賛成したいと思っております。

ただ、委員会の中でも出ました職員の住宅もちろん大事なんですけど、口永良部島に入ってくる新しい方々への住居の建設もやっぱり早急にさせていただきたいと思っております。ですから、この案件とはまた別にそういう住居問題というのをまた審議にかけていただき、考えていただければなと思っておりますが、この修正案に関しては反対をし、原案を賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

修正案賛成、委員長の報告に賛成の立場で討論をいたします。

原案に対しては、3月議会でも修正案を出させていただいておりました。その際にも議員の議決は割れ、原案に賛成された議員の中には、当時の総務課長の「補助金や地方債を充当する道があれば、そちらを検討する」との言葉を信じて原案に賛成された方もいらっしゃったと思っております。

しかし、今回の委員会の中で分かったのは、現在の課長にはその内容が引継ぎされておらず、町は補助金充当の可能性については検討していなかったという事実でございました。

町民の税金で事業を行うに当たり、補助金等の調査もされていなかったというのは、適切な事務処理ではないように思えます。また、委員会で担当課長に、鹿児島県離島振興課のほうへ、特定離島ふるさとおこし推進事業の適用可能性について御確認いただいたところ、職員の住宅は対象外だが、救急船待ち施設としての改修であれば事業の対象になり得るかもしれないとの回答であり、そうであれば、補助金が見えるような整備を念頭に事業を組み立てるのが本来の筋であると思っております。

先程、同僚議員の討論の中で、補助が不確定という言葉がありましたけれども、不確定であれば、なおさらそこをしっかりと調査されて、確定させてから事業を組み立てていくというふうにしていただくのがよろしいかと思っております。

そして、令和5年度の事業募集については、申請の期限が令和5年1月4日までのため、これから協議しても令和5年度の事業実施にもまだ間に合います。今回、補正予算を組んでこれから事業を実施するとしても、恐らく繰越事業になり、工事の完了時期にさほどの差は出ないと思います。ここは一度、予算を落として、特定離島ふるさとおこし推進事業へ申請を行い、財源を確保した上で、当初予算で再度提案していただきたい。

委員会の中では、いち早くこの船待ち施設を改修しなければならないという意見も聞かれましたが、いち早く改修しなければならないのは、屋久島のほかの公共施設も同じです。公共施設管理計画の行政系施設に位置づけられている35の施設、その中だけでも、口永良部島救急船待ち施設の築年数33年よりも古い施設が17施設もあります。早く改修しなければならないからといって、これらを全て一般財源だけで修繕するのでしょうか。ほかの施設はそのままなのに、この船待ち施設だけを補助金なし、一般財源5,000万円以上かけて修繕することに町民の納得が得られるのでしょうか。

そして、同時に、これも3月議会でも指摘しておりますが、出張所を改修して2階に職員を住ませるということが本当に適切でしょうか。口永良部島の救急船待ち施設は、あくまでも公共施設であり、町民が自由に出入りできる場所のはずです。そこを職員しか住めない住宅に改修してしまうということは、言わばこの議場が職員住宅になり、一般町民は使えなくなる、そういったことと同じことですから、これは異様なことであると思います。

出張所を職員住宅にしたところで、そこには職員しか住めず、民間で働こうとする方は住めないのだから、口永良部島の住宅事情は解決しません。それに、一般財源を5,000万円以上かけるというのは非常にコスパが悪いと思います。救急船待ち施設は、公共施設の性格を残しつつ、救急船待ち施設として当たり前前に改修をし、職員住宅は別途ほかの場所に独立して建設すべきです。

3月議会、そして12月議会と、議員の賛否が割れている議案ですから、一旦差し止めて考え直していただくのが普通の対応だと思います。町には、一度立ち止まって考え直していただき、補助金の活用を前提とした口永良部島の住宅事情を解決するような総合的な見直しを図っていただきたい。

以上の理由により、委員長の報告に賛成をいたします。

この件、どうしても今議会で一般財源全額の予算づけをしなければならない件でしょうか。議員の皆様におかれましては、町税をなるべく節約するという基本に立ち、二元代表制である議会の権能をゆめゆめお忘れなきよう、何とぞこの修正案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

私は、原案に賛成の立場で討論を行います。

この件につきましては、私も3月定例会の当初予算のときにも原案に賛成をいたしました。常任委員会でも発言をさせていただきましたけれども、口永良部出張所につきましては、事務所が2階であるということ、そして、階段を上り下りしなければならず、また、トイレ等についても大変使い勝手が悪く、トイレの改修等を含め、その使い勝手の悪さから、島民から度々要望が出されていたところでもあります。

また、せんだっての町長と島民との意見交換会の中で、改修計画が提案され、島民からの異論も特になかったと聞いており、一刻も早い改修が望まれているものと推察をいたします。

また、2階部分の居住地としての改修についても、例えは悪いかもしれませんが、本庁舎においても警備員を配置しており、むしろ口永良部島島民の思いとすれば、そこに職員なりが常駐していることにより、いざ有事の際や緊急時の対応など、不安解消や安心感にもつながるものと思っております。職員の配置については、今後、適切な検討をしていただければよろしいのではないかと考えております。

なお、財源措置につきましては、当初予算確定後、前任者との引継ぎが適切になされず、詳細な検討がなされていなかったことは指摘をするところではありますが、今回提案されております特定離島ふるさとおこし推進事業につきましても、果たして採択されるかどうかは不確定要素があります。不確定要素であるものを提案するのはいかがなものかと思っております。

また、既に設計委託も終了しており、取り下げるとなると、新たな財源に加え、さらに日数を要することになり、ますます遅延が予想されます。

以上のことから、口永良部島民の要望に応えるためにも、一刻も早く完成させるべく、原案に賛成をいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○11番（高橋義友君）

令和4年度屋久島町一般会計予算案に対し、修正案に賛成の立場で理由を述べさせていただきます。

今回の予算案1,800万円は、口永良部出張所を改修し、職員住宅2世帯分の住宅整備等に係る追加予算であります。あわせて、出張所改修費用は5,300万円になります。口永良部出張所改修工事につきましては、当初予算でも審議され、設計・改修工事予算として3,500万円が上程され、可決されております。この件に関しましても、同僚議員が、

町単独事業でやるのではなくて、有利な地方債とか、特定離島ふるさとおこし推進事業等を活用できないか検討してくださいと、総務課長に願い、発言をしております。にもかかわらず、今議会の総務委員会の中で、現総務課長は、そういうことは聞いておりませんと、口永良部出張所改修予算として一般財源から1,800万円を上程しております。

口永良部出張所改修工事の中には、職員住宅2世帯分の住宅整備、支所の移動とフェリー太陽Ⅱの切符発売所の改修も含まれております。特にフェリー太陽Ⅱの切符発売所の改修は、特定離島ふるさとおこし推進事業、生活基盤の整備で、航路待合施設整備の名目で補助事業の対象にもなっております。こういう補助事業を活用しないで一般財源で総事業費5,300万円の予算を執行するのは、財政面からしてもおかしいと思います。いま一度立ち止まり、見直す勇氣も必要ではないでしょうか。

よって、私は、修正案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○6番（相良健一郎君）

委員長報告では、修正案が可決されました。私も補助金を使えるならばと、修正案に賛成した一人でございます。しかし、委員会終了後、色んな立場、考えを持ちまして、補助金を確かに活用したら、自主財源が少ないということは分かります。しかし、不確定なものを今していいのかということもありまして、もう事業が始まっております。口永良部島島民にとって何が最善かということを経済的に考えました。そうしたら、やはり今年度に今の事業をするべきではないかと思い、修正案に反対し、補正案に賛成いたします。

以上です。

それと、2階部分については、職員のプライバシー保護の観点から、もう少し考えていただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

私は、2つの観点で原案に反対の立場を表明いたしたいと思っております。

一つは、財政の効力性の問題です。自治法の財政運営の柱として、最低の費用で最大の効果を、これが大原則なはずであります。ところが、今回は、有利な特定ふるさと推進事業があるにもかかわらず、これが適用されていないということ、これこそがまず大問題だと。そして、今回、補正の1,800万円は、その効率性のさらに悪さを、傷口を広げるようなものだというふうに思います。

先程から不特定要素、いわゆる特定ふるさと推進事業を適用させるためには不確実性ということが述べられておりますけれども、今回の委員会で、鹿児島県にわざわざ電話をして、そして、職員住宅がなければ採用の可能性があるということですから、これは不確実でも何でもなくて、そのところを省けば適用されるということは確実だというふうに思います。

そういった意味で、これまでの今度の委員会で分かったのは、最初からこの特定ふるさとおこし事業が当局の念頭になかったと、こう言い切っていないんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、財政の効力性、効率性みたいなものの意識がこの事業に関してはなかったということを指摘しておかなければなりません。

もう一つは、いわゆる改修建物の運用の仕方であります。委員長の報告でありましたけれども、単身用と世帯用があります。ただ、単身用の方が結婚をして、そして、いわゆる単身用が使えなくなって外に出たら、この空間は新たに単身用の職員を採用しない限り、ずっと空いた空き室になってしまう。こういう不合理性も指摘しておきたいと思っております。

さらに、私の中に懸念がずっとあったのは、委員会では言いませんでしたけれども、生活の場がそういう施設の中にあることのリスクとして、火災などのリスクが高まるということになるわけです。そんなことは絶対にないとは誰も言い切れないと思っております。そういったときに、町民の貴重な財産、施設、そういうものが失われるというリスク、これは避けなければならないのではないのでしょうか。そういった意味で、改めてこのことは見直して、要するに建物の改修と、そして、口永良部の住宅難の解消というのは別々に考えて事業を進めて計画してほしいというふうに思います。その点で、私は、原案には反対、修正案に賛成と思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

令和4年3月の第1回議会定例会において、令和4年度一般会計当初予算の中で、今議論されています役場、口永良部島出張所改修費として、職員住宅の改修も含む大規模改修費が提案され、審議の結果、既に可決をされています。

このたびの実施設計に当たり、口永良部島島民の要望を受け、島民の利便性を考慮し、より充実した施設となるよう当初計画を変更することとし、先程来出ておりますように、トイレのバリアフリー化を始め、計画にはなかった外装工事を行う計画になっていると聞いております。計画変更に伴う工事費の増及び今日の物価高騰等による経費1,800万円を増額する内容の補正予算と理解しております。

町が事業を執行するに当たり、各種補助事業の導入、財源確保の検討は当然のこと

す。ただ、時と場合によっては、町民の生命・財産を守るべく、または生活を守るべく事業として、一般財源を投じてでも早急に実施しなければならない場合もあると思います。

今回の補正予算案は、口永良部島の現状、そして、将来を見据え、島民の思い・願いに応えるべく、町長の最良の英断と評価し、私は原案の提案に賛成をするものです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

○5番（眞邊真紀君）

修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

たくさん意見が出ていますけれども、大きく2点、補助事業を利用するべきだということに関して、不確定だという意見が複数出ております。ただし、不確定だということは、裏を返せば採択される可能性があるということを示していると思います。これは補助事業の対象でもありませんよということではありませんので、ここは立ち止まって、補助事業を利用するべきかどうか、それが可能かどうか探る必要があると思います。

あと、大きくもう一点は、職場が住まいになるということ、島民の目線からすると非常に利便性がいいと思います。ただし、現在は労基法もどんどん改正されているように、労働者の過重労働を防ぐべく、各職場でも働き方改革されていますよね。郵便局が土日の普通の郵便の配達をやめて私たちは非常に不便をしていますけれども、郵便局の職員を守るためにあの制度は設けられているわけです。そういうことを考えると、島民の目線から見ると、そして、職員の目線から見るとということも屋久島町としては非常に大事な目線であると思います。

なので、もう3月議会でこの事業自体の予算、大きな予算はついていますがけれども、立ち止まって考えられないということではないと思いますので、私はこの2点について立ち止まって考えるべきだという意見を大きく持っていますので、修正案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

○7番（岩山鶴美君）

原案に賛成の立場で意見をいたします。

同僚議員の意見と重なりますけれども、口永良部出張所改修については、職員の住居も含めて、その内容はそもそも当初予算で可決されています。今回の1,800万円については、口永良部島の方々の要望であるトイレのバリアフリー等々の地元の声を反映した補正予算だと認識しています。

担当課より、6月28日に実施された町長と口永良部島の皆さんとの意見交換の場において、この改修工事について十分な説明をした上で、誰一人反対をした人はいなかったとの報告を受けました。口永良部出張所が改修されることを島民の皆さんは心待ちにしていると思います。そこに来て、今回の修正動議であります。ここで止めることになったら、私は議会の責任を問われることにもなると思います。ここで止めてしまうということは、島民の意見を裏切る行為になると思いますが、その覚悟はあるのでしょうか。

定住促進や住宅事情のことも言われていましたけれども、それはまた別問題だと思っています。今回の補正予算を通して、立ち止まることなく、口永良部出張所を改修すべきだと考えます。よって、修正動議に反対して、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）修正案について採決を行います。

この採決は、電子採決によって行います。

修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

この採決は、電子採決で行います。

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。原案です。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、議案第114号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号、令和4年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号、令和4年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第120号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第121号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号、令和4年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第23 議案第123号 屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結について
- △ 日程第24 議案第124号 屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の締結について
- △ 日程第25 議案第125号 岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負変更契約の締結について
- △ 日程第26 議案第126号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第23、議案第123号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結についてから、日程第26、議案第126号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）についてまでの4件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

提案いたします案件は、契約案3件、補正予算案1件の計4件であります。

それでは、議事日程に従いまして説明いたします。

まず、議案第123号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結につきましては、安全対策のため、外部足場の養生シートの施工範囲を広げるなどの設計変更のため、契約金額に258万9,000円を追加し、6,605万9,000円にするものであります。

次に、議案第124号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の締結につきましては、新たな一般廃棄物処理施設の建設に向け、総合評価一般競争入札を実施したところ、3社から参加資格審査の申請があり、うち提案書の提出があった2社を屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会で審査し、26億9,357万円で落札したテスコ株式会社代表取締役高橋久治と工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第125号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負変更契約の締結につきましては、学校と協議の上、工事施工中に必要となった生徒用仮設トイレの設置などの設計変更のため、契約金額に272万1,000円を追加し、8,027万1,000円に変更するものであります。

議案第126号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）につきましては、民生費において新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の増額を、商工費において雇用機会拡充

事業の追加メニューに対応するための増額を、財源として国・県支出金及び基金繰入金
を充て、歳入歳出それぞれ564万円を追加し、予算の総額を125億4,493万7,000円にする
ものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第124号について1点だけお伺いします。

2社がプロポーザルに参加されて総合評価を受けたわけですが、この価格が予定価格より約15億円多く見積りを出されているんですけれども、募集した時点で、それから数か月たって仕様書とかの提出があって、やり取りが恐らく町とあったと思うんです、主に担当課だと思えますが。こういった価格のものを出してくるというのが大方分かっていたのか。それとも、この当日、プロポーザルの当日にこういう高額な見積りを出してこられたのか。ちょっとここは不可解だなと思っていまして、そこをお聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

当日のプロポーザルでは、両業者さんとも6人上限でお呼びして説明を伺ったんですけれども、いずれも6人まで出て、非常に熱意のある説明を伺ったわけでございます。実際、その後、町長室で開札した結果、超過を確認したという形でしたので、私たちとしては、その段階まで超過といったところはあったかもしれない、あるかもしれないというのは当然可能性としてはあるわけですが、一応想定というか、枠の中に入っているというような思いは認識をしておりました。

○5番（眞邊真紀君）

では、当日まで、この予定価格では到底ちよつとうちの設備は設置できないよというふうには一言もおっしゃらずに、当日参加されて、評価を受けて、見積額が出されたものが当日そうだったという認識でよろしいんですね。

○生活環境課長（計屋正人君）

そのとおりでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございますか。

○1番（岩川卓誉君）

同じく議案第124号なんですけれども、今、新しい処理場になるに当たって、現在か

かっている年間のランニングコストに対してどれくらい安くなるということがもしお分かりになればということが1点と、あと、契約予定になっているテスコ株式会社さんは、全員協議会のときに、処理施設の運営に実績がある会社だというふうに御説明があったと思うんですけども、建設後の管理運営というところまで含めてテスコさんに打診をするといったような予定があるのかどうかということをお聞かせください。

○生活環境課長（計屋正人君）

まず、2つ目の質問についてなのですけれども、本日議決を頂きますと、本契約というような形になります。それに従いまして、当然、運営の在り方といったところも協議・検討を開始しなくてはなりません。現在のところ、テスコ株式会社さんに運営を任せるといったような考えはございません。あくまで一つの案といいますか、当然、中にはきちんとした入札行為を行って運営をする業者を決定していくということになりますので、その協議をどのような在り方がいいのかといったところを含めて、協議を並行して続けていくような形になります。

1点目の価格差といったところなんですけれども、申し訳ないです、明確にこれだけ違いますといったところは今お答えはできません。ただ、感触として、例えば、今の炭化電気溶融炉、電気代とか月額当たりでも相当な経費がかかっていますので、そういったところは月額当たりにしても随分減るのではないかと。ただ、当然、今度は焼却になりますので、重油等の使用が増えるといったところもありますので、そこは再度、20年間の見積り等を頂いていますので、またこちらのほうできちんと整理をしたいと思っています。

以上です。

○1番（岩川卓誉君）

1点目の年間のランニングコスト関係についてはまた、急がなくて大丈夫ですので、資料ができたなら議会のほうにもお示しいただければと思います。

あと、続けて、すいません、もう一点質問なんですけれども、議案第126の一般会計の補正予算の中で、先程説明の中で、地域社会維持推進交付金の追加メニューというふうにおっしゃったかと思うんですけども、追加メニューの内容についてお示しいただければと思います。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本町では、平成29年度から令和3年度まで、御存じのとおり、雇用を伴う創業事業拡大を図るために雇用機会拡充事業を実施をしておりますが、実施した事業者の中で、今の物価高騰等による影響が大きいものに対して、過年度に創出された雇用を維持するための事業資金の一部を支給するという中身になっております。

補助率等については、これまでの事業と一緒に、国・県・町のほうで75%、事業者が残りの25%ということで、個人事業主の場合は上限100万円、法人の場合は200万円までということで、一応、事業者にもアンケートを取って、まだ補助の対象になるには色々な条件があるんですけども、一応3名ほどが該当しそうだということで、一応今回のこの金額を計上させていただきました。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第123号と125号の契約変更に伴う変更工程表のほうでは、特に完成期間の変更はなしとなっていますが、今、進捗状況としては大体、工事完成の何割が完成しているのか、その辺が分かれば教えてください。

○建設課長（日高 望君）

岳南中の大規模改修につきましては、今回、変更契約のほうが整ってきていますので、すいません、70%ぐらいになろうかと思えます。

それと、今、ここに変更契約の関係をお示しをしております。ということは、工事のほうの動きが、現場のほうの動きが出てきて、これが途中で例えば50%、40%行かないぐらいのところに変更をかけますと、再度また変更が出てくる可能性がありますので、今回2件上げています、変更内容を。ということは、現場のほうの進捗状況がかなり進んできているという形で御理解をしていただければと思います。すいません、正確な数字のほうは今は回答はちょっとできません。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第123号から議案第126号までの4件は、会議規則第39条3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第123号から議案第126号までの4件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号から議案第126号までの4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第123号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第123号、屋久島町総合福祉センター屋根改修工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第124号、屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第125号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負変更契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第126号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 令和4年陳情第10号 安定した介護サービスの体制整備への取り組みについて

て

○議長（石田尾茂樹君）

日程第27、令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備への取り組みについてを議題とします。

本件については、産業厚生常任委員会の付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（小脇淳智郎君）

改めまして、産業厚生常任委員会に付託された令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備の取り組みについて、審査の経過と結果を報告します。

12月12日15時より、役場本庁舎第2委員会室において、健康長寿課長の出席を頂き、執行部として見解を伺い、審査を行いました。

委員より、陳情を出されている協議会有志の方々と町は今まで連絡を取ったり検討してきたかという質疑に対し、こういう陳情を出すという報告もなく、ケアマネジャーとの意見交換が不十分であった。今後、介護職に関わる人間を増やしていくということを考えていきたいとの回答がありました。

討論を行ったところ、賛成討論では、介護現場の労働力不足は早急に解決しなければならない課題である。介護保険料を納めてもサービスが受けられない方が出てくることのないよう、情報を集約し、町も議会も動き始めるべきという討論がありました。

反対討論はなく、採決の結果、採択することと決定いたしました。

以上、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

なお、ただいまの報告についても、委員長病休のために、副委員長の報告であります。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備への取り組みについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備への取り組みについてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、令和4年陳情第10号、安定した介護サービスの体制整備への取り組みについては、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

△ 日程第28 屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第28、屋久島町交通対策調査特別委員会中間報告についてを議題とします。

屋久島町交通対策調査特別委員会から、これまでの活動について中間報告をしたいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町交通対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

屋久島町交通対策調査特別委員長の発言を許します。

○屋久島町交通対策調査特別委員長（大角利成君）

交通対策調査特別委員長の 大角利成でございます。お時間を頂き、ありがとうございます。

交通対策調査特別委員会は、令和3年、町議会第4回定例会において、屋久島空港整備の早期着工促進、超高速船ジェットフォイル及びフェリー屋久島2の更新要請につい

て、調査・研究するために設置をされました。

委員は、私、大角利成と内田正喜委員、相良健一郎委員、岩山鶴美委員、榎光徳委員、緒方健太委員、日高好作委員、岩川俊広委員の8名です。

1月11日に、日高滋県議会議員にも同席していただき、第1回委員会を開催して、運輸業者並びに県等行政機関との意見交換会を開催しながら、情報収集と要請活動を行うこととしました。

これまで8回にわたり、委員会並びに関係機関等との意見交換会を開催してまいりましたので、以下、主な事項について報告を申し上げます。

コロナ感染者増により、日程が二転三転いたしました。4月20日10時30分から約1時間程度、鹿児島市の市丸グループ本社において、種子屋久高速船株式会社社長ほか、役職員4名との意見交換会を行いました。

冒頭、会社側からコロナ禍にあって利用者が激減し、大変厳しい航路維持状況が続いているとの説明がありました。また、現有の超高速船については、造船から30年から40年が経過しており、新造船期に来ていることから、全国の高速船関連会社8社で情報交換を行っているが、現況では、造船発注をする会社はないとのことでありました。

国に対して、超高速船への補助制度要請を行っているところであり、改正離島振興法の法案制定を願っているが、島側も一緒になって陳情等を行ってほしい旨の要請がありました。

新造船に係る期間は大体3年、価格はこれまで1隻50億円とか言われてきましたが、現在の情勢では何とも言えない。新造船に当たって、現有の古い船を1隻造船会社に提供して、使える部品等は再利用することも検討しているが、それでも1割程度のコストダウンしか期待できないのではないかと見込んでいます。

現有船については、今のところ、二、三年は就航に支障がないとの判断から、コロナ等で先の見えない現時点において、新造船の着工という議論はないとのことでありました。

同日の4月20日午後3時30分から1時間半程度、鹿児島市の県町村議長会会議室において、日高滋県議会議員同席の下、県土木部港湾空港課長ほか職員3名を交えて、屋久島空港整備に関する意見交換会を行いました。

県側から、これまでの取組、経緯の説明があり、今後の課題として、空港整備後における航空会社のジェット機就航の確約が第一であることから、屋久島町と県が一体となって誘致活動に取り組んでいきたい。県の目標としては、基本的には事務手続等は令和5年で終了したい。もちろん、航空会社のジェット機就航意向がポイントであることから、主にJAL、ANA、スカイマーク各社へも足を運んでいる状況で、関東からの就航を考えている。ジェット機就航に確約がされれば、用地の同意を得る作業であり、既

に調査を進めている。

また、工事については、ほぼ夜間工事になると想定しており、滑走路については500m延長するだけだが、環境影響評価の中では8年を見込んでいる。国の予算枠も関係してくるが、具体的には実施設計の中で検討したい。種子島空港整備と同様、特別な組織体制を取らないと、今の人員ではとても対応できないとの思いから、本年度、用地調査の関係職員の増員をお願いしたとのことでした。

また、5月18日午前10時30分から1時間程度、鹿児島市の折田汽船株式会社において、常務取締役及び統括部長との意見交換を行いました。

会社側から、フェリー屋久島2は、就航から30年程度経過しており、5年に一度の定期検査、また、その中間での中間検査に多額の費用を要していることから、4年後の定期検査までに新船を造る話は進めているが、大変厳しい状況下にある。現在のところ、フェリー屋久島2は、旅客船として継続就航していることは決定している。

新船建造の考え方としては、基本的には2,500トンから3,000トンぐらいの大きさで、フェリー屋久島2より総トン数は落ちるけど、車両・貨物については、もっと効率よく積めるような船をと思っている。他県では、県が補助して島民運賃を格安にしている例もあるので、できたら新船建造の際に支援していただけるとありがたい。

また、宮之浦港について、少々の荒天時でも接岸できるように、静穏度が保たれるように整備してほしい。そして、計画の際には、船長等の意見も聞いてほしい旨の要請がありました。

8月30日午前9時50分頃から1時間程度、本町議会棟第1委員会室において、県屋久島事務所長ほか職員と屋久島空港整備についての意見交換会を行いました。

屋久島事務所から、これまでの経緯と整備に伴う地権者からの同意書の取得状況について説明がありました。

これまでの経緯につきましては省略いたしますが、土地同意書の取得につきましては、6月から島内の地権者について戸別訪問等を、島外の地権者については文書・電話による依頼を進めている。8月29日現在では、島内地権者についてはほぼ全員の方から、また、島外の地権者については半数以上の方から同意を取得している状況で、島内・島外合わせると、想定している地権者の3分の2以上の方々から同意の取得が進んでいる。来月以降は、島外の地権者で返事がない方については直接訪問するなどして対応していくとともに、十数名の土地所有者が不明なところもあるので、役場と連携して解消に努めたい。現在のところ、島内・島外どちらの地権者からも特に事業に反対という声はなく、全体として非常に協力的で順調に進められていると考えている。引き続き、役場とも連携し、スピード感を持って取り組んでいきたい旨の報告でありました。

なお、9月20日午後1時30分から1時間程度、荒木町長と本町議会棟第1委員会室に

において意見交換を行いました。

これまでの運輸事業者及び県港湾空港課及び屋久島事務所等からの情報収集を基に、今後の取組について協議し、町と議会が一体となって引き続き要請活動を行うことを確認し合いました。また、空港整備に必要な盛土については、空港近くの町有地からと考えている旨の報告もありました。

特別委員会の活動とは別件ですが、8月8日から9日までの2日間にわたり、屋久島空港利用促進協議会からの要請で、東京における屋久島空港滑走路延伸早期事業化に向けた要望活動に、委員長、私、大角と副委員長、内田の2名が同行をいたしました。陳情先は、森山裕国會議員、国土交通省航空局長、日本航空株式会社、全日本運輸株式会社、スカイマーク株式会社でした。

最後に、特別委員会として、町当局並びに県とも連携しながら、鹿児島一屋久島間の海上交通網の整備、そして、空の交通網としての関東からのジェット機就航に向けた航空会社の確約取得など、屋久島空港整備早期事業化に向けた要望活動を実施すべきことを確認し合いましたので、引き続き調査活動を行うこととなります。

以上、これまでの交通対策調査特別委員会の調査の概要報告といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これで、屋久島町交通対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

△ 日程第29 総務文教常任委員会所管事務調査報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第29、総務文教常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

視察日は令和4年10月12日、訪問先は長崎県五島日本語学校及び五島市役所でございます。

五島日本語学校は、開校2019年4月、これまでベトナムから100名近い生徒を受け入れており、修学期間は2年間、五島市、大学、商工会、民間と、公私連携により、九州総合学院が運営しており、全寮制の学校です。ほぼ全ての生徒たちがアルバイトなどの就労をすることで、地域の人材不足解消にもつながっており、非常に勤勉な国民性もあり、地域の方々にも愛されており、卒業後は日本に残り、様々な職に就く学生が多いとのこと。また、給付型奨学金として、市から生徒1人に対し月4万円が支払われており、手厚い行政サービスを行い、受入れ体制に非常に前向きな姿勢が見受けられました。

五島市役所では、有人離島補助事業の活用について、公共施設の管理、今後の統廃合などの整理について、定住促進政策、二次離島などにおける災害対策、以上の政策説明を各担当から丁寧な説明を受け、質疑の時間が設けられました。

五島市では、基幹産業である農林水産業を始め、観光、定住促進、教育などに国境離島法など補助事業を有効に活用し、積極的な推進を図って、特に定住促進では、3か月間無料の移住体験システムや、30代や首都圏にターゲットを絞った移住政策を行い、年間200人のUターン・Iターン者が移住してきております。定着率も80%の実績があります。

公共施設の統廃合では、一部の施設で地元住民の判断で統廃合を位置づけるなど、行政主導ではない取組もうかがえました。また、10の有人島から成る五島市は、離島間の医薬品配送にドローンを使った試験運航を今年から行っているとのことでした。

五島市が定住促進や教育に非常に強い意欲を持っており、同市の今後の課題としては、観光産業などの人材育成があるなどの話も聞くことができました。

以上で、総務文教常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで、所管事務調査の報告を終わります。

△ 日程第30 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第30、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第31 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第31、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が

ありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時00分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員